# 第３部　災害応急対策

## 第１章　活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため，市，県及び関係機関は，それぞれの機関ごとに応急活動体制を確立する。また，当該地域だけでは対処しえない事態においては，他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い，必要に応じて各種ボランティア等の協力を得るなど，効果的な体制を確立する必要がある。本章では，このような活動体制の確立に係る対策を定める。

### 第１節　応急活動体制

**【関係機関：大島地区消防組合消防本部・奄美市】**

風水害等の災害発生に際して被災者の救援に全力を挙げて対応するため，市，県及び関係機関等は，それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ，迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため，気象警報等の発表後，発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに，それぞれの組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお，災害状況により配備指示が不十分となることも予想されるため，職員は自主参集に努める。

#### 第１　応急活動体制の確立

##### １　災害状況等に応じた活動体制の確立

風水害等による災害が発生した場合，県，防災関係機関及び他の町村等と連携・協力し，災害応急対策を実施するとともに，市及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し，かつ総合調査を行う体制を確立する。

このため，必要があると認めるときは奄美市災害対策本部を設置し，応急対策を実施する。

なお，災害の規模等によっては奄美市災害警戒本部又は情報連絡体制の設置による活動体制を確立して対策に当たる。

また，災害の状況により，県への被災状況の通報や応援要請を行い，被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし，被害の程度によっては，市が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

（１）災害対策本部設置前の初動体制

ア　情報連絡体制の確立

市内に各種の気象警報等が発表されたときは，災害情報や被害状況等の情報を収集するため，総務課・地域総務課職員による情報連絡体制を確立する。

イ　災害警戒本部（支部）の設置

(ｱ)　市内に小規模な災害が発生したとき，又は市内に各種の気象警報等が発表され，災害の発生が予想されるときは，災害警戒本部（支部）を設置する。

(ｲ)　災害警戒本部に本部長，副本部長を置き，本部長には総務部長を，副本部長には総務課長及び土木課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き，事前に指定した課（教育委員会を含む。）の職員をもって充てる。

(ｳ)　災害警戒支部に支部長，副支部長を置き，支部長には地域自治区事務所長を，副支部長には地域総務課長及び建設担当課長をもって充てる。支部に災害警戒要員を置き，事前に指定した課（教育委員会を含む。）の職員をもって充てる。

(ｴ)　災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部(支部)を設置したときは，災害警戒本部(支部)を廃止する。

（２）市災害対策本部の設置（図１）

ア　市災害対策本部の設置又は廃止

(ｱ)　市災害対策本部の設置

市長は，次の基準により災害対策本部を設置する。

①　市内に重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められたとき。

②　災害救助法を適用する災害が発生し，総合的な対策を要すると認められたとき。

③　市内に特別警報が発表されたとき。

(ｲ)　市災害対策本部の廃止

本部長は，市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策を概ね完了したと認めるときは，市災害対策本部を廃止する。

(ｳ)　市長は，災害対策本部を設置又は廃止したときは，その旨を直ちに関係機関へ通知する。

イ　市災害対策支部の設置又は廃止

(ｱ)　市災害対策支部の設置

支部の管内に重大な災害が発生し，又は発生するおそれのある場合は，本部長の指示に基づいて災害対策支部を設置する。ただし，特別警報が発表されたとき又は緊急を要し，指示のいとまがないときは支部を設置し，本部長に通報する。

なお，支部長に事故があった場合は，予め指定された者の順で支部長に代わって指揮を執る。

(ｲ)　市災害対策支部の廃止

支部長は，管内の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策を概ね完了したと認めるときは，市災害対策支部を廃止する。

**図１　市災害対策本部組織図**

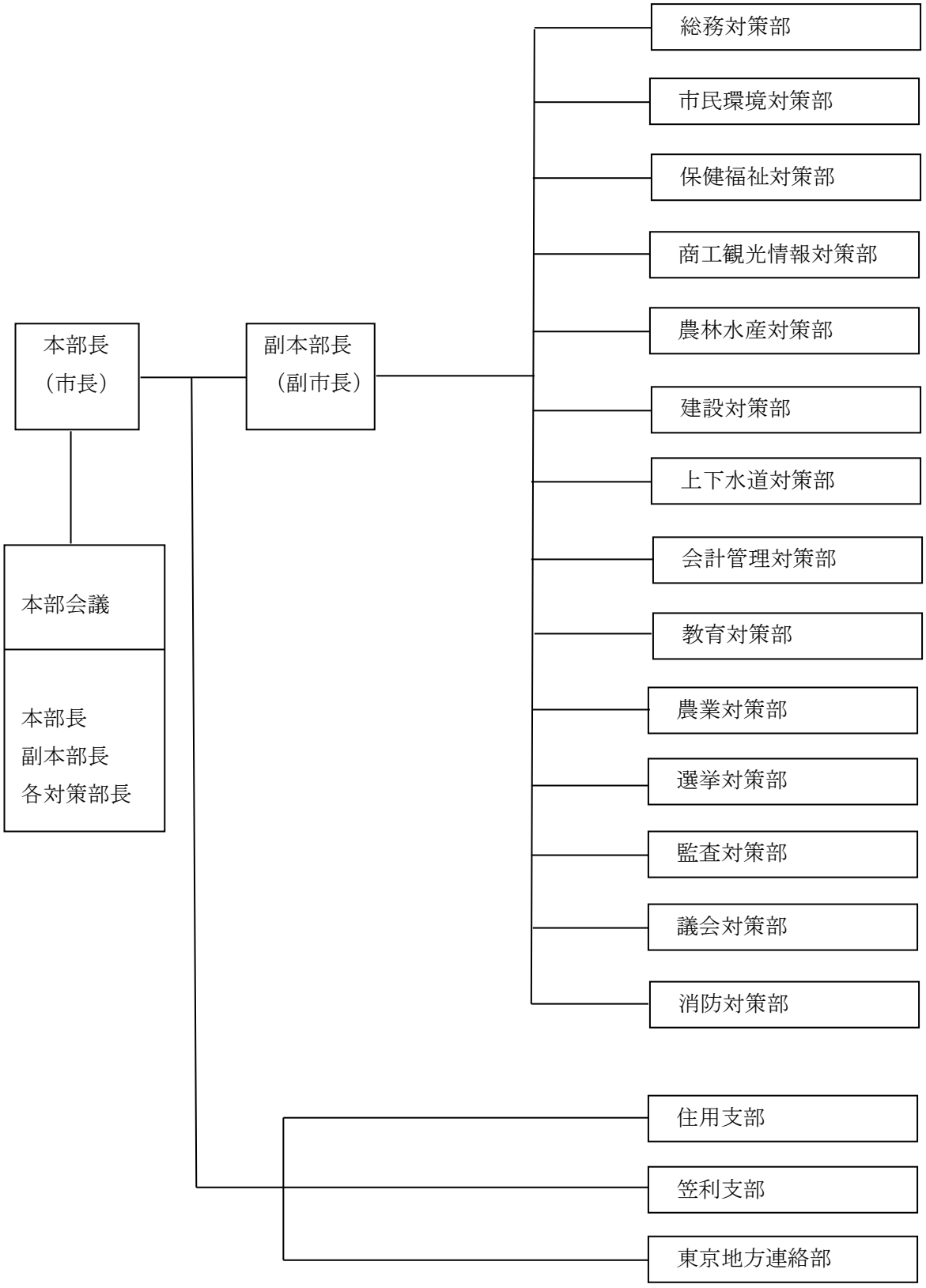

## ２　市災害対策本部（支部）の組織

（１）本部の組織

ア　本部の構成

(ｱ)　本部に災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き，本部長には市長を，副本部長には副市長をもって充てる。

なお，市長に事故や不測の事態があった場合は，副市長，総務部長及び予め指定された部長の順で市長に代わる意思決定を行う。

(ｲ)　本部に対策部を置き，各対策部のもとに各課の職員で構成される班を置く。（表１）

イ　本部の設置場所

本部は，原則として市災害対策本部（市役所名瀬総合支所）に設置する。

ウ　本部会議

(ｱ)　本部に本部会議を置き，本部長，副本部長及び各対策部長をもって構成する。

(ｲ)　本部会議は，次の事項について本部の基本方針を決定する。

①　災害応急対策の実施及び調整に関すること。

②　国，県及びその他防災機関との連絡調整に関すること。

③　自衛隊の災害派遣要請に関すること。

④　災害救助法の適用に関すること。

⑤　国，県，他町村及びその他防災機関への応援要請に関すること。

⑥　その他重要事項に関すること。

（２）地方連絡部

東京事務所に地方連絡部を置き，東京地方連絡部長は東京事務所長をもって充てる。

地方連絡部の所掌事務は表２に掲げるとおり。

（３）支部

住用総合支所及び笠利総合支所に支部を置き，支部長には地域自治区事務所長を，副支部長には地域総務課長をもって充てる。支部の設置は本部長が指示する。各支部の所掌事務は表３－１，表３－２に掲げるとおり。

**表１　災害対策本部の対策部，班の所掌事務（その１）**

| 対策部名 | 班 名 | 課 名 | 所 掌 事 務 |
|---|---|---|---|
| 総務対策部（総務部長） | 本部連絡班 | 総務課 | 1　市防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること<br>2　本部会議に関すること<br>3　各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関すること<br>4　自衛隊等の出動要請に関すること<br>5　災害調書の作成及び県への報告に関すること<br>6　無線通信の運用及び保守に関すること<br>7　都市ガス，液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること<br>8　本部長が特に命じたこと |
| | 秘書班 | | 1　本部長及び副本部長の秘書に関すること<br>2　災害視察者に関すること<br>3　本部長及び副本部長の災害地視察に関すること |
| | 人事班 | | 1　総務対策部総括に関すること<br>2　災害時における人員の動員及び調整に関すること<br>3　職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること<br>4　災害時の総合相談窓口の設置に関すること |
| | 職員構成班 | | 1　職員の災害補償に関すること<br>2　職員の健康管理に関すること<br>3　災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関すること<br>4　他の班・部の応援に関すること |
| | 企画調整班 | 企画調整課 | 1　広報に関すること<br>2　災害写真に関すること<br>3　市の広報紙の発行に関すること<br>4　他の班・部の応援に関すること |
| | 受援班 | 企画調整課，財政課 | 1　受援（人的支援）の調整に関すること<br>2　受援（業務資源）の調整に関すること |
| | 財政班 | 財政課 | 1　所管する市有財産の災害調査に関すること<br>2　本部の応急設営に関すること<br>3　災害時における所管する施設機器材の利用に関すること<br>4　災害対策に必要な経費の予算経理に関すること<br>5　所管する電気施設の保守及び非常発電に関すること<br>6　災害時の所管する車両の管理に関すること<br>7　他の班・部の応援に関すること |
| | 市民協働推進班 | ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進課 | 1　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>2　市民の代表者（自治会・町内会長）との連携に関すること<br>3　ボランティア活動に関すること<br>4　他の班・部の応援に関すること |
| | 特命班 | ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進課，契約・検査指導課 | 1　本部長が特に命じたこと<br>2　他の班・部の応援に関すること |
| 市民環境対策部（市民環境部長） | 税務班 | 税務課 | 1　市民環境対策部総括に関すること<br>2　災害による市税の減免に関すること<br>3　住家等の被害調査に関すること<br>4　部の受援窓口に関すること |
| | 市民班 | 市民課 | 1　他の班・部の応援に関すること |
| | 国保年金班 | 国保年金課 | 1　他の班・部の応援に関すること |
| | 環境対策班 | 環境対策課 | 1　ごみ，し尿及び廃棄物の応急対策に関すること<br>2　流出油災害対策に関すること<br>3　管理施設の被害の調査及び報告に関すること |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 4　他の班・部の応援に関すること |
| | 世界自然遺産班 | 世界自然遺産課 | 1　ペット同室避難所に関すること<br>2　他の班・部の応援に関すること |
| 保健福祉対策部（保健福祉部長）<br>（福祉事務所長） | 福祉援護班 | 福祉政策課 | 1　保健福祉対策部総括に関すること<br>2　災害救助法に基づく諸対策に関すること<br>3　災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく諸対策に関すること<br>4　被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関すること<br>5　日本赤十字社との連絡に関すること<br>6　義援金品に関すること<br>7　炊出しに関すること<br>8　食糧の供給に関すること<br>9　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>10　関連する施設との連絡及び対策に関すること<br>11　要配慮者の援護に関すること<br>12　部の受援窓口に関すること<br>13　他の班・部の応援に関すること |
| | 子ども福祉班 | 子ども未来課 | 1　管理施設の被害の調査及び報告に関すること<br>2　他の班・部の応援に関すること |
| | 救護・防疫班（感染症予防） | 健康増進課 | 1　医師会・保健所・医療機関との連絡に関すること<br>2　保健対策に関すること<br>3　災害救護事務に関すること<br>4　感染症予防に関すること<br>5　医薬品に関すること<br>6　他の班・部の応援に関すること |
| | 高齢者福祉班 | 高齢者福祉課 | 1　要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関すること<br>2　福祉避難所との連絡及び開設に関すること<br>3　社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関すること<br>4　関連する施設との連絡及び対策に関すること<br>5　他の班・部の応援に関すること |
| | 避難所管理班 | 保護課 | 1　避難所の開設・管理に関すること<br>2　他の班・部の応援に関すること |
| | 保健福祉支援班 | 重点政策推進監 | 1　他の班・部の応援に関すること |
| 商工観光情報対策部（商工観光情報部長） | 商工政策班 | 商工政策課 | 1　商工観光情報対策部総括に関すること<br>2　商工関係の被害調査及び報告に関すること<br>3　中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること<br>4　労働対策及び職業安定所への連絡に関すること<br>5　部の受援窓口に関すること<br>6　他の班・部の応援に関すること |
| | 紬観光班 | 紬観光課 | 1　紬観光所掌事務関係の被害の調査及び報告に関すること<br>2　他の班・部の応援に関すること |
| | デジタル戦略班 | デジタル戦略課 | 1　災害時の庁内電子機器の管理に関すること<br>2　庁内ネットワークシステム（災害情報システムを含む）の維持及び管理に関すること<br>3　他の班・部の応援に関すること |
| 農林水産対策部（農林水産部長） | 農林対策班 | 農林水産課 | 1　農林水産対策部総括に関すること<br>2　農林道及び農業・林業関係の被害調査及び報告に関すること<br>3　農家に対する災害復旧に係る金融に関すること<br>4　農林道関係災害予防及び応急措置に関すること<br>5　畜産物に関すること<br>6　林野火災に関すること<br>7　漁協組合関係との連絡調整に関すること<br>8　水産，漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関すること<br>9　漁業者に対する災害復旧に係る金融に関すること |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 10　部の受援窓口に関すること<br>11　他の班・部の応援に関すること |
| | 土地対策班 | 土地対策課 | 1　他の班・部の応援に関すること |
| 建設対策部（建設部長） | 都市整備班 | 都市整備課 | 1　建設対策部総括に関すること<br>2　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>3　部の受援窓口に関すること<br>4　他の班・部の応援に関すること |
| | 土木班 | 土木課 | 1　土木関係災害予防及び応急措置に関すること<br>2　土木関係の被害の調査及び報告に関すること<br>3　災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること<br>4　緊急輸送道路の確保に関すること<br>5　水防法に基づく諸対策に関すること<br>6　水位・流量その他の情報の関すること<br>7　津波及び高潮対策に関すること<br>8　空港の被害の調査に関すること<br>9　他の班・部の応援に関すること |
| | 建築住宅班 | 建築住宅課 | 1　市営住宅の被害調査及び対策に関すること<br>2　応急仮設住宅の建設に関すること<br>3　災害住宅資金の融資に関すること<br>4　被災住宅の応急修理に関すること<br>5　市営住宅使用料の減免に関すること<br>6　市営住宅の特定入居及び目的外入居に関すること<br>7　他の班・部の応援に関すること |
| 上下水道対策部（上下水道部長） | 下水道班 | 下水道課 | 1　上下水道対策部総括に関すること<br>2　下水道施設の災害予防及び応急工事に関すること<br>3　下水道施設の被害調査及び報告に関すること<br>4　部の受援窓口に関すること<br>5　他の班・部の応援に関すること |
| | 水道班 | 水道課 | 1　被災地の応急給水に関すること<br>2　災害予防及び災害時の水道施設の応急工事に関すること<br>3　水道施設の被害調査及び報告に関すること<br>4　他の班・部の応援に関すること |
| 会計管理対策部（会計管理者） | 会計班 | 会計課 | 1　他の班・部の応援に関すること |
| 教育対策部（教育部長） | 総務班（受援窓口） | 教育総務課 | 1　教育対策部総括に関すること<br>2　大島教育事務所及び学校との連絡に関すること<br>3　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>4　避難所の開設の協力に関すること<br>5　部内各班の連絡調整に関すること<br>6　他の班・部の応援に関すること |
| | 学校教育班 | 学校教育課 | 1　児童・生徒・教職員の安全対策に関すること<br>2　授業に係る措置に関すること<br>3　他の班・部の応援に関すること |
| | 学校給食センター班 | 学校給食センター | 1　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>2　他の班・部の応援に関すること |
| | 生涯学習班 | 学び・スポーツ推進課 | 1　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>2　他の班・部の応援に関すること |
| | 社会体育班 | | 1　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>2　他の班・部の応援に関すること |
| | 文化財班 | 文化財課 | 1　文化財の被害の調査及び報告に関すること<br>2　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>3　他の班・部の応援に関すること |
| 農業対策部 | 農業班 | 農業委員 | 1　他の班・部の応援に関すること |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 会事務局 | |
| 選挙対策部 | 選挙班 | 選挙管理委員会事務局 | 1　他の班・部の応援に関すること |
| 監査対策部 | 監査班 | 監査委員事務局 | 1　他の班・部の応援に関すること |
| 議会対策部 | 議会班 | 議会事務局 | 1　他の班・部の応援に関すること |
| 消防対策部<br>（消防長） | 消防班 | 大島地区消防組合消防本部消防団 | 1　災害時の消防及び水防に関すること |

**表２　地方連絡部の組織及び所掌事務**

| 地方連絡部 | 地方連絡部長 | 所掌事務 |
|---|---|---|
| 東京地方連絡部 | 東京事務所長 | 1　災害関係事項の国会，中央諸官庁その他関係方面との連絡に関すること<br>2　災害関係の情報資料の収集調査及びこれらの速報に関すること<br>3　関東方面における災害対策用物資購入にあたっての斡旋等に関すること<br>4　その他災害関係の特に命じられた事項 |

**表３－１　災害対策（住用）支部の所掌事務**

| 対策部名 | 班　名 | 課　名 | 所　掌　事　務 |
|---|---|---|---|
| 住用支部<br>（事務所長） | 支部連絡班 | 地域総務課 | 1　住用支部の総括に関すること<br>2　関係機関との連絡調整に関すること<br>3　支部会議に関すること<br>4　災害調書の作成及び本部への報告に関すること<br>5　無線通信の運用及び保守に関すること<br>6　都市ガス，液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること<br>7　支部の受援窓口に関すること<br>8　支部長が特に命じたこと |
| | 地域総務班 | | 1　各班との連絡調整に関すること<br>2　災害時における人員の動員及び調整に関すること<br>3　職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること<br>4　職員の災害補償に関すること<br>5　職員の健康管理に関すること<br>6　災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関すること<br>7　所管する市有財産の災害調査に関すること<br>8　支部の応急設営に関すること<br>9　災害時における所管する施設機器材の利用に関すること<br>10　所管する電気施設の保守及び非常発電に関すること<br>11　災害時の所管する車両の管理に関すること<br>12　広報に関すること<br>13　災害写真に関すること<br>14　災害時の庁内電子機器の管理に関すること<br>15　庁内ネットワークシステム（被災者支援システムを含む）の維持及び管理に関すること<br>16　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>17　市民の代表者との連携に関すること<br>18　ペット同室避難所に関すること<br>19　ボランティア活動に関すること<br>20　他の班の応援に関すること |
| | 市民福祉班 | 市民福祉課 | 1　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>2　ごみ，し尿及び廃棄物の応急対策に関すること<br>3　流出油災害対策に関すること<br>4　住用地区直営診療所に関すること<br>5　医療機関との連絡に関すること<br>6　医薬品に関すること<br>7　災害による市税の減免に関すること<br>8　住家等の被害調査に関すること<br>9　炊出しに関すること<br>10　食糧の供給に関すること<br>11　医師会・保健所・医療機関との連絡に関すること<br>12　保健対策に関すること<br>13　災害救護事務に関すること<br>14　感染症予防に関すること<br>15　災害救助法に基づく諸対策に関すること<br>16　災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく諸対策に関すること<br>17　被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関すること<br>18　日本赤十字社との連絡に関すること<br>19　義援金品に関すること<br>20　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>21　関連する施設との連絡及び対策に関すること<br>22　要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関すること<br>23　福祉避難所との連絡及び開設に関すること<br>24　社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関すること<br>25　他の班の応援に関すること |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 住用支部<br>（事務所長） | 産業建設班 | 産業建設課 | 1　商工水産関係の被害調査及び報告に関すること<br>2　中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること<br>3　漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関すること<br>4　漁業者に対する災害復旧に係る金融に関すること<br>5　労働対策及び職業安定所への連絡に関すること<br>6　紬観光所掌事務関係の被害の調査及び報告に関すること<br>7　農林道及び農業・林業関係の被害調査及び報告に関すること<br>8　農家に対する災害復旧に係る金融に関すること<br>9　農林道関係災害予防及び応急措置に関すること<br>10　畜産物に関すること<br>11　林野火災に関すること<br>12　土木関係災害予防及び応急措置に関すること<br>13　土木関係の被害の調査及び報告に関すること<br>14　災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること<br>15　緊急輸送道路の確保に関すること<br>16　水防法に基づく諸対策に関すること<br>17　水位・流量その他の情報の関すること<br>18　津波及び高潮対策に関すること<br>19　市営住宅の被害調査及び対策に関すること<br>20　応急仮設住宅の建設に関すること<br>21　災害住宅資金の融資に関すること<br>22　被災住宅の応急修理に関すること<br>23　市営住宅使用料の減免に関すること<br>24　市営住宅の特定入居及び目的外入居に関すること<br>25　下水道施設の災害予防及び応急工事に関すること<br>26　下水道施設の被害調査及び報告に関すること<br>27　被災地の応急給水に関すること<br>28　災害時の災害予防及び水道施設の応急工事に関すること<br>29　水道施設の被害調査及び報告に関すること<br>30　他の班の応援に関すること |
| | 地域教育班 | 地域教育課 | 1　避難所の開設・管理に関すること<br>2　学校との連絡に関すること<br>3　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>4　避難所の開設の協力に関すること<br>5　児童・生徒の安全対策に関すること<br>6　他の班の応援に関すること |
| 消防対策部<br>（消防長） | 住用消防班 | 住用消防分駐所 | 1　災害時の消防及び水防に関すること |

**表３－２　災害対策（笠利）支部の所掌事務**

| 対策部名 | 班　名 | 課　名 | 所　掌　事　務 |
|---|---|---|---|
| 笠利支部<br>（事務所長） | 支部連絡班 | 地域総務課 | 1　笠利支部の総括に関すること<br>2　関係機関との連絡調整に関すること<br>3　支部会議に関すること<br>4　災害調書の作成及び本部への報告に関すること<br>5　無線通信の運用及び保守に関すること<br>6　都市ガス，液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること<br>7　支部長が特に命じたこと |
| | 地域総務班 | | 1　各班との連絡調整に関すること<br>2　災害時における人員の動員及び調整に関すること<br>3　職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること<br>4　職員の災害補償に関すること<br>5　職員の健康管理に関すること<br>6　災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関すること<br>7　所管する市有財産の災害調査に関すること<br>8　支部の応急設営に関すること<br>9　災害時における所管する施設機器材の利用に関すること<br>10　所管する電気施設の保守及び非常発電に関すること<br>11　災害時の所管する車両の管理に関すること<br>12　広報に関すること<br>13　災害写真に関すること<br>14　災害時の庁内電子機器の管理に関すること<br>15　庁内ネットワークシステム（被災者支援システムを含む）の維持及び管理に関すること<br>16　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>17　市民の代表者との連携に関すること<br>18　ペット同室避難所に関すること<br>19　ボランティア活動に関すること<br>20　他の班の応援に関すること |
| | 市民班 | 市民課 | 1　ごみ，し尿及び廃棄物の応急対策に関すること<br>2　流出油災害対策に関すること<br>3　管理施設の被害の調査及び報告に関すること<br>4　災害による市税の減免に関すること<br>5　住家等の被害調査に関すること<br>6　他の班の応援に関すること |
| | いきいき健康班 | いきいき健康課 | 1　医師会・保健所・医療機関との連絡に関すること<br>2　保健対策に関すること<br>3　災害救護事務に関すること<br>4　感染症予防に関すること<br>5　医薬品に関すること<br>6　災害救助法に基づく諸対策に関すること<br>7　災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく諸対策に関すること<br>8　被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関すること<br>9　日本赤十字社との連絡に関すること<br>10　義援金品に関すること<br>11　炊出しに関すること<br>12　食糧の供給に関すること<br>13　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>14　関連する施設との連絡及び対策に関すること<br>15　要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関すること<br>16　福祉避難所との連絡及び開設に関すること<br>17　社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関すること<br>18　笠利地区直営診療所に関すること<br>19　他の班の応援に関すること |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 笠利支部<br>（事務所長） | 産業振興班 | 産業振興課 | 1　避難所の開設・管理に関すること（土地対策室）<br>2　商工関係の被害調査及び報告に関すること<br>3　中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること<br>4　労働対策及び職業安定所への連絡に関すること<br>5　紬観光所掌事務関係の被害の調査及び報告に関すること<br>6　空港の被害調査に関すること（空港管理事務所）<br>7　他の班の応援に関すること |
| | 農林水産班 | 農林水産課 | 1　農林道及び農業・林業・水産関係の被害調査及び報告に関すること<br>2　農家に対する災害復旧に係る金融に関すること<br>3　農林道関係災害予防及び応急措置に関すること<br>4　漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関すること<br>5　漁業者に対する災害復旧に係る金融に関すること<br>6　畜産物に関すること<br>7　林野火災に関すること<br>8　他の班の応援に関すること |
| | 建設班 | 建設課 | 1　土木関係災害予防及び応急措置に関すること<br>2　土木関係の被害の調査及び報告に関すること<br>3　災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること<br>4　緊急輸送道路の確保に関すること<br>5　水防法に基づく諸対策に関すること<br>6　水位・流量その他の情報の関すること<br>7　津波及び高潮対策に関すること<br>8　市営住宅の被害調査及び対策に関すること<br>9　応急仮設住宅の建設に関すること<br>10　災害住宅資金の融資に関すること<br>11　被災住宅の応急修理に関すること<br>12　市営住宅使用料の減免に関すること<br>13　市営住宅の特定入居及び目的外入居に関すること<br>14　他の班の応援に関すること |
| | 下水道班 | 下水道課笠利分室 | 1　下水道施設の災害予防及び応急工事に関すること<br>2　下水道施設の被害調査及び報告に関すること<br>3　他の班の応援に関すること |
| | 水道班 | 水道課笠利分室 | 1　被災地の応急給水に関すること<br>2　災害時の災害予防及び水道施設の応急工事に関すること<br>3　水道施設の被害調査及び報告に関すること<br>4　他の班の応援に関すること |
| | 地域教育班 | 地域教育課 | 1　学校との連絡に関すること<br>2　管理施設の被害調査及び報告に関すること<br>3　避難所の開設の協力に関すること<br>4　児童・生徒の安全対策に関すること<br>5　他の班の応援に関すること |
| | 農業班 | 農業委員会分室 | 1　他の班の応援に関すること |
| 消防対策部<br>（消防長） | 笠利消防班 | 笠利消防分署 | 1　災害時の消防及び水防に関すること |

## ３　職員の配備基準

災害発生時において迅速な災害応急対策を推進するため，予め定められた基準により配備体制を布く。

（１）職員の配備

ア　配備区分の決定

市長は，表４の配備基準に基づき，災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお，災害の態様により，その所掌する災害応急対策を講ずるうえで支障がないと認められるときは配備体制を変更し，又は配備を解くことができる。

**表４　災害時の参集・配備基準**

| 体制 | | 基　準 | 参集・配備基準 | 活動内容 |
|---|---|---|---|---|
| 情報連絡体制 | | 市内に各種の気象警報等が発表されたとき | (1) 総務課（地域総務課）<br>・・・・・・・・・・２名以上<br>(2) 別記１に掲げる課<br>・・所属長が必要と認める人数<br>(3) 総務課長が必要と認める課<br>・総務課長が必要と認める人数 | 関係機関との連携により，降雨状況や被害情報の収集を行う。 |
| 災害警戒本部体制 | | (1) 市内に小規模な災害が発生したとき<br>(2) 市内に各種の気象警報等が発表され，災害の発生が予想されるとき | (1) 総務課（地域総務課）<br>・・・・・・・・・・３名以上<br>(2) 別記１に掲げる課<br>・・・・・・・・・・１名以上<br>(3) 本部長が別に定める課<br>・・・本部長が別に定める人数 | 災害警戒本部を設置し，事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集，応急対策など防災対策の一層の確立を図る。 |
| 災害対策本部体制 | 第１配備 | 相当の被害が発生し，又は発生するおそれのある場合で，本部長が必要と認めるとき | (1) 総務課（地域総務課）<br>・・・・・・・・・・４名以上<br>(2) 別記１及び２に掲げる課<br>・・・・・・・・・・１名以上<br>(3) 本部長が別に定める課<br>・・・本部長が別に定める人数 | 災害対策本部を設置し，災害の規模・程度に応じて，市の組織を挙げて各種災害応急対策を実施する。 |
| | 第２配備 | 全地域にわたり大きな災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，本部長が必要と認めるとき | (1) 総務課（地域総務課）<br>・・・・・・・・・・半数以上<br>(2) 別記１及び２に掲げる課<br>・・・・・・・・・・２名以上<br>(3) 本部長が別に定める課<br>・・・本部長が別に定める人数 | |
| | 第３配備 | 特に甚大な被害が発生し，又は発生するおそれがあり，全職員の配備を必要とする場合で，本部長が必要と認めるとき | 各所属職員全員 | |

（別記）

| 別記番号 | 地区 | 課名 |
|---|---|---|
| 1 | 名瀬 | 企画調整課，福祉政策課，高齢者福祉課，デジタル戦略課，農林水産課，土木課，水道課，教育総務課，学校教育課 |
| | 住用 | 市民福祉課，産業建設課，地域教育課 |
| | 笠利 | 市民課，いきいき健康課，産業振興課，農林水産課，建設課，地域教育課 |
| 2 | 名瀬 | 財政課，プロジェクト推進課，契約・検査指導課，保護課，建築住宅課，下水道課 |
| | 住用 | － |
| | 笠利 | 下水道課笠利分室・水道課笠利分室 |
| 3 | 名瀬 | １・２以外の課等 |
| | 住用 | |
| | 笠利 | |

イ　動員の伝達方法

(ｱ)　総務課・地域総務課職員の動員配備

気象警報等の発表又は災害の発生とともに，総務課及び地域総務課職員は直ちに参集する。

(ｲ)　各部職員の動員配備

総務課長及び地域総務課長は，各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて，各部主管課長は各部の職員を動員する。

ウ　自主参集

(ｱ)　配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は，伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても，テレビ，ラジオ又はインターネット等により，管内における気象警報等の発表を覚知又は災害に遭遇したときは，表４の参集・配備基準に照らして自主的に判断し，招集指示を待つことなく，あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(ｲ)　その他の職員の自主参集

その他の職員にあっては，地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに，登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし，表４の参集・配備基準に照らして第３配備基準に該当する事態であると覚知した場合は，招集指示を待つことなく自主的に判断し，あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお，交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は，最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し，応急活動に従事するか，その地域に残り被害情報の収集に当たるものとする。

## 第２節　情報伝達体制の確立

**【関係機関：鹿児島県・奄美警察署・九州電力・あまみエフエム】**

**【名　　瀬：総務課】**

**【住　　用：地域総務課】**

**【笠　　利：地域総務課】**

大規模な災害の発生に際して，迅速かつ的確な災害応急対策を遂行するためには機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し，被災地域の災害状況の実態を的確に把握し，緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため，各防災関係機関は，事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い，保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し，各種災害情報を収集・伝達するとともに，組織内又は組織間において通信・情報連絡を行う。

### 第１　通信連絡手段の確保・運用

#### １　情報管理体制の確立

災害時は被災状況等の収集に即座に着手し，その実態を的確に把握・評価し，応急対策に反映する必要がある。その一方で初動期は被災地との通信が困難となり，他方で外部からの問合わせ等により通信連絡が混乱し，応急対策の実施が阻害されることが多い。このため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応するため，各防災関係機関と連携を密にし，平時から多種多様な通信・広報（機器等）の整備を図る。

（１）九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では，災害対策用移動通信機器（簡易無線局，ＭＣＡ用無線機，衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車を配備しており，市及び県等は，九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸出しを要請する。九州総合通信局は，委託した民間会社を通じて，速やかに市及び県等に無償で貸与する。

#### ２　通信連絡系統

災害時の通信連絡系統としては奄美市防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか，ＮＴＴ一般加入電話（災害時優先電話，緊急・非常電話を含む）及び携帯電話を効果的に運用できるよう，関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し，防災活動用の電話に不要不急の問合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

（１）非常通話の活用

災害時において加入電話が輻輳し，通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要があるときは，非常電話を利用することができる。

**《　非常通話の手順　》**

（ア）事前に災害時優先電話として承認を受けた電話番号を利用する。

（イ）オペレーターに「非常通話」と告げ，その理由を申し出る。

（ウ）市の登録電話番号と機関名，氏名を告げる。

（２）災害時優先電話の指定による非常・緊急電話

災害対策に用いる電話は，平常時に指定を受けた「非常電話」を利用する。災害時の緊急を要する通話にあたっては「非常」をもって呼び出し，関係機関に通報するものとする。

非常通話として取り扱われる通話の内容は，以下のとおりである。

（非常通話）

風災害時において公共の利益のため緊急に通信を行う必要のある通話については，非常又は緊急通話として他に優先して取り扱うことができる。優先利用の請求は，特別な事情がある場合を除き，予めＮＴＴの承諾を受けた番号の加入電話（災害時優先電話）による。

なお，災害が発生した場合の優先電話についての連絡機関として，ＮＴＴ鹿児島支店に連絡し協力を求めるものとする。また，県は，災害時に電話による通信が困難な場合，ＮＴＴに対して公共的な施設への特設公衆電話の設置を要請する。

（３）通信の途絶防止

災害が発生した場合，次の臨機的な措置を取り，通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア　通信回線が途絶した場合，孤立防止対策用の衛星電話の利用に加え，ポータブル衛星設備等の運用により特設公衆電話の設置等を図る。

イ　通信の疎通が著しく困難となり，重要通信を確保する必要があるときは，電気通信事業法等の定めるところにより，臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ　著しく通信輻輳が発生した場合は，安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を速やかに提供する

## ３　無線通信体制の確立

災害時の無線通信連絡体制として，既に整備している市防災行政無線等をはじめ，孤立防止対策用衛星電話，防災相互無線又は九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。

（１）防災行政無線システム等の運用

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し，通信連絡が一時的に困難になることが想定されるため，防災行政無線を主体とする無線通信系統を利用して住民への情報伝達を図る。県との通信にあたっては，県の防災行政無線を効率的に運用する。

（２）災害現場等に出勤している職員との連絡は，携帯電話やＳＮＳ等を用いて行う。

## ４　緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに，早期予防，早期避難の実施，不要不急の電話の自粛，知人等の安否照会にあたっての対応又は救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする住民への行動喚起情報をテレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール）又は市公式ＨＰ・ＳＮＳ等を通じて住民に提供できるよう，事前に県において締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用するよう県へ要請する。

## ５　その他の手段による通信体制の確立

ＮＴＴ一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているＣＡＴＶ，ＮＴＴの音声応答システム，有線放送電話，農協・漁協電話又は衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせ，災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

（１）地域コミュニティＦＭの活用

あまみエフエムとの災害時の放送協定の締結により，災害時に強いラジオによる情報提供を行うことができるようになっており，また，インターネットでも情報配信が行われている。今後，ＦＭ局のスタジオが被災した場合を想定した仮設スタジオ設置を検討し，情報伝達体制の確立を推進する。

（２）アマチュア無線等の活用

災害が発生し，又は発生するおそれがあり，災害対策上必要が生じた場合はアマチュア無線への協力を依頼するなど，通信途絶時の代替手段としてアマチュア無線等を活用し，災害情報の収集や伝達に努める。

（３）緊急速報メールの活用

災害時に一般固定電話が繋がりにくくなる場合を考慮し，住民に対して各種警報や避難情報等の災害関係情報を一斉に配信できるメールを活用する。

（４）インターネット（市公式ＨＰ・ＳＮＳ）の活用

災害時に迅速な災害情報の提供や収集が可能であり，細かな情報を配信できるインターネット（市公式ＨＰ・ＳＮＳ）による情報提供を行う。

（５）衛星携帯電話の活用

ＮＴＴ一般加入電話（災害時優先電話，各種携帯電話等を含む）回線が不通になり交通が途絶した場合，各総合支所に配備する衛星携帯電話により情報伝達を行う。また，孤立した集落への通信手段の確保として，孤立可能性の高い地域の避難所への衛星携帯電話の設置を推進する。

## ６　有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては，自己が保有する無線通信手段自体が故障したり，通信回線の輻輳等のため通信が不能となったりすることもある。したがって，各種通信施設が利用不能となる最悪の事態を想定し，通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど，あらゆる手段を尽くして災害情報の通報及び被害報告の連絡に努める。

## ７　各機関の通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき，利用できる災害通信系統及び災害通信施設の設置場所並びに種別等は，以下のとおりである。

ア　鹿児島県無線通信系統

イ　九州電力株式会社無線通信系統

## 第３節　災害救助法の適用及び運用

**【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】**

**【名　　瀬：環境対策課・健康増進課・福祉政策課・保護課**
**・土木課・建築住宅課・水道課・教育委員会・総務課】**

**【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】**

**【笠　　利：市民課・いきいき健康課・農林水産課・建設課**
**・水道課笠利分室・地域教育課・地域総務課】**

大災害が発生し，一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され，同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため，応急的救助が実施される。

このため，災害救助法の実施機関，適用基準，被災世帯の算定基準及び適用手続について示し，これに基づいて県及び市は災害救助法を運用する。

### 第１　災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は法定受託事務として知事が行い，市長はこれを補助する。

知事は，救助を迅速に行うため必要があると認めるときは，その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことができる。（災害救助法第 13 条，鹿児島県災害救助法施行細則）

### 第２　災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は，次に掲げる程度の災害が発生した本市の区域内において被災し，現に救助を必要とする者に対して行う。

（１）市の区域内の住家のうち，滅失した世帯の数が 60 以上であること。

（２）県内において 1,500 世帯以上の住家が滅失し，市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 30 以上であること。

（３）県内において 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合，又は災害が隔絶した地域に発生したものである等，災害を被った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で，かつ，多数の世帯の住家が滅失したものであること。

（４）多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれが生じたこと。

### 第３　被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては，住家が半壊し，又は半焼する等の著しく損傷した世帯は２世帯をもって，住家が床上浸水，土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって，それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

### 第４　災害救助法の手続き

#### １　災害救助法の手続き

災害時に，市における災害救助法の適用基準のいずれかに該当し，又は該当する見込みがあるときは，市の窓口を保健福祉対策部福祉援護班とし，直ちにその旨を県に報告する。

| 連絡先：鹿児島県保健福祉部社会福祉課福祉企画係　ＴＥＬ：099-286-2824 |
|---|

救助法に基づく応急救助に係る事務処理は，すべて法令の規定によって実施する。

## 2　知事への請求及び記録

（1）市における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む。）

**《　整備すべき簿冊等　》**

| 簿 冊 の 種 類 | |
|---|---|
| ア　救助の種目別物資状況 | ケ　被災者救出状況記録簿 |
| イ　避難所設置及び収容状況 | コ　住宅応急修理記録簿 |
| ウ　炊出し給与状況 | サ　学用品の給与状況 |
| エ　飲料水の供給簿 | シ　埋葬台帳 |
| オ　物資の給与状況 | ス　死体処理台帳 |
| カ　救護班活動状況 | セ　障害物除去の状況 |
| キ　病院診療所医療実施状況 | ソ　輸送記録簿 |
| ク　助産台帳 | |

様式等は,「災害救助法による救助の実施について（昭和 40 年５月 11 日社施第 99 号)」に準じる。

（2）知事への請求

**《 知事への提出書類 》**

| 繰替支弁金請求に必要な提出書類 | 提出期限 |
|---|---|
| ア　災害救助費繰替支弁金請求書<br>イ　救助業務に要した経費算出内訳<br>ウ　決定報告による被害状況調<br>エ　災害救助費繰替支弁状況調<br>オ　歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写 | 救助に関する業務の完了後 60 日以内 |

**《 費用の交付を受ける場合の書類 》**

| |
|---|
| 災害救助費繰替支弁金概算請求書 |
| 災害救助費繰替支弁金精算請求書 |

## ３　救助の実施

**《 災害救助法の適用手続き 》**

| 救助の種類 | 担当課<br>（上：名瀬，中：住用，下：笠利） |
|---|---|
| ア　収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与 | ア　建築住宅課<br>産業建設課<br>建設課 |
| イ　炊出し，その他による食品の給与及び飲料水の供給 | イ　福祉政策課・水道課<br>市民福祉課・産業建設課<br>いきいき健康課・建設課 |
| ウ　被服，寝具，その他生活必需品の給与又は貸与 | ウ　福祉政策課<br>市民福祉課<br>いきいき健康課 |
| エ　医療及び助産 | エ　健康増進課<br>市民福祉課<br>いきいき健康課 |
| オ　被災者の救出 | オ　総務課・消防組合<br>地域総務課<br>地域総務課 |
| カ　被災住宅の応急修理 | カ　建築住宅課<br>産業建設課<br>建設課 |
| キ　生業に必要な資金の給与又は貸与 | キ　福祉政策課<br>市民福祉課<br>いきいき健康課 |
| ク　学用品の給与 | ク　教育委員会<br>地域教育課<br>地域教育課 |
| ケ　遺体の収容 | ケ　保護課<br>市民福祉課<br>いきいき健康課 |
| コ　遺体の埋火葬 | コ　環境対策課<br>市民福祉課<br>市民課 |
| サ　行方不明者の捜索 | サ　総務課・消防組合<br>地域総務課<br>地域総務課 |
| シ　住居又はその周辺の土石，竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去 | シ　土木課・環境対策課<br>産業建設課・市民福祉課<br>建設課・市民課 |

## 4　災害救助法による救助の程度，方法及び期間一覧表

平成27年３月31日

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>対象経費</th><th>期間</th><th>実施基準</th><th>留意事項</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者を収容する</td><td>避難所の設置，維持及び管理のための経費<br>・人夫賃<br>・消耗器材費<br>・建物等の使用謝金<br>・器物の使用謝金，借上費又は購入費<br>・光熱水費並びに仮設便所等の設置費</td><td>災害の発生の日から７日以内<br>但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり</td><td>（基本額）<br>・避難所設置<br>１人１日当たり320円以内（加算額）<br>冬季（10月～３月）については別に定める額を加算する。<br>・天幕借上，仮設便所設置等の経費も含まれる。<br>・輸送費は別途計上<br>・福祉避難所を設置した場合は，特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することがある。</td><td>・場所の選定<br>・収容人員の把握<br>・準備を要するもの<br>（例 懐中電灯，敷ゴザ等）<br>・通信施設の確認<br>（非常通信方法の教示）</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1 現に生命，身体が危険な状態にある者<br>2 生死不明の状態にある者</td><td>船舶，その他救出のための機械器具等の借上費，又は購入費，修繕費及び燃料費</td><td>災害発生の日から３日以内<br>但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり</td><td>・当該地域における通常の実費<br>・期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。<br>・輸送費，賃金職員等雇上費は別途計上</td><td>・救出に必要な機械器具，賃金職員等の確保及び輸送の方法<br>・救出された者に対する医療処置<br>・救出された者の輸送の方法</td></tr>
<tr><td>炊出しその他による食品の給与</td><td>1 避難所に収容された者<br>2 全半壊（焼）流出，床上浸水で炊事ができない者<br>3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者</td><td>主食費，副食費，燃料費，雑費（器物の使用謝金，消耗品の購入費）</td><td>災害発生の日から７日以内<br>但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり</td><td>・１人１日当たり1,080円以内<br>・食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額以内であればよい。<br>・被災地から縁故先（遠隔地）等に一時避難する場合，３日分支給可（大人，小人の区別なし）</td><td>人員の把握<br>炊出し場所の設置及び奉仕団，協力者の確保，必要物品の調達方法，食事の配布の方法</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者<br>（飲料水及び炊事のための水であること）</td><td>・水の購入費<br>・給水及び浄水に必要な機械器具の借上費，修繕費及び燃料費<br>・浄水用の薬品及び資材費</td><td>災害発生の日から７日以内<br>但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり</td><td>・当該地域における通常の実費<br>・輸送費・賃金職員等雇上費は別途計上</td><td>飲料水の必要量及び輸送方法</td></tr>
<tr><td>障害物の除去</td><td>1 自力では除去することのできない者<br>2 居室，炊事場，玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合</td><td>・除去に必要な機械器具等の借上費，又は購入費，輸送費及び賃金職員等雇上費</td><td>災害発生の日から10日以内<br>但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり</td><td>・１世帯当たり134,300円以内<br>・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。</td><td>・対象世帯の適正な把握・障害物が住居の中に運び込まれている状況の確認（日常生活上の支障の程度）<br>・障害物の除去に必要な機械器具並びに賃金職員等の確保</td></tr>
<tr><td>被服，寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊(焼)流失，床上浸水等により生活上必要な被服，寝具その他生活必需品をそう失又はき損し，直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）</td><td>被害者の実情に応じ<br>・被服，寝具及び身の回り品<br>・日用品<br>・炊事道具及び食器<br>・光熱材料</td><td>災害発生の日から10日以内<br>但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり</td><td>・夏季（４月～９月），冬季(10月～３月)の季別は災害発生の日をもって決定する<br>・備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>・現物給付に限る。<br>・下表金額の範囲内<br>（単位　円）
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人を増すごとに加算する額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊<br>全焼<br>焼失</td><td>夏</td><td>18,300</td><td>23,500</td><td>34,600</td><td>41,500</td><td>52,600</td><td>7,700</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>30,200</td><td>39,200</td><td>54,600</td><td>63,800</td><td>80,300</td><td>11,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊<br>半焼<br>床上<br>浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,000</td><td>12,000</td><td>14,600</td><td>18,500</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,700</td><td>12,600</td><td>17,900</td><td>21,200</td><td>26,800</td><td>3,500</td></tr>
</table></td><td>・被害世帯区分の確認〔全壊（焼），半壊（焼），床上浸水〕<br>・物資配分計画表の作成（購入品目の検討）<br>・物資の調達方法<br>（特に現地調達可能量の検討）<br>・物資の配布の方法〔賃金職員，車の確保並びに受領証の作成，寄贈物品との区別を明確にする。（災害救助法に基づく救援物資とその他日赤救援物資等）〕</td></tr>
</table>

## 救助の実施程度，方法及び期間一覧表（つづき）

| 救助の種類 | 対象 | 対象経費 | 期間 | 実施基準 | 留意事項 |
|---|---|---|---|---|---|
| 被災住宅の応急修理 | 住宅が半壊（焼）し，自らの資力により応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（世帯単位） | ・修理用原材料費，労務費，材料輸送費，工事事務費 | 災害発生の日から１ヶ月以内<br>但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり | ・居室，炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分<br>・１世帯当たり 567,000 円<br>・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。 | ・対象世帯の適正な把握，修理箇所の確認（居室，炊事場及び便所等日常最小限度の部分）<br>・工事請負契約の締結<br>・完成検査の実施 |
| 医療 | 医療の途を失った者（応急的処置） | ・診察<br>・薬剤又は治療材料の支給<br>・処置，手術その他の治療及び施術<br>・病院又は診療所への収容<br>・看護 | 災害発生の日から 14 日以内<br>但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり | ・救護班（原則とする）<br>使用した薬剤，治療材料，医療器具破損等の実費<br>・施術者<br>・協定料金の額以内<br>・患者等の移送費は別途計上 | 応急的処置であること。<br>原則として救護班の診療を受けさせること。病院又は診療所との連絡 |
| 助産 | 災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって，災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み，現に助産を要する状態にある者） | 助産の範囲<br>・分べんの介助<br>・分べん前分べん後の処置<br>・脱脂綿，ガーゼその他の衛生材料 | 分べんした日から７日以内<br>但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり | ・救護班等による場合は，使用した衛生材料等の実費<br>・助産婦による場合は，慣行料金の２割引以内の額<br>・妊婦等の移送費は別途計上 | ・原則として救護班の診療を受けること。<br>・産院又は一般の医療機関でも差し支えない。 |
| 学用品の給与 | 住家の全壊（焼），流失，半壊（焼）又は床上浸水により，学用品をそう失又はき損し，就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校，ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。） | ・教科書及び教材<br>・文房具<br>・通学用品 | 災害発生の日から<br>（教科書）<br>１ヶ月以内<br>（文房具及び通学用品）<br>15 日以内<br>但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり | ・教科書及び教科書以外の教材で，教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費<br>・文房具及び通学用品は次の金額以内<br>小学校児童１人当たり 4,200 円<br>中学校児童１人当たり 4,500 円<br>高等学校等生徒１人当たり 4,900 円<br>・備蓄物資は評価額<br>・入・進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 | ・児童生徒の確実な人員把握<br>・教科書の確保に努める。<br>・教材については県，市町村教育委員会に届出又は承認を受けたもの |
| 死体の捜索 | 行方不明の状態にあり，かつ，四囲の事情により既に死亡していると推定される者 | 捜索のための機械器具等の借上費，又は購入費，修繕費及び燃料費等 | 災害発生の日から 10 日以内<br>但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり | ・当該地域における通常の実費<br>・輸送費，賃金職員等雇上費は別途計上<br>・災害発生後３日を経過したものは，一応死亡した者と推定している。 | |
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者について，死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。 | ・洗浄，縫合，消毒<br>・一時保存<br>・検案 | 災害発生の日から 10 日以内<br>但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり | ・洗浄，消毒等<br>１体当たり 3,300 円以内<br>・一時保存<br>既存建物は通常の実費<br>既存建物以外１体当たり 5,300 円以内<br>・ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は，当該地域における通常の実費を加算することがある。<br>・検案<br>救護班以外は慣行料金<br>・輸送費，賃金職員等雇上は別途計上 | ・救助の実施機関である県知事，市町村長（補助又は委任）のみが行う。<br>・死体の処理は救助の実施機関が現物給付として行う。<br>・検案は原則として救護班が行う。 |
| 埋葬 | ・災害の際死亡した者<br>・実際に埋葬を実施する者に支給 | ・棺（付属品を含む）<br>・埋葬又は火葬に要する物品<br>（賃金職員雇上費を含む）<br>・骨つぼ及び骨箱 | 災害発生の日から 10 日以内<br>但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり | ・１体当たり<br>大人（12 歳以上）<br>208,700 円<br>・小人（12 歳未満）<br>167,000 円 | ・災害時の混乱の際に死亡した者であるか確認を行う。<br>・災害のため埋葬を行うことが困難 |

## 第４節　広域応援体制

**【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】**
**【名　　瀬：財政課・企画調整課・総務課】**
**【住　　用：地域総務課】**
**【笠　　利：地域総務課】**

大規模・広域災害が発生した場合，被害が拡大し，市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため，各関係機関相互が予め十分に協議を行って応援体制を整えるとともに，市及び県においては，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する市町村と大規模災害における広域応援に関する協定の締結に努め，災害時には緊密な連携のもと協力し，円滑な応急対策活動の実施を可能にするため，平常時においても情報交換及び人材の交流等に努める。

### 第１　災害情報・被害情報の分析

収集した情報の分析を行い，応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先

| |
|---|
| ア　被災地外の県内市町村 |
| イ　県及び関係機関 |
| ウ　その他の公共的団体等 |
| エ　協定のある関係機関 |
| オ　消防庁（緊急消防援助隊等） |
| カ　県消防班応援（鹿児島市消防局） |
| キ　その他，民間団体，企業等 |

### 第２　応援要請・受援態勢

#### １　県及び市町村間等の相互応援要請

市は，災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは，隣接町村，指定行政機関又は指定地方行政機関の職員等の応援派遣要請を行う。

（１）隣接町村の職員等

市長は，日頃から災害時における相互応援派遣について協議しておく。

（２）鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市は，災害が発生し，被災市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合，県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは，「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき，迅速に応援を要請する。

ア　市は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対して応援を求める。

イ　アの応援を求められた場合，災害応急対策のうち，消防又は救助等の人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がある場合を除き，要請を受諾する。災害応急対策の実施にあたって応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動する。

ウ　県は，災害応急対策を行うために必要な場合，区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

（３）県外への応援要請

災害が大規模となり，県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合，市は県に対し，その調整を要請する。また，県は，災害応急対策を行うために必要な場合，災害規模に応じて他の都道府県に対して応援を求める。

（４）指定行政機関又は指定地方行政機関の職員等

市長は，指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し，次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職種別及び人員数

ウ　派遣を要請する期間

エ　派遣された職員の給与，その他の勤務条件

オ　その他職員等の派遣について必要な事項

（５）県知事への職員派遣斡旋要請

市長は，県知事に対し，指定行政機関，指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について（４）の事項を明示して斡旋を求める。

（６）県知事への消防・防災ヘリコプターの応援要請

市長は，必要に応じて，鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定に基づき，県知事に対して災害による被害を防止するため応援を求める。

（７）県他市町村への応援要請

**《応援要請する場合の要点》**

- 災害の状況及び応援を求める理由
  - 希望する機関名
  - 希望する人員，物資等
  - 場所，期間
  - 給与，その他勤務条件
  - 活動内容

## ２　応援の受入体制の確立

市は，災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，奄美市受援計画（令和６年５月）に基づき，発動要件・期間，連絡調整体制，応援環境の整備並びに人的支援及び業務資源の受入れ等について備える。

## ３　活動の内容

（１）応援項目

ア　災害応急措置に必要な職員の派遣

イ　食糧，飲料水及び生活必需品の提供

ウ　避難及び収容施設並びに住宅の提供

エ　医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

オ　遺体の火葬のための施設の提供

カ　ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供

キ　災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供

ク　ボランティア団体の受付及び活動調整

ケ　その他応援のために必要な事項

（２）連絡体制の確保

本節の定めるところにより応援要請が予測される災害が発生し，又は発生するおそれがある場合には迅速・的確にその状況を把握し，他市町村，県及び関係機関等に通報するほか，必要な情報交換を行う。

## ４　九州地方整備局の応援要請

国土交通省が所管する施設において大規模な災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，市長は，必要に応じて，九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に対して被害状況の把握や職員の応援，災害応急措置の実施に係る資機材等の応援について要請する。

## ５　消防機関の応援

（１）鹿児島県消防相互応援協定による応援

市長（一部事務組合等も含む。）は，大規模な災害や火災等が発生し，所轄する市等の消防力では災害の防御が困難であり，県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは，「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき，迅速に応援要請を行う。

## 大規模災害時における消防の応援要請経路

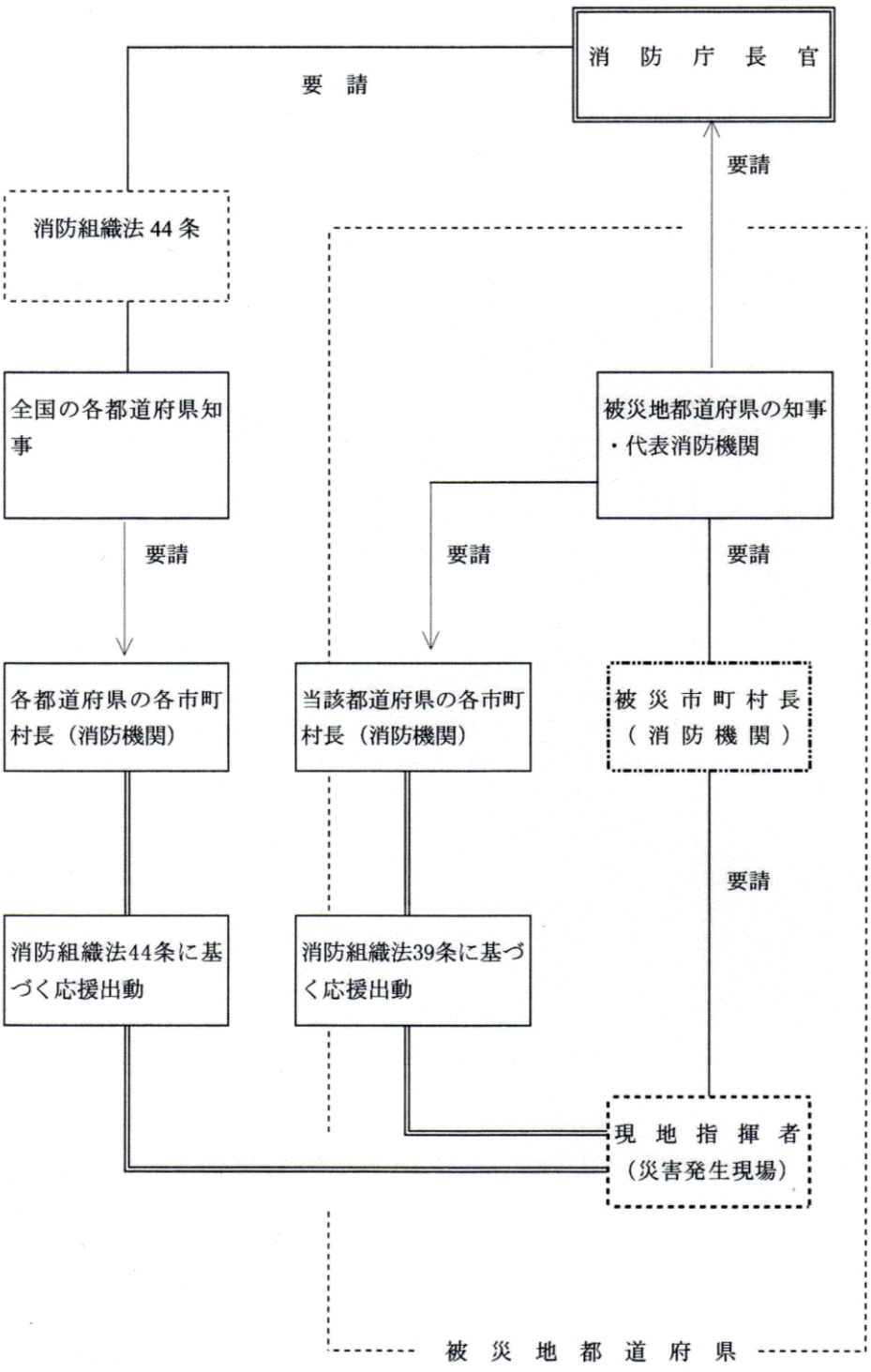

## 第５節　自衛隊の災害派遣

**【名　　瀬：総務課】**

大規模な災害が発生した場合，被害が拡大し，県をはじめ市や各防災関係機関が単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため，自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

### 第１　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

#### １　災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には，災害の様相等に対応した次のような方法がある。

（１）災害が発生し，知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果，派遣される場合

（２）災害に際し，被害がまさに発生しようとしている場合で，知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果，派遣される場合

（３）災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合で，市長が応急措置を実施するため必要があると認めて，知事に対して災害派遣をするよう要請を求め，これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果，派遣される場合

（４）災害に際し，通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に，自衛隊が，市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合

（５）災害に際し，関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため，自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

（６）災害に際し，その事態に照らし，特に緊急を要し，知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

（７）庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき，自衛隊が自主的に派遣する場合

#### ２　災害派遣要請の手続

（１）災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は，知事が自衛隊法第 83 条に基づき，自己の判断又は市長の要請要望により行う。

（２）要請手続

知事が自衛隊の派遣を要請するときは，次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし，緊急を要する場合にあたっては電話等で要請し，事後，速やかに文書を送達する。

**自衛隊派遣要請系統**

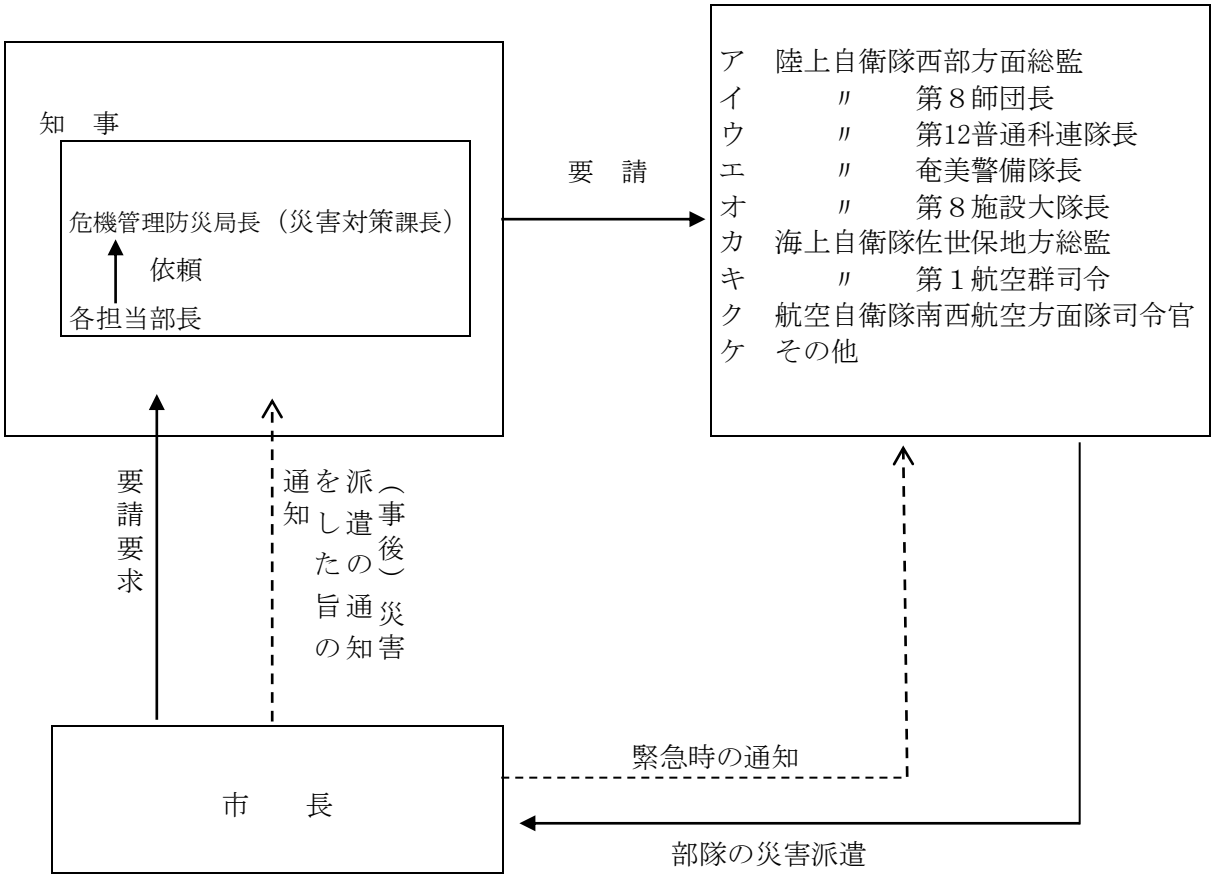


### ３　知事への災害派遣要請の要求

（１）災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は，原則として市長が行う。

（２）要求手続

市長が知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は，次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長宛てに送達する。

ただし，緊急を要する場合は電話等で要求し，事後，速やかに文書を送達する。
ア　災害の状況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

（３）災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市長は，緊急避難若しくは人命救助の場合で事態が急迫し，知事に要求するいとまがないとき，又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは，直接最寄りの駐屯地司令部等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし，事後，速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

## 第２　自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

### １　派遣部隊の受入体制

（１）市は，派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場については留意すること。（地積，出入りの便を考慮）

（２）市は，自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう，重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。

（３）災害地における作業等に関しては，県及び市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。

（４）その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

### ２　使用器材の準備

（１）災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械・器具類は，特殊なものを除き，できる限り市において準備し，不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。

（２）災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料・消耗品類は全て県及び市において準備し，不足するものは派遣部隊が携行する材料・消耗品類を使用するものとする。ただし，派遣部隊携行の使用材料・消耗品類の全てを県及び市に譲渡するものではなく，災害時の程度その他の事情に応じて，県及び市はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。

（３）使用器材の準備については，以上の他に，現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため，できる限り事前に受入側の準備する材料，品目，数量，集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

### ３　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は，原則として派遣を受けた市が負担するものとし，２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

（１）派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費，借上料及び修繕費

（２）派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用及び借上料

（３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱，水道及び電話料等

（４）派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）

（５）その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は，自衛隊と市が協議する。

### ４　自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際しては，ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるため，発着予定地として下表の臨時ヘリポート等を陸上自衛隊奄美警備隊長及び海上自衛隊第１航空群司令に通報しておくものとする。

| | |
|---|---|
| 臨時ヘリポート等 | 佐大熊場外離着陸場，名瀬場外離着陸場，住用町総合グラウンド，笠利中学校グラウンド，赤木名中学校グラウンド，大島北高校グラウンド，太陽が丘総合運動公園 |

## 第６節　技術者，技能者及び労働者の確保

**【名　　瀬：商工政策課・総務課】**

**【住　　用：産業建設課・地域総務課】**

**【笠　　利：産業振興課・地域総務課】**

災害時には多数の応急対策の需要が発生し，応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため，災害応急対策の実施等に必要な技術者，技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い，迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

### 第１　作業員等の確保対策

#### １　作業員等の確保

（１）作業員の要請

災害対策を実施するために必要な作業員等の確保は，災害時の状況に応じて適切な手段を採用するが，概ね次の方法による。

ア　災害対策実施機関の関係者等の動員

イ　関係機関の応援派遣による技術者等の動員

ウ　名瀬公共職業安定所による作業員の斡旋

エ　緊急時における従事命令等による作業員等の強制動員

オ　日赤奉仕団，ボランティアの協力動員

（２）要員確保

市長は技術者，技能者及び作業員等の雇用を行い，不足する場合は，商工観光情報対策部商工政策班を窓口とし，名瀬公共職業安定所長へ斡旋を要請する。

各班は，作業員の確保が必要な場合は，総務対策部及び商工観光情報対策部商工政策班へ依頼する。

（３）必要な作業種別

**《　労働供給の基本　》**

災害応急対策の実施に必要な作業員

下記の業務に従事するため，雇用を行う。

- 被災者の救難救助活動
- 行方不明者の捜索
- 遺体の処理
- 救出物資の整理，輸送及び配分
- 飲料水の供給
- 医療及び助産
- その他

## ２　応援要請による技術者等の動員

技術者等の確保が困難な場合，次の事項を明示して防災関係機関等に必要な技術者の応援派遣を要請し，技術者等の確保を図る。

（１）派遣を要請する理由

（２）派遣を要請する職員の職種別人員数

（３）派遣を必要とする期間

（４）派遣される職員の給与その他の勤務条件

（５）その他職員等の派遣について必要な事項

# 第２　公共職業安定所への作業員供給要請

## １　作業者供給手続

（１）作業員確保が困難な場合，名瀬公共職業安定所に次の事項を明示して必要な作業員の供給斡旋を要請する。

（２）要請内容

**《　作業員供給要請事項　》**

| | | |
|---|---|---|
| ア　必要作業員数 | イ　作業の内容 | ウ　作業実施機関 |
| エ　賃金の額 | オ　労働時間 | |
| カ　作業場所の所在 | キ　残業の有無 | ク　作業員の輸送方針 |
| ケ　その他必要な事項 | | |

（３）雇用方法

**《　労働者の雇用方法　》**

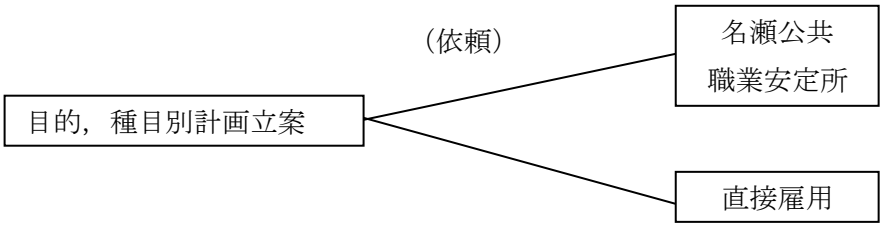


（４）賃金

市が就労者に支払う賃金の額は，原則として同地域における同種職種に支払われる額とする。

## 第３　従事命令等による労働力の確保

### １　命令の種類と執行者

| 対象作業 | 命令区分 | 根拠法令 | 執行者 |
|---|---|---|---|
| 消防作業 | 従事命令 | 消防法第 29 条第５項 | 消防吏員又は消防団員 |
| 水防作業 | 従事命令 | 水防法第 24 条 | 水防管理者，水防団長<br>消防機関の長 |
| 災害救助作業 | 従事命令<br>協力命令 | 災害救助法第７条<br>災害救助法第８条 | 知事<br>知事 |
| 災害応急対策作業<br>（除：災害救助法救助） | 従事命令<br>協力命令 | 災害対策基本法第 71 条<br>災害対策基本法第 71 条 | 知事<br>知事 |
| 災害応急対策作業<br>（全般） | 従事命令 | 災害対策基本法第65条第１項 | 市長<br>警察官，海上保安官 |
| 災害応急対策作業<br>（全般） | 従事命令 | 災害対策基本法第65条第２項<br><br>警察官職務執行法第４条 | 警察官 |

### ２　命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

| 命令区分 | 従事対象者 |
|---|---|
| 消防作業 | 火災の現場付近にある者 |
| 水防作業 | 水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者 |
| 災害救助，災害応急対策作業<br>（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令） | ①　医師，歯科医師又は薬剤師<br>②　保健師，助産師又は看護師<br>③　土木技術者又は建築技術者<br>④　大工，左官又はとび職<br>⑤　土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者<br>⑥　鉄道事業者及びその従業者（※本市対象外）<br>⑦　軌道経営者及びその従業者（※本市対象外）<br>⑧　自動車運送事業者及びその従業者<br>⑨　船舶運送業者及びその従業者<br>⑩　港湾運送業者及びその従業者 |
| 災害救助，災害応急対策作業の知事の協力命令 | 救助を要する者及びその近隣者 |
| 災害応急対策全般（災害対策基本法による市長，警察官，海上保安官の従事命令） | 市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 |
| 災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令） | その場に居合わせた者，その事物の管理者その他関係者 |

### ３　従事命令等の執行

（１）知事の従事命令等の執行に際し，災害救助法が適用された場合の救助に関するものは災害救助法に基づく従事命令等を発令し，災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは，災害対策基本法に基づく従事命令等を発令するものとする。

なお，災害救助法に基づく従事命令等の発令は県保健福祉部社会福祉課が担当し，災害対策基本法に基づくものは県危機管理防災局危機管理課が担当する。

（２）知事（知事が市長に権限を委任した場合の市長を含む。）の従事命令等の執行に際しては，法令等の定める令書を交付するものとする。

なお，その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には令書の交付は必要としない。

## 第７節　ボランティアとの連携等

**【関係機関：奄美市社会福祉協議会】**

**【名　　瀬：企画調整課・福祉政策課】**

**【住　　用：市民福祉課】**

**【笠　　利：いきいき健康課】**

大規模な災害の発生時には，各種援護を必要とする者が増大し，ボランティアの積極的な参加が期待される一方で，その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため，ボランティアの参加を促すとともに，参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

### 第１　ボランティアの受入れ，支援体制

#### １　ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め，日本赤十字社，社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに，報道機関を通じて求められるボランティア活動の内容，必要人員及び活動拠点等について情報提供を行う。

#### ２　ボランティア支援体制の確立

奄美市社会福祉協議会等は，災害が発生した場合，速やかに現地本部及び救援本部を設置し，行政機関等の関係団体との連携を密にしながら，ボランティア活動の第一線の拠点として被災者ニーズの把握，具体的活動内容の指示及び活動に必要な物資の提供を行う。

### 第２　ボランティアの受付，登録及び派遣

ボランティア活動希望者の受入れにあたっては，総務対策部市民協働推進班及び奄美市社会福祉協議会等がボランティア窓口を設けて受付・登録を行い，活動内容等について災害対策本部並びにボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際，ボランティア活動保険未加入者に対しては紹介・加入に努める。

なお，県への直接のボランティア活動の問合わせに対しては，鹿児島県保健福祉部社会福祉課が総合窓口となり市町村等に引き継ぎ，登録等を行う。

## 第８節　災害警備体制

**【関係機関：奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】**

**【名　　瀬：企画調整課・総務課】**

**【住　　用：地域総務課】**

**【笠　　利：地域総務課】**

災害時には，住民の生命，身体及び財産の保護，各種の犯罪の予防・取締り並びに交通秩序の維持，その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

### 第１　災害時における自衛警備

#### １　自衛警備活動

被災地の盗難や火災等の二次災害を防止するため，警察・消防団と連携し，地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

#### ２　市の自衛警備活動

市長は，災害応急対策に関する措置を執るときは，奄美警察署長に連絡し，両者は緊密な連携のもとに協力する。

# 第２章　警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表から災害の発生にいたる警戒避難期においては，各種情報の収集・伝達，避難指示の発令，避難，救助，救急及び緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や，水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では，このような災害初動期の応急対策について定める。

## 第１節　気象警報等の収集・伝達

**【関係機関：名瀬測候所・奄美海上保安部・鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】**

**【名　　瀬：総務課】**

**【住　　用：地域総務課】**

**【笠　　利：地域総務課】**

風水害時の応急対策を進めるうえで，名瀬測候所から発表される気象警報等の各種気象に関する情報，鹿児島県と鹿児島地方気象台が発表する土砂災害警戒情報及び気象庁が発表する竜巻などの突風災害についての竜巻注意情報等（以下，総称して「防災気象情報」という）は，基本的な情報である。このため，市及び関係機関は，予め定めた警報等の伝達系統により確実に受信し，その内容を把握し，関係機関や住民等に伝達及び周知する。

### 第１　気象警報等の発表

特別警報・警報・注意報の気象情報等及び火災気象通報・火災警報は，次によりそれぞれの担当機関が発表し，解除するものとする。ただし，気象情報の解除は行わない。

なお，担当機関は，避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を，警戒レベルとの関係が明確になるよう，５段階の警戒レベル相当情報に区分して発表し，住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

#### １　特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

（１）　特別警報・警報・注意報の発表

ア　発表機関

特別警報・警報・注意報は，次の気象官署が各担当区域について発表する。

| 担当気象官署 | 担当区域 |
|---|---|
| 鹿児島地方気象台 | 鹿児島県（名瀬測候所の担当区域を除く。） |
| 名瀬測候所 | 大島支庁管内及び鹿児島郡のうち十島村 |

イ　特別警報の種類及び発表基準

| 現象の種類 | 基　　準 | |
|---|---|---|
| 大　　雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され，又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 | |
| 暴　　風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により | 暴風が吹くと予想される場合 |
| 高　　潮 | | 高潮になると予想される場合 |
| 波　　浪 | | 高波になると予想される場合 |
| 暴　風　雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | |
| 大　　雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 | |

（注）発表にあたっては，指数（土壌雨量指数，表面雨量指数，流域雨量指数），積雪量，台風の中心気圧及び最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け，これらの実況及び予想に基づいて判断する。

## 第２　名瀬測候所による気象警報等の発表

### １　種類及び発表基準

（１）名瀬測候所が発表する奄美市の警報・注意報基準

雨による災害を対象とした警報・注意報の基準は，全ての災害と対応の良いタンクモデルを用いた指数基準を採用している。

なお，流域雨量指数基準を採用しているのは電子国土に登録されている河川のみとなるが，それ以外の小河川の洪水に対応するため，　国土を格子で分割して指数を計算し，各々の格子に基準を割り当てている。

令和７年５月 29 日現在

| | 種　類 | 発表基準 | |
|---|---|---|---|
| 警報 | 大雨（浸水・土砂） | （浸水害）表面雨量指数基準 | （土砂災害）土壌雨量指数基準 |
| | | 17 | 157 |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 | 複合基準 |
| | | 屋仁川流域　9.5<br>役勝川流域　17.3<br>住用川流域　20.5<br>大川流域　20.3 | 役勝川流域<br>表面雨量指数　８<br>かつ<br>流域雨量指数　15.5 |
| | 暴風（平均風速） | 陸上 25m/s，　海上 25m/s | |
| | 波浪（有義波高） | 6.0m | |
| | 高潮 | 1.9m | |

# 土壌雨量指数
# 奄美市（警報）
# 【 全 域 】

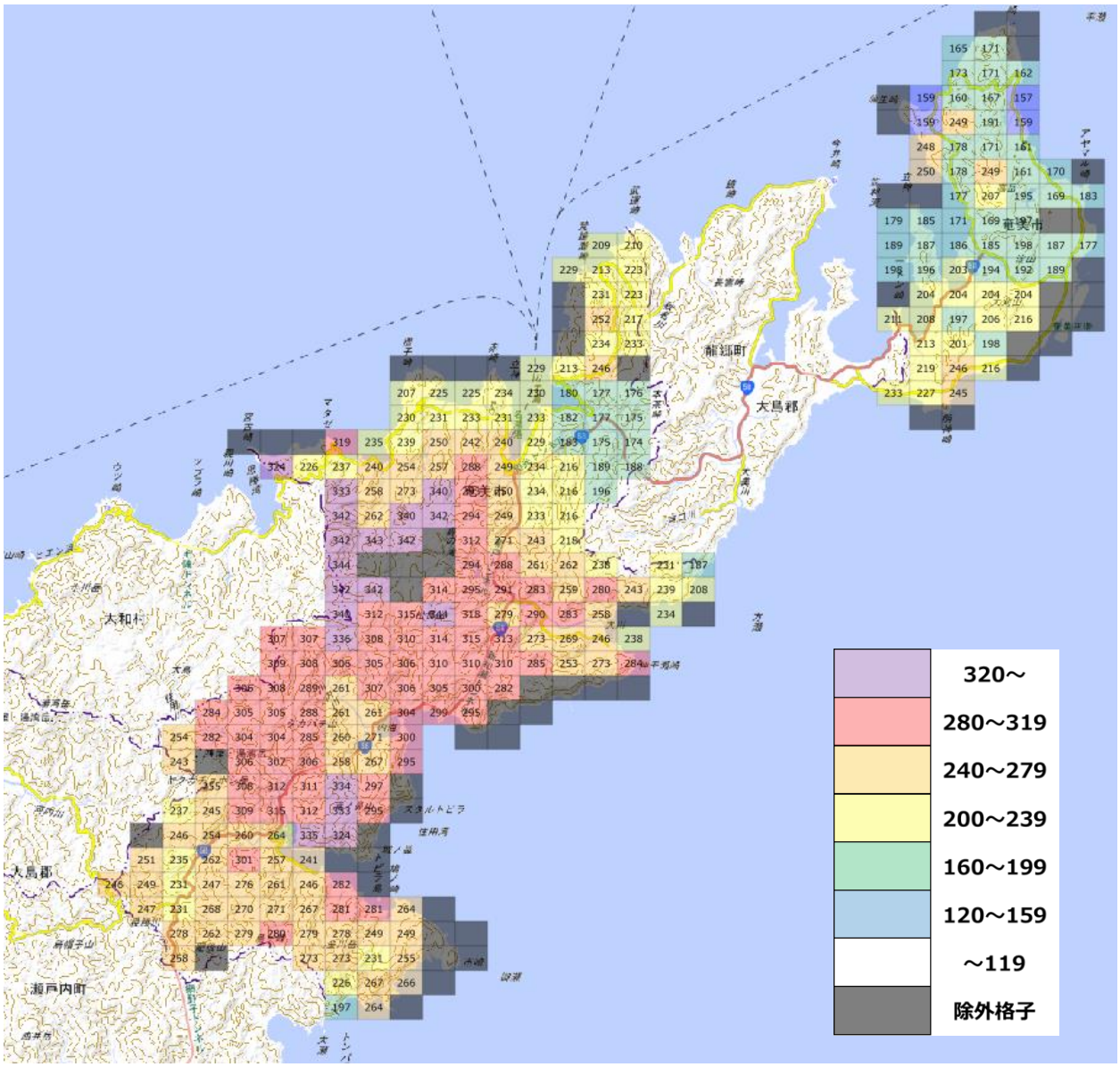

# 土壌雨量指数
# 奄美市（警報）
# 【 笠 利 】

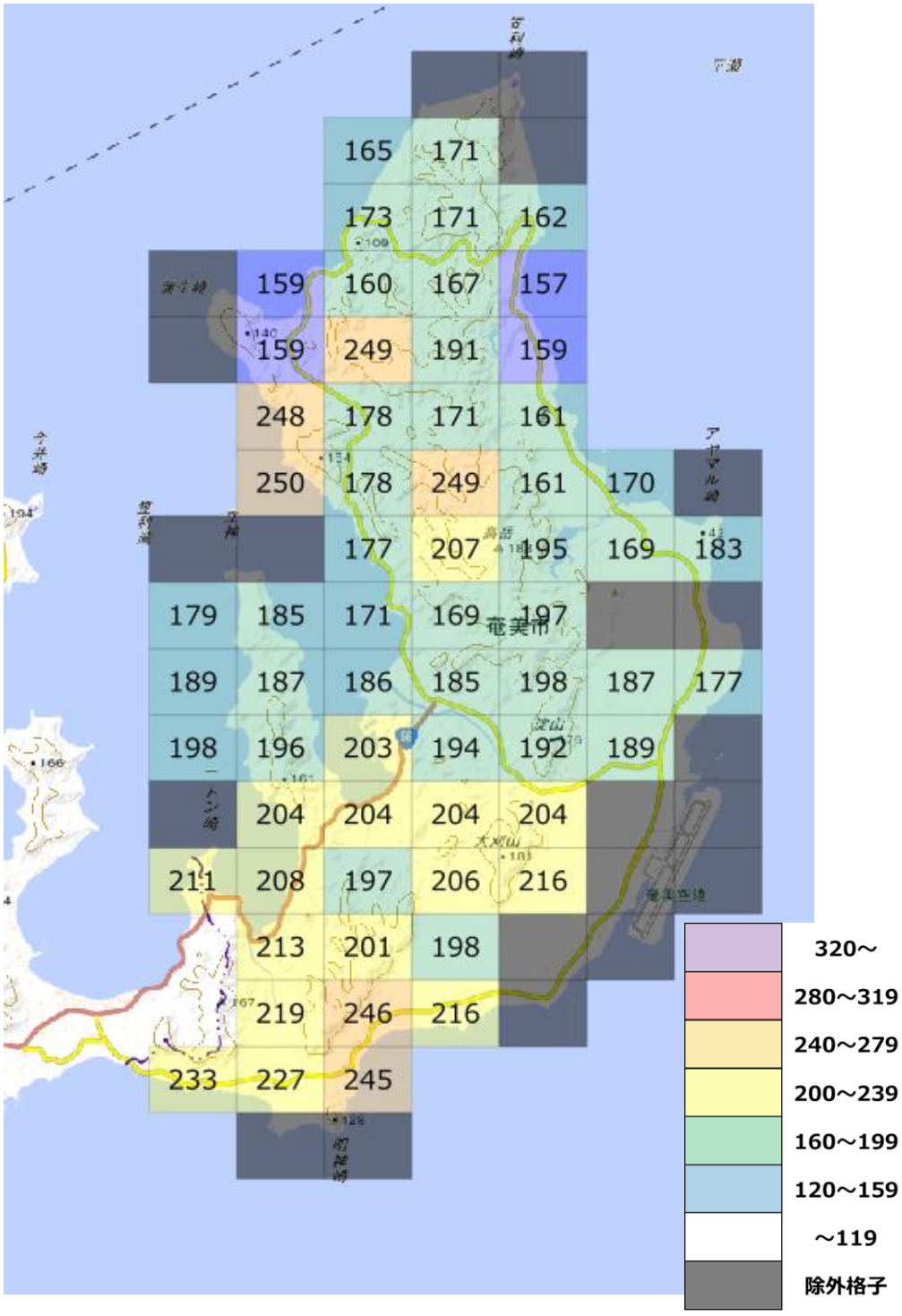

# 土壌雨量指数
# 奄美市（警報）
# 【 名 瀬 】

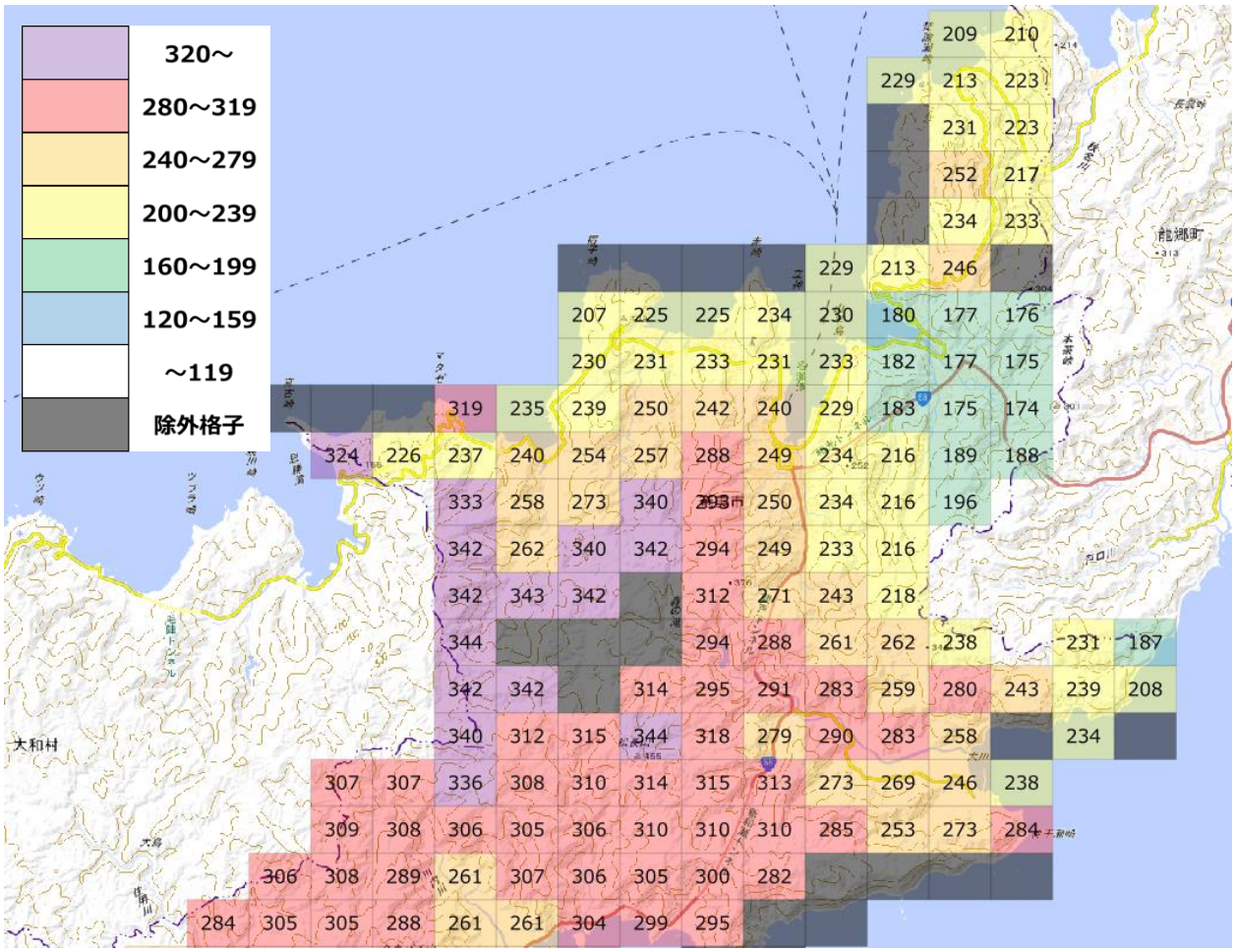

# 土壌雨量指数
# 奄美市（警報）
# 【 住 用 】

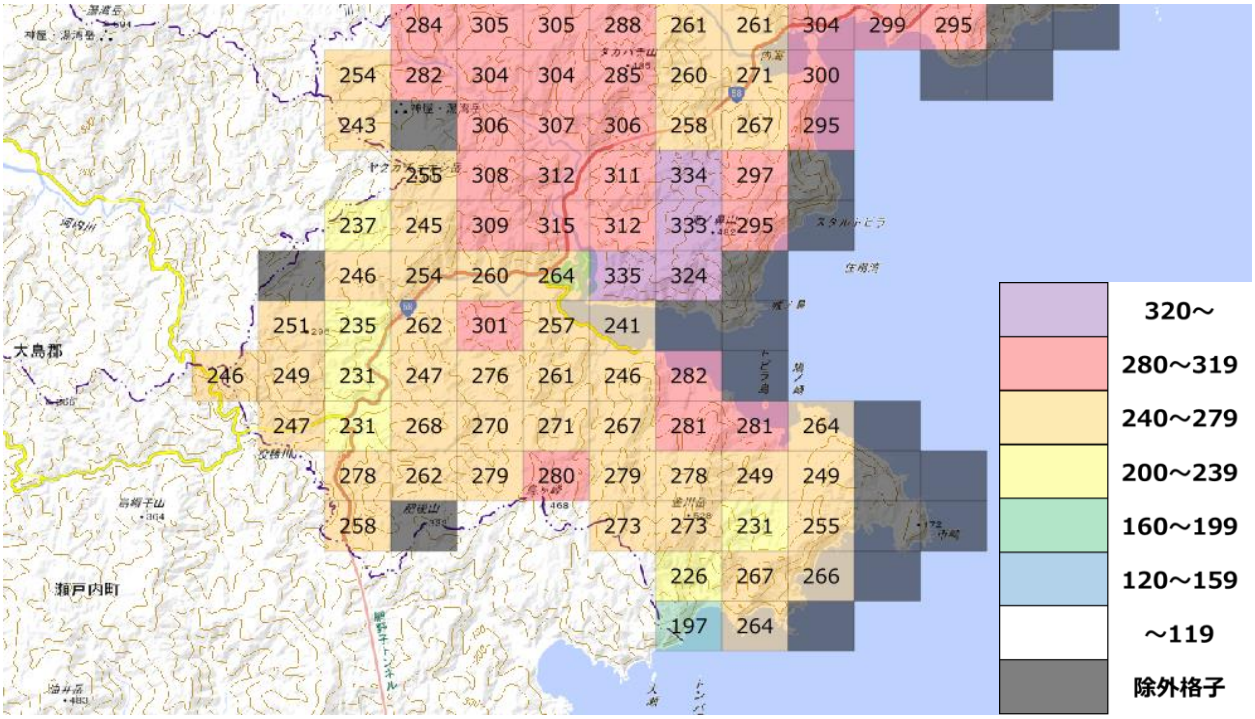

令和７年５月 29 日

<table>
<tr><td></td><td>種　　類</td><td colspan="2">発　表　基　準</td></tr>
<tr><td rowspan="10">注意報</td><td rowspan="2">大雨（土砂・浸水）</td><td>（浸水害）表面雨量指数基準</td><td>（土砂災害）土壌雨量指数基準</td></tr>
<tr><td>10</td><td>108</td></tr>
<tr><td rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>複合基準</td></tr>
<tr><td>屋仁川流域　7.6<br>役勝川流域　13.8<br>住用川流域　16.4<br>大川流域　16.2</td><td>役勝川流域　表面雨量指数　５<br>かつ　流域雨量指数　13.8<br>住用川流域　表面雨量指数　５<br>かつ　流域雨量指数　16.4<br>大川流域　表面雨量指数　５<br>かつ　流域雨量指数　16.2</td></tr>
<tr><td>強風（平均風速）</td><td colspan="2">陸上 15m/s，　海上 15m/s</td></tr>
<tr><td>波浪（有義波高）</td><td colspan="2">2.5m</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td colspan="2">1.5m</td></tr>
<tr><td>雷</td><td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td></tr>
<tr><td>乾燥</td><td colspan="2">最少湿度 50％以下で，実効湿度 65％以下</td></tr>
<tr><td>濃霧</td><td colspan="2">陸上　100m，　海上　500m</td></tr>
<tr><td>霜</td><td colspan="2">最低気温５℃以下</td></tr>
</table>

# 土壌雨量指数
# 奄美市（注意報）
# 【 全 域 】

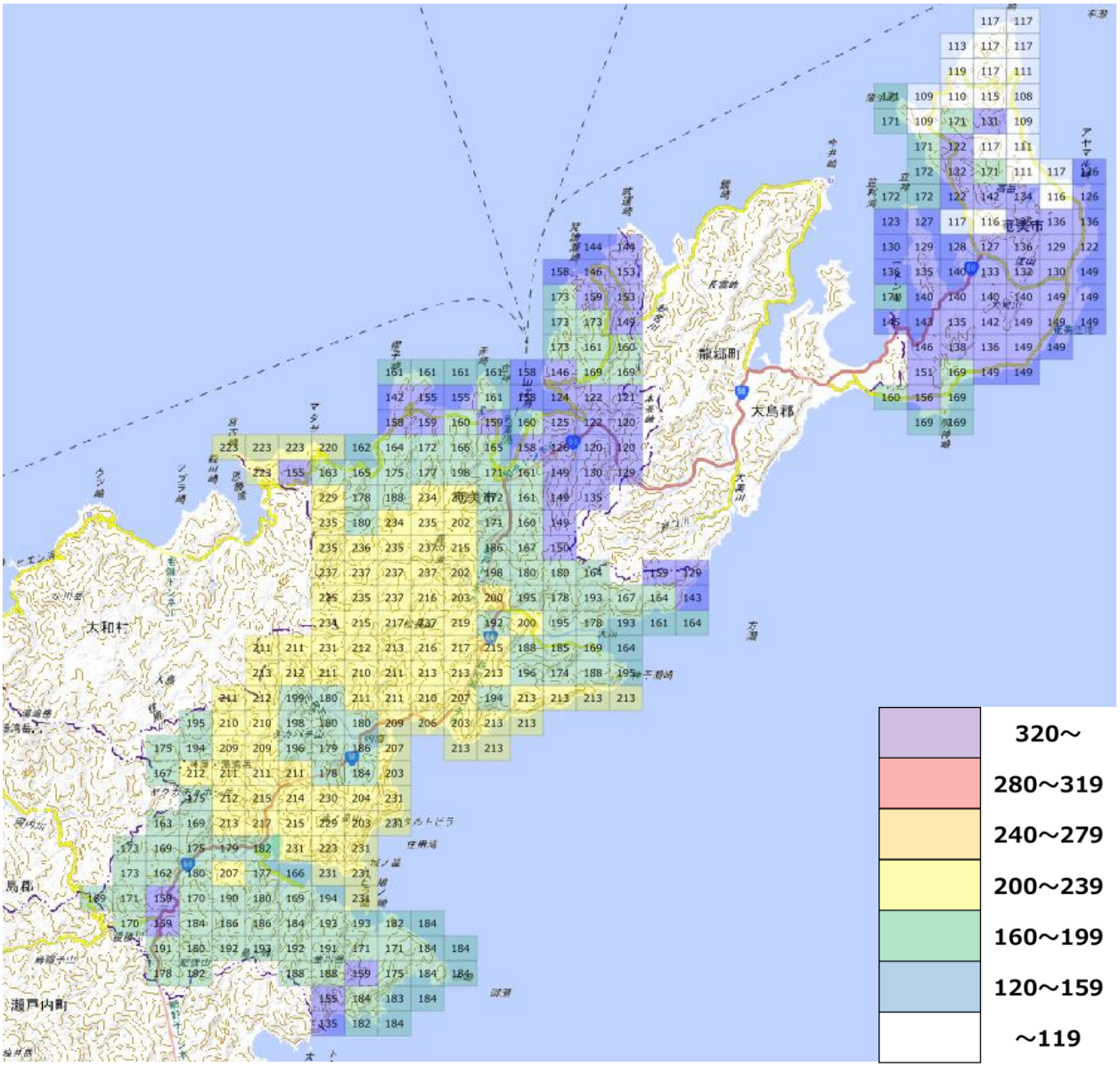

土壌雨量指数
奄美市（注意報）
【 笠 利 】

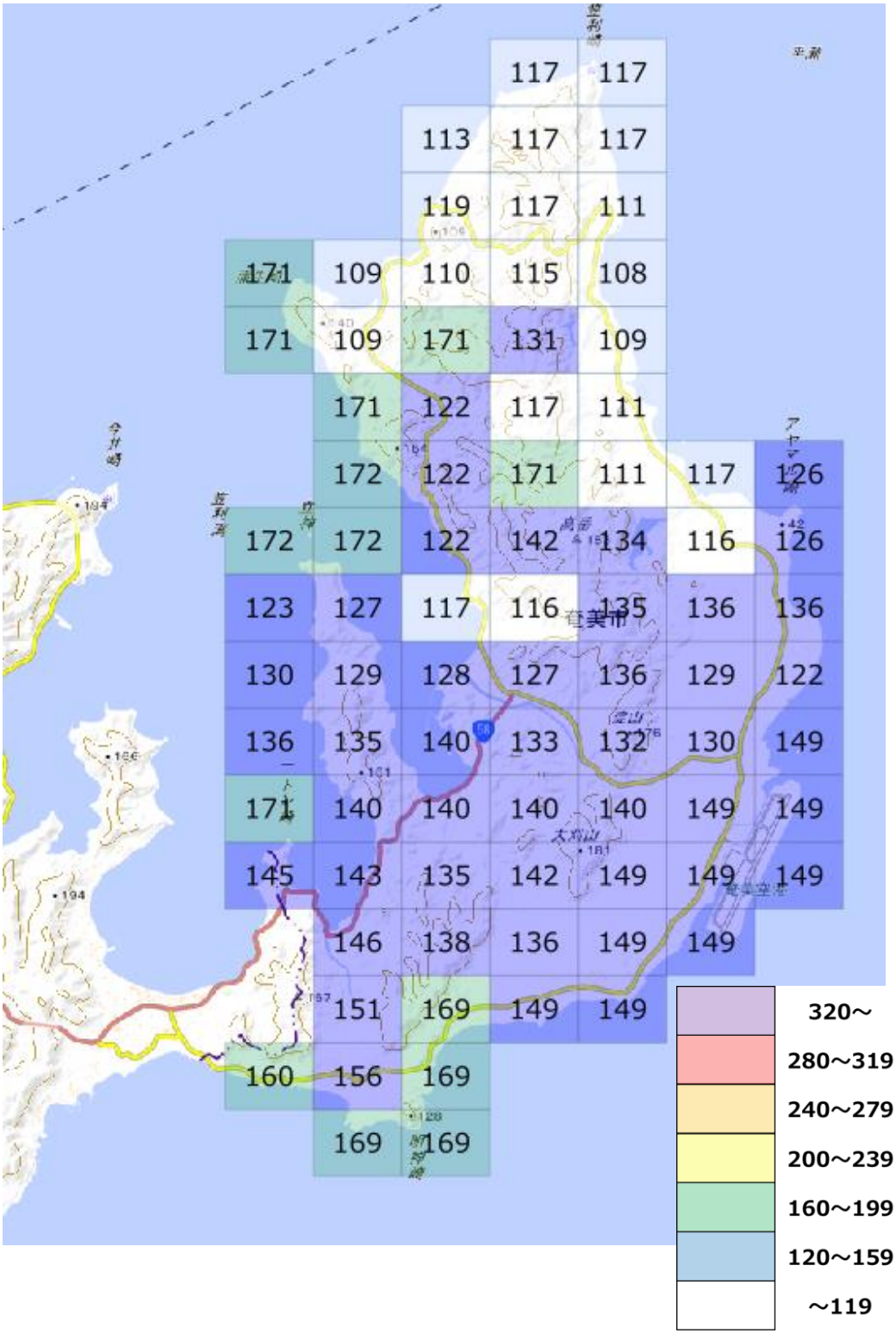

# 土壌雨量指数
# 奄美市（注意報）
# 【 名 瀬 】

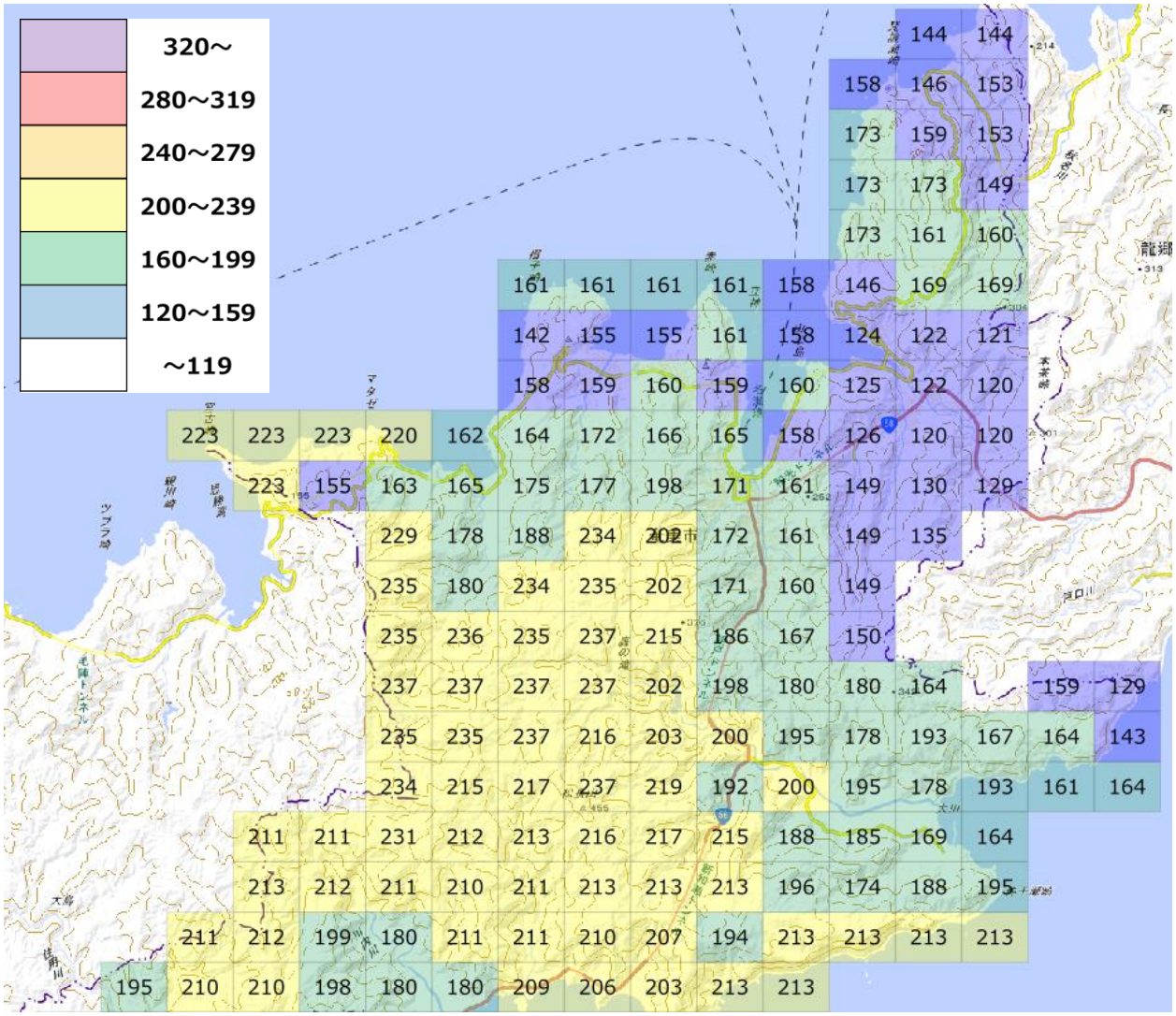

# 土壌雨量指数
# 奄美市（注意報）
# 【 住 用 】

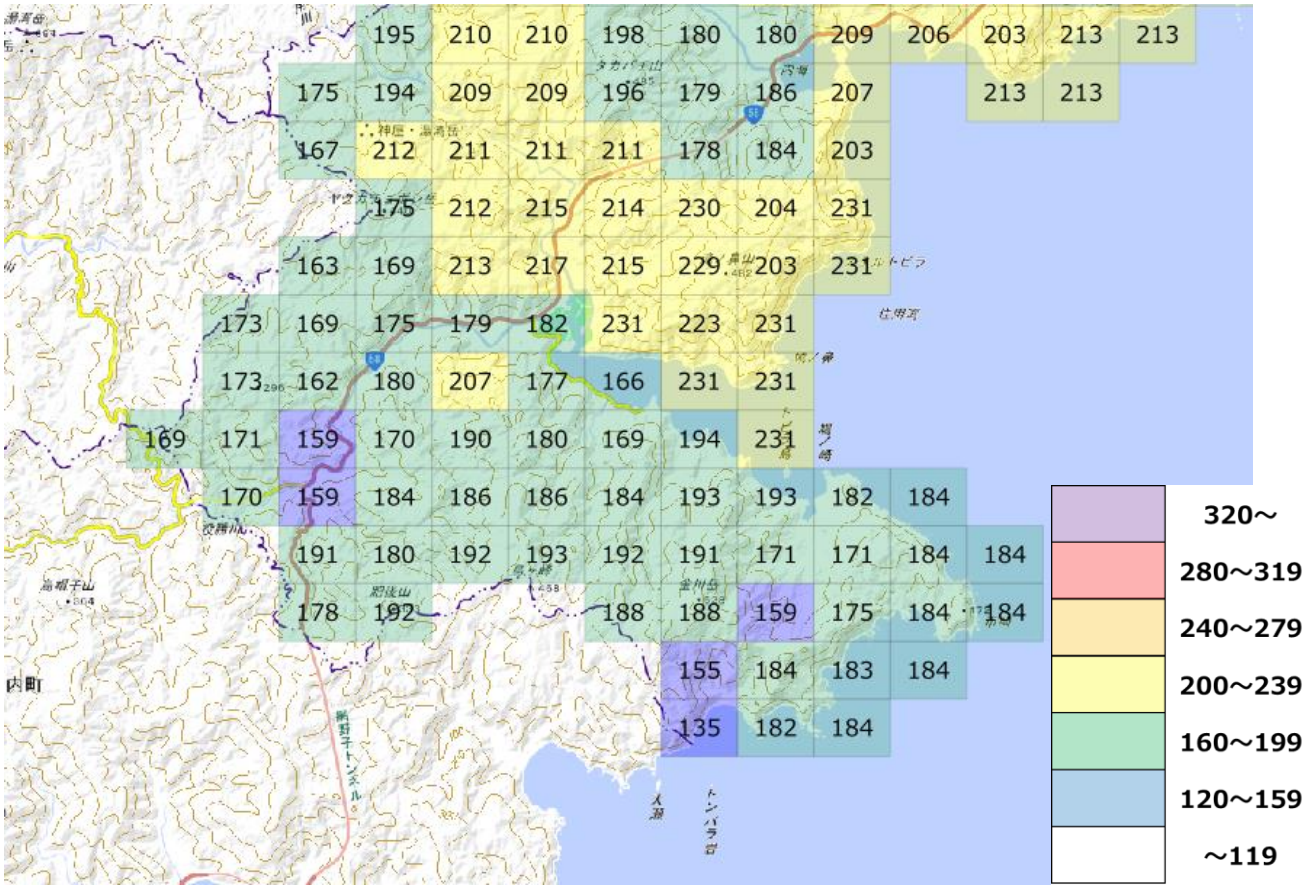


（注）（ア）発表基準欄に記載した数値は，奄美地方における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり，気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

（イ）大雨警報，注意報は浸水害と土砂災害を対象に行うもので，警報，注意報の発表時は大雨警報（浸水），大雨警報（土砂），大雨警報（浸水・土砂）の何れかの表記となる。

（ウ）洪水警報，注意報については，過去の洪水災害と相関が良い流域雨量指数を活用した基準を使用し，住用川と役勝川及びその地域を対象とする。その他の中小河川とその地域は，これまで同様，大雨警報（浸水），大雨注意報（浸水）と同じ基準で捕捉する。

（エ）洪水警報，注意報の複合基準は，1 時間雨量基準と流域雨量指数を合わせた基準とし，住用川と住用町を対象とする。

（オ）土砂災害を対象とする大雨警報，注意報は，過去の土砂災害と相関が良い土壌雨量指数を活用した基準とする。

（カ）奄美市の高潮注意報・高潮警報の基準潮位は，基準港の名瀬港により東京湾平均海面潮位（ＴＰ）を使用する。

（キ）平坦地とは，概ね傾斜が 30 ‰以下で，都市化率が 25 %以上の地域，平坦地以外とは，それ以外の地域を示す。（‰：千分率）

表　奄美市の予報・警報等の細分区分

| 一次細分区域名 | 市町村をまとめた地域名 | 該当する市町村 |
|---|---|---|
| 奄美地方 | 十島村 | 十島村 |
| | 北部 | 奄美市（笠利町，名瀬，住用町），大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町 |
| | 南部 | 徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町 |

（２）防災気象情報の発表の目的

名瀬測候所は,住民の自主的な防災行動及び防災機関が行う避難指示発令等の防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう，防災気象情報を適時・的確に発表するとともに，報道機関の協力を得て住民に周知するよう努めるものとする。

（３）防災気象情報の伝達又は入手

奄美市への防災気象情報の伝達については,名瀬測候所又は鹿児島地方気象台から鹿児島県経由の伝達が基本であるが,基本経路で伝達されないコンテンツも提供するインターネット防災情報提供システム，気象庁及び名瀬測候所ＨＰも合わせて活用する。

## ２　記録的短時間大雨情報（１時間雨量）の発表

大雨警報発表中に数年に一回程度しか発生しないような，奄美地方では１時間降水量が 120㎜以上の猛烈な雨が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に，気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは，土砂災害及び，低い土地の浸水や中小河川の増水・反乱による災害発生に繋がるような猛烈な雨が降っている状況であり,実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

## ３　土砂災害警戒情報の発表

鹿児島地方気象台と鹿児島県は,大雨警報発表中において大雨による土砂災害発生の危険度が高まり，より厳重な警戒が必要な場合に市の防災活動や住民の避難行動を支援するため，土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

（１）発表機関

土砂災害警戒情報は，土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律，気象業務法により，鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で発表する。

（２）目的

土砂災害警戒情報は，土砂災害による被害の防止・軽減のため，大雨により土砂災害の危険度が高まったときに,市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となることを目的とする。

（３）発表対象地域

土砂災害警戒情報は市町村を最小発表単位とし，鹿児島県内全ての市町村を発表対象とするが，無人の島々については対象としない。

（４）土砂災害警戒情報の作成

市の避難指示等の発令の判断を迅速かつ的確に支援するため，わかりやすい文章と図を組み合わせて作成する。（付図２参照）

（５）土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア　発表基準

発表基準は，大雨警報又は大雨特別警報発表中において，気象庁が作成する降雨予測に基づいて付図１及び付表１で示す監視基準に達したときとする。

なお，地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は，鹿児島県土木部と鹿児島地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。

イ　解除基準

解除基準は，付図１と付表１で示す基準について，その基準を下回り，かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし，大規模な土砂災害等が発生した場合等には，鹿児島県土木部と鹿児島地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが，降雨の実況，土壌の水の含み具合，および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い，当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

（６）土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア　土砂災害警戒情報は，土石流や集中的に発生するがけ崩れによる土砂災害を対象としており，技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊，山体の崩壊及び地すべり等は発表対象としていないことに留意すること。

イ　市長が行う避難指示等の発令にあたっては，土砂災害警戒情報を避難指示等の発令の基本とし，更に避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は，河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル１，２，３，４），気象庁の防災情報提供システム又は気象庁ＨＰの土砂災害警戒判定メッシュ情報なども合わせて判断すること。

ウ　県内では雨が降り止んでから時間をおいて発生する大規模な土砂災害の事例があり，土砂災害警戒情報が解除された後も土砂災害が発生することがある。そのため，避難指示等の解除にあたっては，現地の状況などを総合的に判断することが重要である。

付図１　土砂災害警戒情報の監視基準

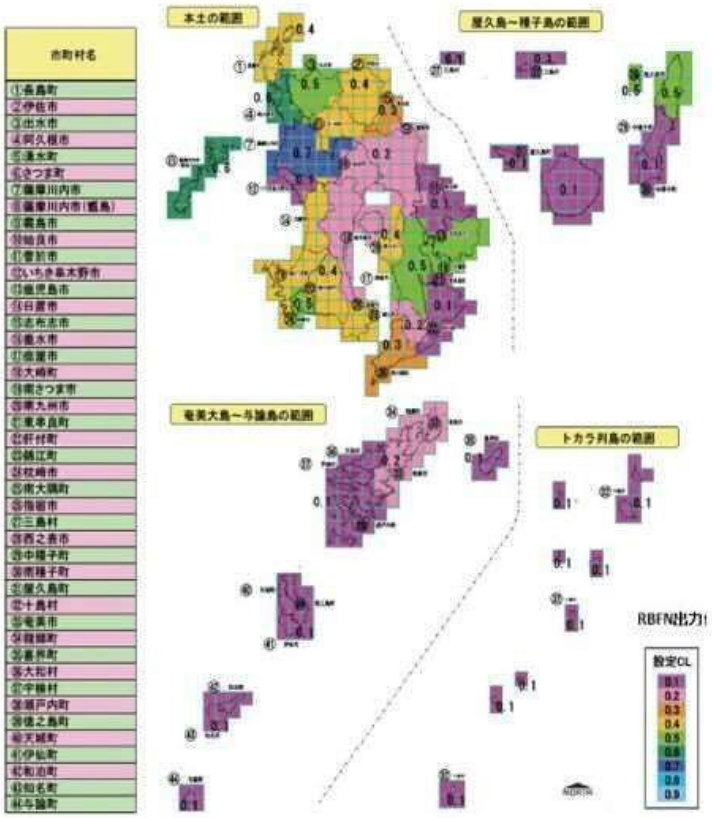


＊ＲＢＦＮ出力値について

連携手法では、安全領域と過去の土砂災害の発生状況などを総合的に勘案してＣＬを設定している。安全領域の特定にあたっては、非線形判別に優れ、ＣＬ設定の客観性向上が図られるＲＢＦＮ（ＲＢＦネットワーク）を用いている。ＲＢＦＮ出力値の作成方法はＣＬ適用地域について、降雨資料によるデータを作成する。これを用いて、ＲＢＦＮによりＲＢＦＮ出力値（0.1～0.9の0.1間隔となっている）を求める。平面上において、降雨データが密にプロットされる領域（安全な領域ほど降雨データが密にプロットされる）では、ＲＢＦＮ出力値が高く、また降雨データが疎にプロットされる領域では、ＲＢＦＮ出力値が低くなる。

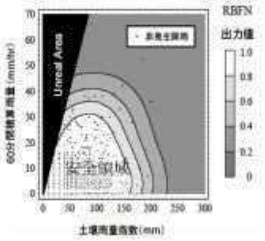


ＲＢＦＮ出力の表示例

注１）いずれの市町村についても①最大土壌雨量指数となる60分間積算雨量値以下の60分間積算雨量範囲については当該最大土壌雨量指数値を、②最大60分間積算雨量値となる土壌雨量指数値以下の土壌雨量指数範囲については当該最大60分間積算雨量値をその基準とする。

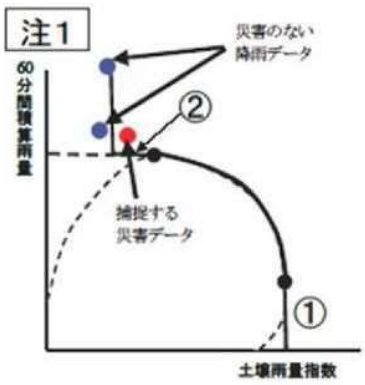


注２）土壌雨量指数下限値の設定

先行降雨のほとんどない夕立等、60分間積算雨量の立ち上がりが早い降雨については、監視基準を超過しても災害非発生降雨となり、空振りが頻発することが予想される。

これを回避する目的として、土壌雨量指数の下限値比率を付表２のとおり設定する。

付表１　土壌雨量指数下限値比率

| 市町村名 | CL<br>(RBFN 値) | 土壌雨量指数の<br>下限値比率(%) | 市町村名 | CL<br>(RBFN 値) | 土壌雨量指数の<br>下限値比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 長島町 | 0.4 | 70 | 錦江町 | 0.2 | 70 |
| 伊佐市 | 0.4 | 70 | 枕崎市 | 0.5 | 70 |
| 出水市 | 0.5 | 70 | 南大隅町 | 0.3 | 65 |
| 阿久根市 | 0.6 | 65 | 指宿市 | 0.4 | 70 |
| 湧水町 | 0.3 | 65 | 奄美市 | 0.2 | 60 |
| さつま町 | 0.4 | 60 | 龍郷町 | 0.2 | 70 |
| 薩摩川内市 | 0.7 | 60 | 大和村 | 0.1 | 70 |
| 薩摩川内市甑島 | 0.6 | 70 | 宇検村 | 0.1 | 70 |
| 霧島市 | 0.2 | 50 | 瀬戸内町 | 0.1 | 70 |
| 姶良市 | 0.2 | 60 | 三島村 | 0.1 | 70 |
| 曽於市 | 0.1 | 55 | 西之表市 | 0.5 | 70 |
| いちき串木野市 | 0.1 | 70 | 中種子町 | 0.1 | 70 |
| 鹿児島市 | 0.2 | 65 | 南種子町 | 0.1 | 70 |
| 日置市 | 0.4 | 70 | 屋久島町 | 0.1 | 70 |
| 志布志市 | 0.5 | 70 | 十島村 | 0.1 | 70 |
| 垂水市 | 0.4 | 70 | 喜界町 | 0.1 | 70 |
| 鹿屋市 | 0.5 | 70 | 徳之島町 | 0.1 | 70 |
| 大崎町 | 0.5 | 70 | 天城町 | 0.1 | 70 |
| 南さつま市 | 0.4 | 70 | 伊仙町 | 0.1 | 70 |
| 南九州市 | 0.4 | 70 | 和泊町 | 0.1 | 70 |
| 東串良町 | 0.1 | 70 | 知名町 | 0.1 | 70 |
| 肝付町 | 0.1 | 70 | 与論町 | 0.1 | 70 |

付図　２　土砂災害警戒情報例

# 鹿児島県土砂災害警戒情報　第3号

平成23年5月28日　22時20分

鹿児島県　鹿児島地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】

奄美市*　十島村　屋久島町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

＜概況＞
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
＜とるべき措置＞
崖や川の近くなど土砂災害の発生するおそれのある地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

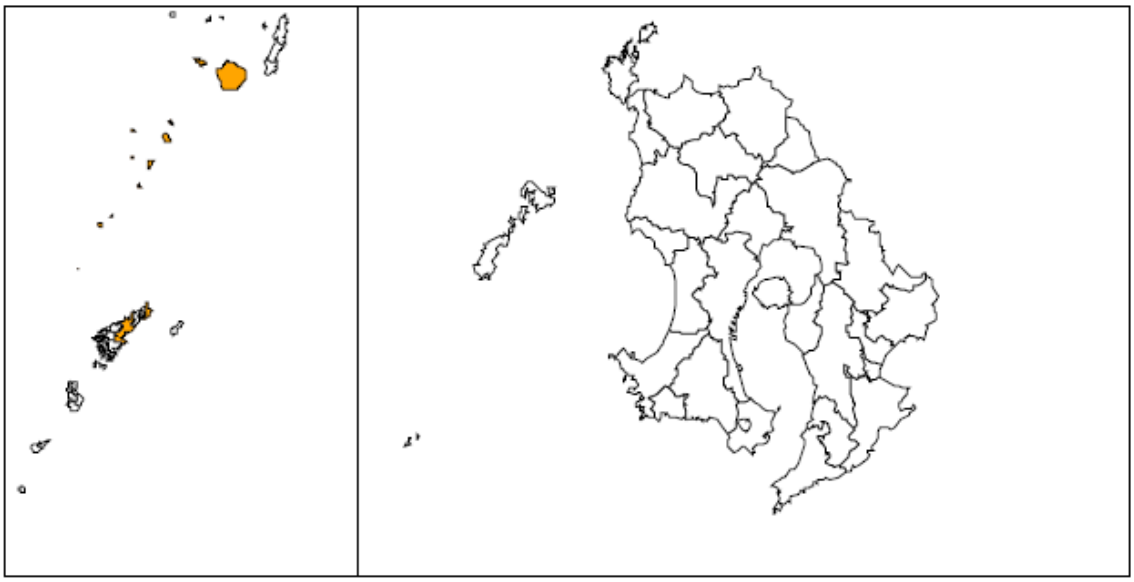

警戒対象地域

問い合わせ先
099-286-3616（鹿児島県土木部砂防課）
099-250-9913（鹿児島地方気象台観測予報課）

## 4　火災気象通報及び火災警報の発表

（１）火災気象通報

ア　発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは，消防法に基づいて名瀬測候所長が，火災予防上，気象状況が危険であると認めるときに，その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は，その通報を受けたときは，直ちにそれを市長に通知しなければならない。

イ　発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は，次のとおり。

| 担当気象官署 | 火災気象通報の基準 |
|---|---|
| 名瀬測候所 | 乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一とする。なお，陸上を対象とした強風注意報の発表が予想され，火災気象通報基準に該当する全ての地域・時間帯で，降水（降雪を含む）が予想される場合は，火災気象通報に該当しない。 |

（２）火災警報

ア　発令機関・基準

火災警報は，次の各号により，又は必要に応じて市長が発令する。

(ｱ) 火災気象通報（乾燥・強風）を受けたときで，かつ，実効湿度が 50％以下のとき

(ｲ) 火災気象通報（乾燥・強風）を受けたときで，かつ，風速 20m/s 以上のとき

(ｳ) 林野火災注意報が発令中のときは，新たに火災気象通報（乾燥），火災気象通報（強風）又は火災気象通報（乾燥・強風）を受けたとき

（３）林野火災注意報

ア　発令機関・基準

林野火災注意報は，次の各号により，又は必要に応じて市長が発令する。

(ｱ) 火災気象通報（強風）を受けたときで，かつ，実効湿度が 70％以下のとき

(ｲ) 火災気象通報（乾燥）を受けたときで，かつ，風速が 10m/s を超えるとき

(ｳ) 火災気象通報（乾燥・強風）を受けたとき

イ　発令区域

林野火災の予防を目的として発令の対象となる区域は，次の各号となる。

(ｱ) 木竹が集団して生育している土地

(ｲ) 雑草，灌木類が自然に生育している土地で人が利用しないもの

(ｳ) 家畜の放牧又は家畜の飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地

(ｴ) 前各号の区域に囲まれた空地，田畑，道路，河川敷，ごみ集積場，屋外物品集積場，工作物及び防火対象物の屋外

ウ　対象期間

林野火災注意報の対象期間は 11 月から４月まで

（４）林野火災警報

ア　発令機関・基準

火災警報と同じ。

イ　発令区域

林野火災注意報と同じ。

## 第２　気象警報等の受信・伝達

### １　気象警報等の受信・伝達

市長は，警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに，警報等の連絡を受けたときは速やかに所在官公署及び住民に周知徹底させる。この場合，要配慮者施設への伝達に配慮する。

### ２　気象予・警報，情報等の伝達系統

各気象予報・警報・情報等の伝達系統は，次の図に示すとおりである。

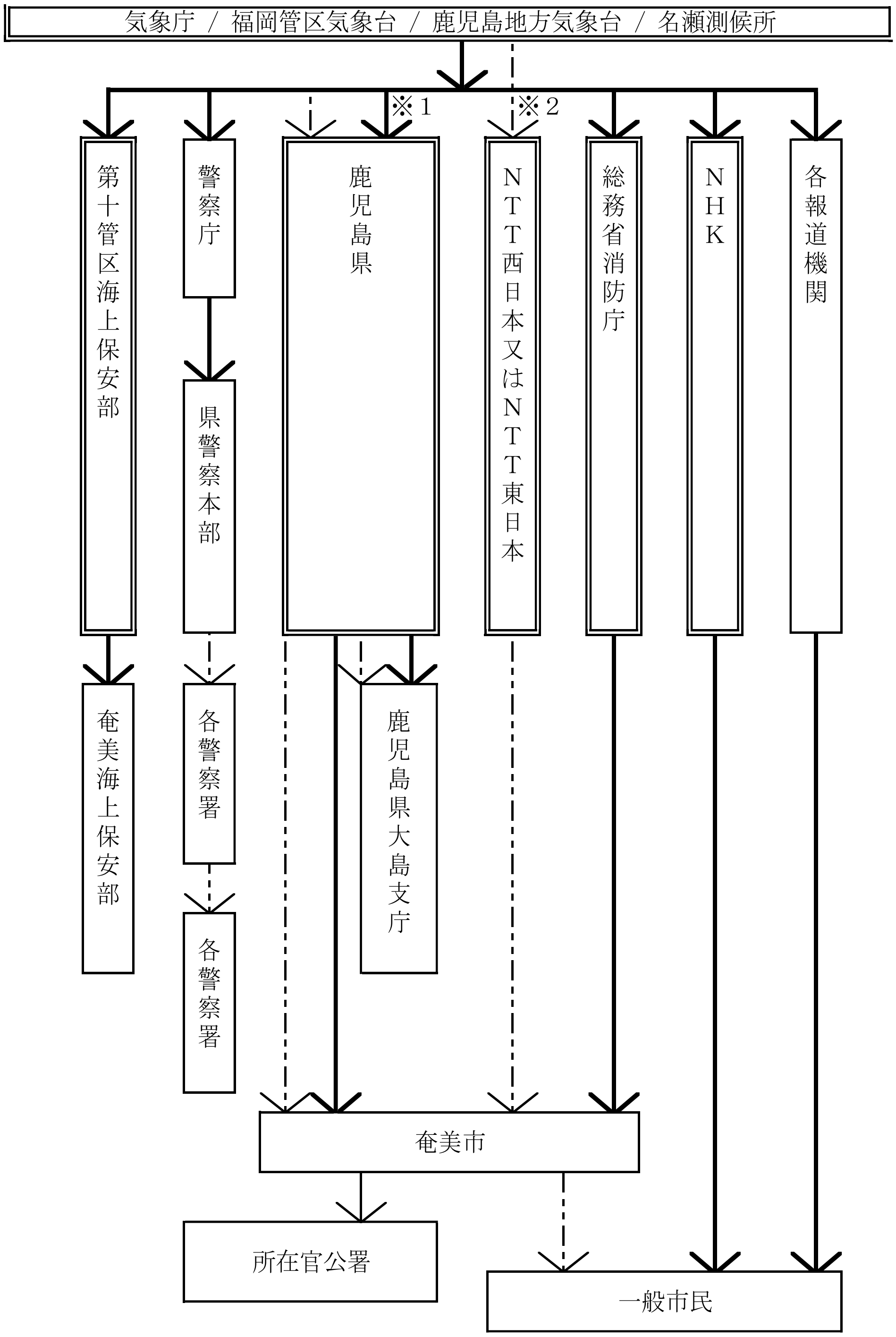


（注） 予報警報情報とも通知 警報だけ通知 火災気象通報

1　鹿児島県の伝達系統で注意報については，特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。
2　ＮＴＴ西日本又はＮＴＴ東日本とは，西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。
3　二重枠で囲まれている機関は，気象業務法施行令第８条及び第９条の規定に基づく通知先
4　特別警報が発表された場合，県においては市への通知が，市においては住民等への周知の措置がそれぞれ法律により義務付けられている。
5　※１　気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
6　※２　気象資料伝送システム（オンライン）

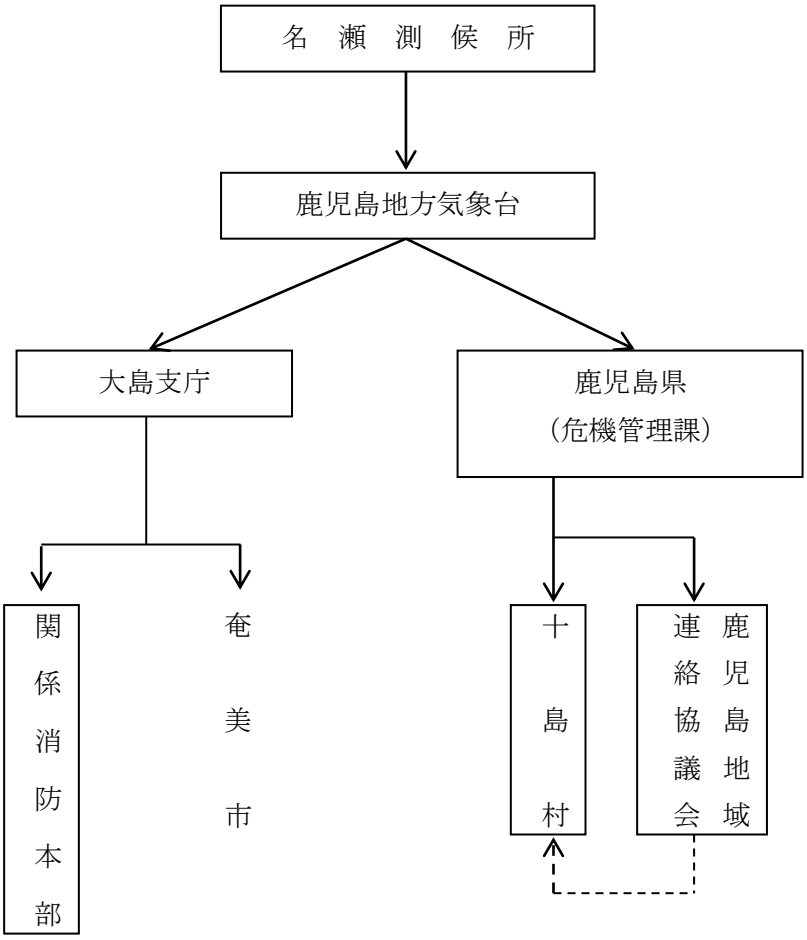
名　瀬　測　候　所
鹿児島地方気象台
大島支庁
鹿児島県
（危機管理課）
関係消防本部
奄美市
十島村
鹿児島県連絡協議会地域

## ３　気象予・警報，情報等の種類と伝達方法

（１）名瀬測候所が発表する予・警報，情報等の種類と伝達方法及び形式は，次の表に示すとおり。

**名瀬測候所が発表する予・警報情報等の種類と伝達方法及び形式**

| 担当気象官署 | 種類／通知先 | 特別警報・警報 | | | | | | 注意報 | | | | | | | 火災気象通報 | 情報 | 伝達方法 | 特別警報・警報・注意報の伝達形式 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 暴風 | 暴風雪 | 大雨（雪） | 高潮 | 洪水※2 | 波浪 | 強風 | 風雪 | 大雨 | 高潮 | 洪水 | 波浪 | 警報のない注意報※3 | | | | |
| 名瀬測候所 | ＮＴＴ西日本又は東日本 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | | | | | | | | | | オンライン | 全文 |
| | 鹿児島県 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○※1 | ○ | 防災情報提供システム※1 | 〃 |
| | 奄美海上保安部 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 〃 | 〃 |
| | ＮＨＫ鹿児島放送局 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 気象情報伝送システム | 〃 |

注）１．災害時及び通信障害時においては，伝達先の機関において気象官署に職員を派遣する等の方法によって，防災気象情報（特別警報・警報・注意報を含む）の確保に努めるものとする。
２．水防活動用気象警報・注意報，水防活動用高潮警報・注意報，水防活動用洪水警報・注意報，それぞれ大雨特別警報・警報・注意報，高潮特別警報・警報・注意報及び洪水警報・注意報をもって代えるものとする。
３．※１は鹿児島地方気象台を経由し，対象機関に通知される。
４．※２の洪水は警報のみ（特別警報なし）
５．※３警報のない注意報（雷，融雪，濃霧，乾燥，なだれ，低温，霜及び着氷・着雪）

## ４　大雨等に関する情報等の伝達

市は,大雨等に関する情報等の伝達を受けた時は,速やかに所在官公署及び住民への周知を図る。この場合，特に要配慮者施設への伝達に配慮するものとする。

## ５　土砂災害警戒情報の伝達

（１）伝達系統

鹿児島地方気象台は，気象業務法第 15 条の２により大雨特別警報を都道府県等に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は，大雨警報を解説する気象情報の一つとして関係機関に伝達する。鹿児島県までの伝達経路は大雨特別警報・警報の伝達経路と同様である。

鹿児島県は，災害対策基本法第 51 条（情報の収集及び伝達），第 55 条（県知事の通知等）及び土砂災害防止法第 27 条により市長その他関係者に伝達する。

ア　鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表した場合,鹿児島地方気象台は，気象庁防災業務計画に基づき，土砂災害警戒情報を専用通信施設等により鹿児島県危機管理防災局危機管理課等関係機関及び日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。また鹿児島県砂防課は必要な機関に伝達する。

イ　鹿児島県危機管理防災局危機管理課は，土砂災害警戒情報を，鹿児島県地域防災計画に基づく大雨特別警報･警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ専用通信施設等により伝達するとともに，住民に周知するための措置を講ずるものとする。

ウ　市は,土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。

エ　その他の関係機関は必要な伝達等の措置を執る。

## 第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達

**【関係機関：奄美市】**

市災害対策本部は，災害発生直後から被災状況を正確に把握するため，住民や職員及び関係機関から災害情報･被害情報を収集し，併せて防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに，速やかに県及び関係機関等に報告する必要がある。

このため，特に住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き，被災者等からの情報を迅速かつ確実に収集・伝達するとともに，収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し，応急対策に活用する。

### 第１　災害情報の収集

#### １　初期情報の把握

災害活動は，総務対策部により，まず正確な情報及び被害情報を迅速に把握することに始まり，災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。

情報の収集においては，以下の情報を収集する。特に人命危険に関する情報を優先し，速報性を重視する。

人的被害の状況のうち行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市は，住民登録の有無に関わらず，当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について，県警察等の関係機関の協力により正確な情報の収集に努める。

また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録市町村又は県（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ，外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお，市及び県は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利・利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防・救助等の人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において，市及び県は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関及び警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け，加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居場所が知られることのないよう，当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

（１）初期被害状況調査等

防災行政無線・消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに，被害状況の早期把握に努めるとともに，必要に応じて調査班を編成して現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず，通報の殺到状況等の被害規模を推定できる概括的な情報とする。

（２）災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため，主として次の初期情報等の収集を行う。

**《　災害情報の把握内容　》**

ア　人的披害（死傷者数，生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数，行方不明者の数を含む。）
イ　住家披害（全壊，倒壊又は床上浸水等）
ウ　災害被害状況（人的被害状況又は倒壊家屋状況）
エ　土砂災害（人的・住家・公共施設披害を伴うもの）
オ　出火件数又は出火状況
カ　二次災害危険箇所（土砂災害危険又は高圧ガス漏洩事故等）
キ　輸送関連施設被害（道路又は港湾・漁港）
ク　ライフライン施設被害（電気，電話，ガス，水道及び下水道施設被害）
ケ　避難状況，救護所開設状況及び救出・医療救護関係情報
コ　災害対策本部設置等の状況
サ　交通機関の運行・道路の状況
シ　災害の状況及び社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

### ２　災害情報等の集約，報告及び共有化

（１）災害情報の集約及び報告

上記の方法により報告された災害情報等を整理し，広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難指示等又は災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう各対策部で集約し，総務対策部へ報告する。なお，災害報告及び各関係機関への情報伝達にあたり，予め「情報連絡員」を定めておき，さらに情報連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする。

（２）情報の共有化

総務対策部において災害情報等を整理し，広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難指示等又は救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し，適宜，関係機関等へ連絡するとともに，全職員に周知する。

## 第２　被害情報の収集

### １　被害情報の収集計画

（１）被害調査

市民環境対策部税務班は，災害時の被害調査地区を各課に割り振り，被害状況について調査・収集を行う。

（２）災害調査部隊等の編成

各班は，災害が発生したときは，直ちに各所管する施設（住家，土木施設，農林産物，農林産業用施設，商工業施設，文教施設及びその他の公共施設）等の状況を専門の技術員及び関係職員等からなる災害調査部隊等を編成して被害状況を調査する。各班において集約した被害状況を総務対策部本部連絡班に報告する。また，勤務時間以外で本庁に登庁が不可能な場合，自治会長又は自主防災組織の協力等により被害状況を集約する。

## ２　被害状況の調査要領

（１）被害情報項目

**《　被害情報の項目　》**

ア　災害の原因
イ　災害が発生した日時，場所又は地域
ウ　被害の状況
エ　実施している対策
オ　今後の見込み及び必要とする救助の種類

（２）被害認定基準

災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された際は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき判定する。

（３）被害が甚大なため，市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき，又は調査に専門的な技術を必要とするときは，県及び予め定めた組織により応援を求めて実施する。

# 第３　被害情報の報告

## １　被害情報の報告要領

（１）県への報告要領

ア　被害状況等の報告

基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集，被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては，「県災害報告取扱要領（県地域防災）」の定めるところによる。

なお，市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し，県職員が被災市の情報収集のために被災地へ赴く場合にどのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど，予め県と協議をしながら情報収集要領を作成するよう努める。

イ　報告要領

| 種類 | 提出期限 | 適用 |
|---|---|---|
| (1)第１報 | 登庁直後<br>災害発生直後 | 第１報（参集途上の被害，庁舎周辺の被害状況）<br>①勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）<br>②勤務時間内（災害発生直後） |
| (2)人命危険情報の中間集約結果報告 | 災害発生後，できる限り早く | この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難指示等及び救助法の適用申請等必要性の有無）が得られていれば，県等へ報告する。 |
| (3)人命危険情報の集約結果（全体概要）報告 | 災害発生後１時間以内。遅くとも２時間以内 | 県への報告は「災害情報等報告系統」と同一の方法を用いる。 |

| | | |
|---|---|---|
| (4)災害速報 | 覚知後30分後可能な限り早く | 報告（通報）すべき災害等を覚知したとき，原則として覚知後30分後可能な限り早く，わかる範囲で第１報を報告し，以後，判明したものから随時報告する。 |

ウ　市は，同時多発火災や救出要請等により 119 番通報が殺到した場合に，その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

（２）災害情報等を収集するにあたっての留意事項

市，県及び防災関係機関は，人的被害，住家被害，避難及び火災の発生・延焼の状況等，広域的な災害応急対策を実施するうえで重要かつ緊急性の高い情報について，他の情報に優先して収集・報告する。

（３）災害情報等の報告系統

ア　市長は，管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し，県その他関係機関に報告する。

なお，通信途絶等により県との情報連絡が取れない場合は，消防庁に直接，被害情報等の連絡を行うものとする。

イ　市及び関係機関は，知事が行う市域の災害情報等の収集作業に協力する。

知事は，取得した情報を基に市内の防災関係機関に関係情報を通報するとともに，重要かつ緊急な情報について消防庁に報告する。被害状況等の報告に係る消防庁の連絡先は次のとおりである。

また，県は，市において通信手段の途絶等が発生し，被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員の派遣又はヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

なお，指定行政機関は，通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合，調査のための職員派遣又はヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努める。

| 区分 / 回線別 | | 平日（９：30～18：15）<br>※応急対策室 | 左記以外<br>※宿直室 |
|---|---|---|---|
| ＮＴＴ回線 | 電話 | 03-5253-7527 | 03-5253-7777 |
| | ＦＡＸ | 03-5253-7537 | 03-5253-7553 |
| 消防防災無線 | 電話 | 8-90-49013 | 8-90-49102 |
| | ＦＡＸ | 8-90-49033 | 8-90-49036 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 電話 | 80-048-500-90-49013 | 80-048-500-90-49102 |
| | ＦＡＸ | 80-048-500-90-49033 | 80-048-500-90-49036 |

## 第３節　広報

**【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・九州電力**
**・ガス会社・ＮＴＴ西日本・バス会社・あまみエフエム】**

**【名　　瀬：企画調整課・総務課】**

**【住　　用：地域総務課】**

**【笠　　利：地域総務課】**

風水害等の災害に際して，浸水・斜面崩壊等の様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し，誘導できるよう，必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため，県，市及び防災関係機関は，保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに，災害時の適切な対策を遂行するうえで，それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

### 第１　市による広報

#### １　広報内容

災害時には，以下に示す人命の安全確保，人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また，気象警報又は避難指示等を住民に周知することにより，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等について予め検討しておく。その際，高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

（１）災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）及び避難指示

広報担当者は，降雨が長期化し，災害危険が増大していると判断されるときは，事前に定めた広報要領により大雨への警戒を強め，必要に応じて事前避難に関する広報を実施する。

（２）災害発生直後の広報

各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は，自主防災組織及び住民等へ災害時の防災行動を喚起するため，以下の内容の広報を実施する。

ア　緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示

イ　隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

ウ　出火防止，初期消火及びプロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

（３）災害発生後，事態が落ち着いた段階での広報

各種広報媒体を活用し，以下の内容の広報を実施する。

ア　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ　地区別の避難所

ウ　混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされないためにテレビ，ラジオ，市公式ＨＰ・ＳＮＳ，鹿児島県防災web，緊急速報メール又は地域コミュニティＦＭ等から情報入手するよう広報する。

エ　安否情報

安否情報については，ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル“171”や，各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言版などを活用するよう広報する。

オ　被災者救援活動方針・救援活動の内容

（４）広報及び情報等の収集要領等

ア　市の各対策部は，広報を必要とする場合，総務対策部本部連絡班（支部連絡班）及び企画調整班に連絡する。

イ　被害状況及び対策状況等の全般的な情報は，総務対策部本部連絡班（支部連絡班）において収集する。

ウ　総務対策部本部連絡班（支部連絡班）は，企画調整班（地域総務班）へ必要に応じて取材（現地写真撮影等）を要請する。また，取材を行う場合は本部連絡班から各対策部へ連絡する。

エ　災害発生により多くの取材（現場写真撮影等）が必要となり，企画調整班（地域総務班）だけで対応できない場合は，総務対策部から各対策部へ取材等の協力要請を行い，各対策部（支部各班）ではできる範囲で取材を行う。

## ２　広報手段

（１）市による広報手段

市が保有・運用する防災行政無線，インターネット（市公式ＨＰ・ＳＮＳ，ポータルサイト，鹿児島県防災 web），広報車，Ｌアラート及び緊急速報メールをはじめ，地域コミュニティＦＭ，ワンセグ放送又は消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各手段による。

また，避難指示等の避難に関する情報等の緊急性が高く住民への周知が必要な情報については，本節第３「１　放送機関に対する広報の要請」に示す放送機関への情報の提供等を行い，住民への周知に努める。

（２）県による広報手段

県による広報は報道機関を通じるほか，各種広報媒体を活用し，広報内容が効果的に伝達されるよう努めるものとする。

また，大災害時等の緊急に県民への情報を伝達する必要がある場合は，緊急連絡スタジオから映像及び音声で情報提供を行うものとする。

**放送メディアを通じた緊急情報伝達システム**

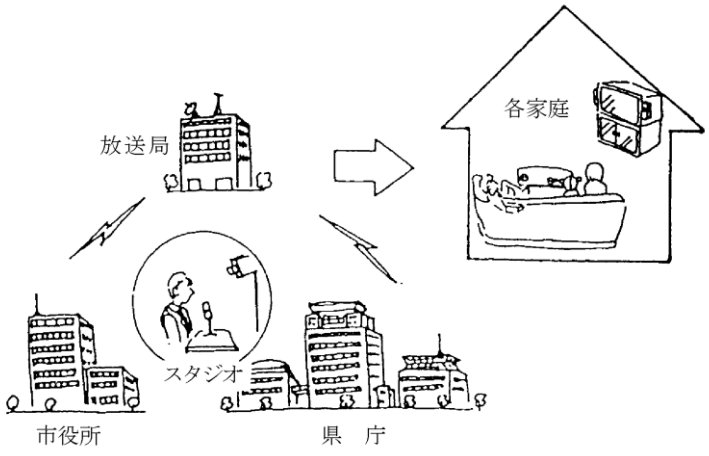

## 第２　関係機関等による広報

### １　放送機関による広報

災害時のテレビ・ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）等による公共放送は，住民の情報ニーズに応えるとともに，住民や関係機関等の職員が防災対策を遂行するうえで必要となる各種情報を提供するなど，極めて重要な役割を果たす。

したがって，各放送機関は，各々の防災計画に定められた活動体制を確立して，報道活動や住民への広報を実施する体制を強化する。

### ２　その他の防災関係機関による広報

（１）九州電力株式会社奄美配電事業所

災害による停電等の被害箇所の状況や復旧の見通しをはじめ，公衆感電事故の防止等について，ＨＰ及び広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

（２）ＮＴＴ西日本鹿児島支店

災害の発生が予想される場合，又は発生した場合に，通信の疎通及び利用制限の措置状況や被災した電気通信設備等の応急復旧等の広報を行い，通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

（３）ガス会社

災害によるガス施設の被害箇所の状況や復旧状況の見通しをはじめ，ガス漏れによる事故防止等について，広報車・報道機関等による住民への周知に努める。

（４）バス会社等

被害の状況や運行の見通し等について，掲示板や案内板への掲示をはじめ報道機関等により住民への周知に努める。

## 第３　報道機関等に対する放送の要請・公表

### １　放送機関に対する広報の要請

（１）放送要請の要領

県（危機管理課）は，人命の安全確保，人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報について，迅速・確実を期すべきもの又は放送機関による広報が適当なものに関しては放送機関に広報を依頼する。

放送機関に対する放送の依頼は，原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき，知事が市からの要請を受けて行う。このとき，市は県に放送を要請するとともに，報道機関にも補完的に要請文を送付する。要請にあたって，県は放送要請の理由及び放送事項を明示し，放送機関は要請のあった事項について放送の形式，内容及び時刻等をその都度決定し放送する。ただし，県との連絡が取れない場合は，市が放送機関に対して直接放送を依頼し，事後，県に報告する。

（２）災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）による場合

県は，大規模災害に関して，以下の事項を県民に対して緊急に周知・徹底する必要がある場合は，緊急連絡スタジオを活用して放送機関へ画像及び音声で情報を提供する。

ア　災害（火災等の二次災害も含む。）が発生し，又は発生するおそれがある場合で，人命・財産を保護するための避難指示等

イ　災害に関する重要な伝達並びに予想される災害の事態及びこれに対して執るべき措置

ウ　災害時における混乱を防止するための指示

エ　その他必要な情報

（3）地域放送機関への要請

市は，人心安定に関する情報，人命の安全確保等に関する情報及び防災情報に関する広報について，迅速・確実を期すべきもの又は放送機関による広報が適当なものに関しては，あまみエフエムに広報を依頼する。

あまみエフエムに対する放送の依頼は，事前に締結されている「災害時の放送に関する協定書」に基づいて総務課長が要請を行う。要請にあたっては，放送依頼の理由及び放送の内容を明示し，あまみエフエムは，要請のあった事項について放送の形式，内容及び時刻等をその都度決定し，放送する。ただし，人命に関わり緊急を要する場合は，市が放送機器へ直接割り込み，放送を行う。

## 2　報道機関に対する発表

市の広報担当者は，災害の種別，発生の場所及び日時，被害状況並びに応急対策の状況等を取りまとめ，情報提供については原則としてインターネット（市公式ＨＰ）上で行う。インターネットが利用できない場合又は大規模災害が発生した場合は，必要に応じて，適宜，報道機関に以下の要領で発表する。

（1）報道発表の要領

ア　発表の場所は，記者会見室とする。

イ　発表担当者は総務対策部の在庁最上位の者とする。

ウ　事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また，情報入手状況や防災活動の進捗状況により，広報ルールどおりの広報ができないことも予め断っておく。これにより，報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ　要配慮者への報道手段・内容について配慮するよう要請する。

オ　警察・消防その他の組織との情報交換を的確に行い，広報内容の一体性を保つ。

（2）報道機関へ要請及び発表する広報内容

ア　災害による被害を最小限に止めるための行動指示等〔要請〕※１(2)の内容に準じる。

イ　災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ　雨量及び河川水位等の状況〔発表〕

エ　火災状況（発生箇所及び被害状況等）〔発表〕

オ　家屋損壊件数及び浸水状況（発生箇所及び被害状況等）〔発表〕

カ　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ　周辺受入可能病院及びその診療科目及びベッド数〔要請〕

ク　避難状況等〔発表〕

ケ　被災地外の住民へのお願い〔要請〕

（例）　・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・安否情報については，ＮＴＴなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。

・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

・まとまった義援物資を送ってくださる場合は，被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう），物資の種類・量・サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。　等

コ　ボランティア活動の呼びかけ

サ　住民の心得，人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

シ　交通状況（交通機関運行状況並びに不通箇所，開通見込日時及び道路交通状況等）〔発表，要請〕

ス　電気・電話・上下水道等の公益事業施設状況（被害状況又は復旧見通し等）〔発表，要請〕

セ　河川・道路・橋梁等土木施設状況（被害又は復旧状況）〔発表，要請〕

## 第４　その他の関係機関等への広報の要請・調整

### １　ライフライン関係機関への要請

災害時に市災害対策本部に寄せられる住民等からの通報の中には，ライフラインに関係する問合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため，市は住民等の通報内容をモニターし，必要があると認めた時は，ライフライン関係機関に対し，広報担当セクションの設置や増強を要請する。

### ２　関係機関との調整

市災害対策本部は，広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

## 第４節　水防・土砂災害等の防止対策

**【名　　瀬：土木課・農林水産課】**

**【住　　用：産業建設課】**

**【笠　　利：建設課・産業振興課】**

風水害時は河川出水，高潮又は斜面崩壊等のため，水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため，市は水防団等を出動させ，必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し，水防・土砂災害防止対策を実施する。

### 第１　河川等災害の防止対策（水防活動）

河川災害の防止対策（水防活動）は「奄美市水防計画書」に準じ，以下の活動を行う。

#### １　水防体制の確立

各河川管理者は，河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い，水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「奄美市水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

#### ２　水防情報及び被害状況等の把握

河川管理者は，「奄美市水防計画書」に基づき，気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか，雨量・河川水位等の諸観測値を通報するなど各種水防情報を収集・伝達する。

また，ため池については，市等の管理者がため池の監視・警戒を行い，被害状況等の把握に努める。

これらの情報に留意し，重要水防箇所等や二次災害に繋がるおそれのある河川施設の監視・警戒を行い，被害状況等の把握に努める。

#### ３　河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

河川管理者は，以下の被害拡大防止措置を講ずる。

（１）護岸の損壊等による浸水防止

河川出水・溢水等による浸水被害が生じた場合は，その被害の実態に応じて土嚢積み等の浸水防止措置を講じ，二次災害を防止する。また，ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

（２）河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は，被害に応じた出水防止措置を講ずる。

（３）河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害に繋がるおそれのある河川施設については，関係業者等を手配するなど，早急に応急復旧措置を講じ，被害の拡大防止を図る。

（４）その他の水防活動の実施

上記のほか，河川災害防止のために，以下の水防活動を実施する。

ア　出動・監視・警戒及び水防作業

イ　通信連絡及び輸送

ウ　避難のための立退き

エ　水防報告と水防記録

オ　その他

## 第２　土砂災害の防止対策

### １　土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管課は，気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し，被害の拡大防止対策に着手する。

### ２　危険箇所周辺の警戒監視・通報

（１）市の対策

市は，土砂災害(特別)警戒区域又は山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流，崩壊土砂流出危険地区等における土石流若しくは地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合，その被害実態の早期把握に努める。

また，地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合，それらの地域の警戒監視体制を強化し，土砂災害防止対策の早期実施に努める。

（２）県の対策

大島支庁建設課及び林務水産課は，所管施設の被害の把握に努める。

（３）関係機関等の対策

九州地方整備局及び鹿児島森林管理署は，所管施設及び国有林野の被害実態の把握に努めるとともに，応急復旧に係る技術的な対応に努める。

### ３　土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

（１）土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において，引き続き，がけ崩れや土石流，地すべり等が懸念される場合は，それぞれの施設所管部署において応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また，土砂災害の発生地域において民生安定の観点から放置し難く，採択基準に合致するものは，災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設の整備を促進する。

（２）警戒避難体制の確立

土砂災害の危険が解消されない場合は当該区域に警戒区域を設定し，関係住民の出入りを制限し，必要に応じて関係地域住民の避難措置を実施する。

（３）土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

下記の緊迫した状況下において適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を国・県から提供を受ける。

| 情報提供者 | 緊急調査及び土砂災害緊急情報の内容 |
|---|---|
| 国土交通省 | 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って，重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況 |
| 県 | 地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査） |

土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は，適切に避難指示等の発令を行う。

## 第５節　消防活動

**【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・奄美市】**

火災が発生した場合，消防機関を中心に住民，自主防災組織又は各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら消防活動を行う必要がある。

このため，消防機関は，現有の消防力（人員・装備・車両・水利等）の総力を挙げ，災害状況によっては他の地域からの応援を得て効果的に連携し，消防活動を実施する。

### 第１　市・県・住民による消防活動

#### １　市及び消防組合の消火活動

消防機関は，大島地区消防組合消防本部が定める規程等に基づいて統制ある消防活動を行い，火災防御活動に万全を期する。消防活動に際しては，消防・救急無線通信網を効果的に運用して他の消防機関の部隊等との通信を確保し，消防通信体制の強化を図る。

また，同時多発的な火災の発生に際し，出火防止，初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう，防火水槽，耐震性貯水槽又はプール等の人工水利のほか，河川・海・ため池等の自然水利からの取水等，消防水利の有効活用に努める。

市街地大火に際しては，その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め，避難指示等を行う必要が生じた場合，その適切な広報に努める。

#### ２　県の対策

大火が予想されるときは，直ちに関係市町村に対して大火防御の措置を講ずるよう指示する。

また，火災発生後，ラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め，あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに，状況に応じ，被災者に電気・ガスの供給の停止を要請する。

#### ３　住民の対策

住民は，出火防止，初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに，近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

### 第２　消防応援協定に基づく消防活動

#### １　県消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し，所轄する消防力で災害の防御が困難な場合は，「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し，災害応急対策に当たる。

#### ２　緊急消防援助隊等の出動の要請

大規模な火災等が発生し，県内の消防力で十分に対応できないときは，緊急消防援助隊の出動を県に要請するものとする。

## 第６節　避難の指示，誘導

**【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部**
**・医療施設管理者・福祉施設管理者・大型店舗施設管理者】**
**【名　　瀬：企画調整課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課**
**・土木課・教育委員会・総務課】**
**【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】**
**【笠　　利：いきいき健康課・建設課・地域教育課・地域総務課】**

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，地域の居住者又は滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを指示する等の措置を執る必要が生じる。特に，市長は避難措置実施の第１次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずる。

### 第１　要避難状況の早期把握・判断

#### １　要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合，必要と認められる地域の居住者又は滞在者その他の者に対し，立退きを指示する等の避難措置は，関係法令に基づき，それぞれの実施責任者が時期を失しないよう行われなければならない。特に市長は，避難措置実施の第１次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，常に適切な措置を講ずるために避難を要する地域の実態の早期把握に努め，迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

また，災害対策本部を置く本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は，指示等を行うための判断を災害の被災地近傍の支所等において行うなど，適時適切な避難誘導に努める。

#### ２　避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は発生した災害の状況により大きく異なるため，被災地域の情報収集を踏まえ，避難対策の要否を判断する。

（１）河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため，当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう，市・消防組合その他は警報発表以降に着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し，避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し，住民の避難活動を補完する。

（２）斜面災害防止のための避難対策

急傾斜地等の崩壊危険性の高い地域等では，斜面崩壊からの避難等が想定される。市・消防組合その他は，警戒活動により斜面状況を把握し，被災地域の被害実態に応じて避難の必要性を判断し，混乱防止措置と合わせて必要な対策を講ずるものとする。

#### ３　権限委譲順位

災害発生時に市長と連絡が取れない場合，避難指示等を実施する権限の委譲は次の順位とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第１順位　副市長 | 第２順位　総務部長 | 第３順位　総務課長 |

## 第２　避難指示等の実施

### １　避難指示等の基準と区分

（１）避難指示等の区分

防災気象情報等を十分把握し，危険と認められる場合には，住民等に対して避難指示等を発令するとともに適切な避難誘導を実施する。

避難指示等を発令する際には，居住者等が自ら取るべき行動を直感的に理解しやすいものとするため，避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに，対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達する。

なお，警戒レベルは洪水，内水氾濫，土砂災害及び高潮に対して発表する。

市は，必要な場合に，指定行政機関，指定地方行政機関及び県より避難指示等の対象地域及び判断時期等について助言を受けるものとする。

市は，必要な場合に，国土交通省又は県より避難指示等（土砂災害が発生し，又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）の解除の対象地域又は判断時期等についての助言を受けるものとする。

市は，避難指示等の発令又は解除を行う際に，国又は県に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口及び連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておく。

なお，避難措置は概ね次の方法に基づき，当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

避難指示等整理表

| 類型 | 発令時の状況 | 居住者等が取るべき行動 |
|---|---|---|
| 【警戒ﾚﾍﾞﾙ３】<br><br>高齢者等避難 | **●災害のおそれあり**<br>要配慮者等，特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり，人的被害の発生する可能性が高まった状況 | 【高齢者等避難】<br><br>**●危険な場所から高齢者等は避難**<br>・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。<br>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等並びにその人の避難を支援する者<br>・ 高齢者等以外の人も必要に応じて出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり，避難の準備をしたり，自主的に避難するタイミングである。例えば，地域の状況に応じて早めの避難が望ましい場所の居住者等は，このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| 【警戒ﾚﾍﾞﾙ４】<br><br>避難指示 | **● 災害のおそれ高い**<br>・ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から，人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況<br>・ 堤防の隣接地等，地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況<br>・ 人的被害の発生した状況 | 【避難指示】<br><br>**● 危険な場所から全員避難**<br>・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 |
| 【警戒ﾚﾍﾞﾙ５】 | | 【緊急安全確保】 |
| 緊急安全確保 | **● 災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）** | **● 命の危険　直ちに安全確保！**<br>・ 指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合，緊急的に安全を確保する。<br>ただし，災害発生・切迫の状況で，本行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |

（２）避難指示等の基準

避難指示等の基準は災害の種類や対象とする地域，その他の状況により異なるが，市長は，関係機関の協力を得て奄美市災害時避難勧告・判断等マニュアルに基づき発令するものとする。

また，災害の種類に対する避難指示等の基準に関しては，概ね次のとおりとする。

ア　土砂災害

| 区域 | 【警戒レベル３】<br>高齢者等避難 | 【警戒レベル４】<br>避難指示 | |
|---|---|---|---|
| がけ崩れ土石流等危険箇所 | ①前兆現象（湧水・地下水の濁り又は量の変化等）が発見された場合<br>②奄美市に大雨警報（土砂災害）が発表され，かつ「防災情報提供システム」の土砂災害警戒判定メッシュ情報が赤色表示の場合<br>③総合的判断 | ①前兆現象（渓流付近で傾斜崩壊，斜面のふくらみ，崩壊又は道路等にクラック発生等）が発見された場合<br>②奄美市に「土砂災害警戒情報」が発表され，かつ「鹿児島県土砂災害発生予測情報システム」の土砂災害の危険指標がレベル３を表示した場合<br>③総合的判断 | ①土砂災害が発生している場合<br>②山地での崩壊や地すべり，渓流における土砂の流出や堆積，さらに堆積地の再侵食といった土砂移動現象又は前兆現象（山鳴り，流木の流出又は斜面の亀裂等）が発見された場合<br>③総合的判断 |
| 上記以外の箇所（地滑り含） | ①前兆現象（湧水・地下水の濁り又は量の変化等）が発見された場合<br>②総合的判断 | ①前兆現象（渓流付近で傾斜崩壊，斜面のふくらみ，崩壊又は道路等にクラック発生等）が発見された場合<br>②総合的判断 | ①土砂災害が発生している場合<br>②山地での崩壊や地すべり，渓流における土砂の流出や堆積，さらに堆積地の再侵食といった土砂移動現象又は前兆現象（山鳴り，流木の流出又は斜面の亀裂等）が発見された場合<br>③総合的判断 |

※避難指示等の対象となるがけ崩れ・土石流等危険箇所の区域については，奄美市災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて定める。

※緊急安全確保【警戒レベル５】については，災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令

イ　水害

| 区域 | 【警戒レベル３】<br>高齢者等避難 | 【警戒レベル４】<br>避難指示 | |
|---|---|---|---|
| 浸水想定区域 | ①奄美市に大雨（浸水害）・洪水警報が発表され，かつ「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数が赤色表示の場合<br>②河川の水位の状況と今後予想される雨量から，水位が上昇し，溢水の可能性がある場合<br>③総合的判断 | ①大雨による湛水・内水氾濫など，浸水害の発生のおそれの住民からの情報を入手した場合等<br>②今後の予想される雨量で水位の上昇が見込まれ，家屋等の浸水害が予想される場合<br>③「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数が桃色表示の場合<br>④総合的判断 | ①内水・外水氾濫による家屋等の浸水害が発生している場合<br>②堤防の決壊等が発生し，危険性が極めて高くなった場合<br>③「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数が紫色表示の場合<br>④総合的判断 |
| 上記以外の区域 | ①河川の水位の状況と今後予想される雨量から，水位が上昇し，溢水の可能性がある場合<br>②総合的判断 | ①大雨による湛水・内水氾濫など，浸水害の発生のおそれの住民からの情報を入手した場合等<br>②今後の予想される雨量で水位の上昇が見込まれ，家屋等の浸水害が予想される場合<br>③総合的判断 | ①内水・外水氾濫による家屋等の浸水害が発生している場合<br>②堤防の決壊等が発生し，危険性が極めて高くなった場合<br>③総合的判断 |

※避難指示等の対象となる浸水想定区域については，奄美市災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて定める。

※緊急安全確保【警戒レベル５】については，災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令

ウ　高潮

| 種別<br>基準港 | 【警戒レベル３】<br>高齢者等避難 | 【警戒レベル４】<br>避難指示 | |
|---|---|---|---|
| 浸水想定区域（東シナ海側）<br><br>【基準港：名瀬港】 | ①高潮警報が発表され，かつ基準港の潮位が1.5mを超えた場合<br>②要配慮者等，特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり，広範囲な家屋の浸水害の発生する可能性が高まった状況<br>③総合的判断 | ①高潮警報発表中における防波堤等，高潮防災施設を越波・越流での広範囲な家屋の床下・床上浸水害が予想される場合<br>②基準港の潮位が 1.8mを超えた場合<br>③総合的判断 | ①地区の防波堤等，高潮防災施設に越波・越流が発生<br>②地区の防波堤等，高潮防災施設の損壊の発生。<br>③基準港の潮位が 2.1mを超えた場合<br>④総合的判断 |
| 浸水想定区域（太平洋側）<br><br>【基準港：小湊港】 | ①高潮警報が発表され，かつ基準港の潮位が1.4mを超えた場合<br>②要配慮者等，特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり，広範囲な家屋の浸水害の発生する可能性が高まった状況<br>③総合的判断 | ①高潮警報発表中における防波堤等，高潮防災施設を越波・越流での広範囲な家屋の床下・床上浸水害が予想される場合<br>②基準港の潮位が 1.7mを超えた場合<br>③総合的判断 | ①地区の防波堤等，高潮防災施設に越波・越流が発生<br>②地区の防波堤等，高潮防災施設の損壊の発生<br>③基準港の潮位が 2.0mを超えた場合<br>④総合的判断 |
| 上記以外の区域 | 総合的判断 | 総合的判断 | 総合的判断 |

※避難指示等の対象となる浸水想定区域については，奄美市災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて定める。

※避難指示等の基準潮位は，東京湾平均海面潮位（ＴＰ）を使用する。

※緊急安全確保【警戒レベル５】については，災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令

## ２　市における避難措置

（１）避難者に周知すべき事項

市の区域内において災害の危険がある場合，必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対して避難措置を実施する。避難指示等を行う場合は，状況の許す限り，次の事項を避難者に徹底するように努める。

ア　避難すべき理由（危険の状況）

イ　避難の経路及び避難先

ウ　避難先の給食及び救助措置

エ　避難後における財産保護の措置

オ　その他

（２）避難対策の通報・報告

ア　避難措置を実施しようとするときは，当該現場にある警察官・海上保安官等のほか，指定緊急避難場所等の管理者又は占有者に予め必要な事項を通報する。

イ　避難措置を実施したときは，速やかに県（災害対策課（県本部設置時は本部連絡班又は所管支部），大島支庁総務企画課）へ報告するとともに，放送機関に情報提供する。

ウ　避難の必要がなくなったときは，その旨を公示しなければならない。

エ　市は，避難措置の実施に関し，奄美市災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて次の事項を定める。

①　避難措置に関する要配慮者施設への連絡方法及び担当課

②　避難指示等の伝達方法（特に要配慮者に配慮する。）

③　各地域の指定緊急避難場所，指定避難所及び避難方法

④　その他の避難措置上必要な事項

## ３　病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は，入院患者，来診者及び施設入所者等の避難に際して，秩序が乱れて混乱することのないよう，以下の要領で避難対策を実施する。

（１）避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は，災害が発生した場合を想定し，予め定められた避難体制を早急に確立し，施設職員の任務の分担，動員計画及び緊急連絡体制等に従い，迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に，夜間においては職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。

また，社会福祉施設や病院等の管理者は，市や他の類似施設，近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制を確立する。

（２）緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は，災害に備えて整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに，災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

## ４　不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

（１）避難体制の確立

施設管理者は，災害が発生した場合を想定し，予め定められた避難体制を早急に確立し，施設職員の任務の分担，動員計画及び緊急連絡体制等に従い，迅速かつ的確な避難対策を実施する。特に，夜間においては職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した体制を確立する。

また，施設管理者は，市や他の類似施設，近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら，災害時対応を実施する。

（２）緊急連絡体制等の確立

施設管理者は，災害に備えて整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに，災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

## ５　学校・教育施設等における避難措置

児童・生徒の避難措置については，秩序が乱れて混乱することのないよう，管理者が特に避難対策について常に検討し，安全な方法を考慮しておく。

（１）在校時の市立学校の児童・生徒の避難対策

ア　避難の指示等の徹底

(ｱ)　教育長の避難の指示等は市長等の指示により行うほか，安全性を考慮して早期に実施する。

(ｲ)　教育長は，災害種別及び災害発生の時期等を考慮し，危険が迫っている学校から順次，避難指示を行う。

(ｳ)　教育長は，災害の種別及び程度を速やかに校長に通報し，必要な避難措置を執らせる。

(ｴ)　校長は，教育長の指示のもとに，又は緊急を要する場合は臨時に，児童・生徒を安全な場所に避難させる。

(ｵ)　児童・生徒の避難順位は，低学年，疾病及び身体障害者等を優先して行う。

(ｶ)　避難が比較的長期にわたると判断されるときは，避難指示等の段階において児童・生徒をその保護者のもとに誘導し，引き渡す。

(ｷ)　学校が奄美市地域防災計画に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で，児童・生徒の保護者が学校に避難してきた場合は，児童・生徒をその保護者に引き渡す。

(ｸ)　児童・生徒が学校の管理外にある場合には，校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ　避難場所の確保

教育長は，奄美市地域防災計画その他を考慮し，災害種別及び程度に応じた学校ごとの避難場所を選定し避難させる。

## ６　車両等の乗客の避難措置

（１）災害時の車両等の乗客に対する避難措置は，それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

（２）天災その他の理由により輸送の安全を確保できない場合は，当該車両の乗務員は，速やかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し，避難措置等について必要な協力の要請を行う。

## 第３　避難指示等の伝達

### １　市長による避難指示等の伝達

（１）避難計画に基づく伝達

市長は，予め定められた避難指示等の伝達系統及び伝達要領に従い，危険地域の住民に周知・徹底を図る。

（２）災害状況に応じた伝達

避難指示等は，避難を要する状況を的確に把握したうえで市が保有する情報伝達手段を用い，住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知徹底できるよう，以下の方法により伝達する。

なお，情報伝達にあたっては複数の伝達手段等を用い，確実に伝達する。

ア　同報無線等無線施設を利用した伝達

イ　予め定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ　サイレンによる伝達

エ　広報車からの呼びかけによる伝達

オ　地域コミュニティＦＭ

カ　緊急速報メール

キ　Ｌアラート（災害情報共有システム），テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送含む。），インターネット（市公式ＨＰ，ＳＮＳ，ポータルサイト，鹿児島県防災ＷＥＢ），有線放送又は電話の利用による伝達

（３）伝達方法の工夫

市長は，伝達にあたっては予め作成した例文の使用，放送前のサイレンの吹鳴及び緊急放送モードの使用などにより，住民に迅速・確実に伝達する。

## 第４　避難の誘導等

### １　地域における避難誘導

（１）避難誘導の実施

市は，河川出水又は斜面崩壊等が予想され，地域に避難指示等を発令し，避難者の誘導を行う必要がある場合，以下の方法で避難の誘導体制を確立し，安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア　避難誘導体制

(ｱ)　避難場所が比較的遠距離であり，かつ避難に危険が伴う場合等は，避難のための集合場所及び自主防災組織又は消防団員等の中から誘導責任者を定め，できる限り集団で避難するようにする。

(ｲ)　緊急を要する避難の実施にあたっては，特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導に当たり，住民及び群集が混乱に陥らず，安全に避難できるよう努める。

イ　避難経路

(ｱ)　誘導に先立ち，災害の種類・危険地域別に予め定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

(ｲ)　災害時に避難経路を選択するにあたっては周辺の状況を検討し，浸水や斜面崩壊又は地すべり等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　避難順位

(ｱ)　災害時の避難誘導は，原則として高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。

(ｲ)　浸水や斜面崩壊などの災害に際しては，災害の種別及び災害発生の時期等を考慮し，客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ　携帯品の制限

(ｱ)　携帯品は，必要最小限の食料，衣料，日用品及び医薬品等とする。

(ｲ)　避難が比較的長期にわたるときは，避難中における生活の維持に役立てるため，携帯品のさらなる増加を考慮する必要があるが，その数量は災害の種別，危険の切迫性，避難所の距離及び地形等により決定しなければならない。

オ　危険防止措置

(ｱ)　避難場所の開設にあたっては，避難場所の管理者等の協力を得て，二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(ｲ)　避難経路の危険箇所には標識又は縄張り等をしたり，誘導員を配置するなどの危険防止に努める。

(ｳ)　避難者は携帯品を最小限とし，行動の自由を確保し，特に夜間にあっては，配置された誘導者の誘導に従うようにする。

（２）自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり，土砂崩れ等の前兆現象を発見し，自ら危険だと判断した場合等においては，隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

（３）その他避難誘導にあたっての留意事項

ア　要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては，事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に避難行動要支援者に対しては，自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか，状況によっては市が車両等を手配し，一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉避難所等に事前に移送するなどの措置を執る。

イ　避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合，市において処置できないときは，直ちに県又はその他の機関に援助を要請し，状況に応じて避難施設への収容を図る。

## ２　病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は，事前に定めた避難計画により避難誘導体制を早急に確立し，施設職員の任務の分担，動員計画及び緊急連絡体制等に応じて入院患者，来診者及び施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に，夜間においては職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡や入所者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

## ３　不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

不特定多数の者が出入りする施設の管理者は，施設職員の任務の分担，動員計画及び緊急連絡体制などに基づき，避難誘導体制を早急に確立し，施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に，夜間においては職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡や施設利用者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

## ４　学校・教育施設等における避難誘導

（１）在校時の小中学校の児童・生徒の避難誘導

ア　教育長の執った避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は，予め整備されている連絡網を用いて迅速かつ確実に行う。

イ　校長は，概ね次の方法等により避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

(ｱ)　災害種別に応じた避難指示等との伝達方法

(ｲ)　避難場所の指定

(ｳ)　避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(ｴ)　児童・生徒の携行品

(ｵ)　余裕がある場合の書類及び備品等の搬出計画

ウ　危険な校舎又は高層建築等の校舎においては，特に予め非常口等を確認するとともに，緊急時の使用ができるよう確認し，危険防止措置を図る。

エ　災害が学校内又は学校付近で発生した場合，校長は速やかに関係機関に通報する。

オ　災害の種別・程度により児童・生徒を家庭に帰宅させる場合は，次の方法による。

(ｱ)　各地域の担当教師の誘導を必要とする場合は，地域ごとに安全な場所まで誘導する。

(ｲ)　地域ごとに児童・生徒を集団下校させる場合は，校区内の危険箇所（がけ崩れ，危険な橋及び堤防）の通行を避ける。

カ　児童・生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法及び連絡網を児童・生徒に周知徹底させる。

## 第７節　救助・救急

**【関係機関：自衛隊・奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】**

**【名　　瀬：総務課】**

**【住　　用：地域総務課】**

**【笠　　利：地域総務課】**

風水害等では土砂崩れ，洪水及び冠水等による被害の可能性が危惧され，多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため，各関係機関は迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

『発災当初の 72 時間』は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

### 第１　救助・救急活動

#### １　市及び関係機関等による救助・救急活動

| 関係機関名 | 項目 | 活動内容 |
|---|---|---|
| 市（消防機関を含む） | 救助・救急活動 | (1) 活動の原則<br>救助・救急活動は救命処置を要する重傷者を最優先とする。<br>(2) 出動の原則<br>救助・救急を伴う場合は，努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし，救助を伴わない場合は救急隊のみとし，次の優先順位により出動する。<br>ア　延焼火災が多発し，多数の救助・救急事象が発生している場合は，火災現場付近を優先する。<br>イ　延焼火災は少ないが，多数の救助・救急事象のある場合は，多数の人命を救護することを優先する。<br>ウ　同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は，救命効率の高い事象を優先する。<br>エ　傷病者に対する救急処置は，救命の処置を必要とする事象を優先する。 |
| | 救急搬送 | (1) 傷病者の救急搬送は，救命処置を要する者を優先する。なお，搬送に際しては所轄消防組合又は医療救護班等の車両のほか，必要に応じて県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリ，自衛隊のヘリコプターにより行う。<br>(2) 救護所等からの後方医療施設への移送は，被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。 |
| | 傷病者多数発生時の活動 | (1) 災害の状況等を判断し，安全かつ活動の容易な場所に現場救護所を設置し，救助隊及び医療救護班と密接な連携を図り，効果的な救護活動を行う。<br>(2) 救護能力が不足する場合は自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど，関係機関との連絡を密にし，効率的な活動を行う。 |
| 警察機関 | (1) 救出地域の範囲や規模に応じて警察本部救助隊又は警察署救助隊を編成し，救出する。<br>(2) 救出活動は，生き埋め等の多発地帯及び病院，学校又は興行場等，多人数の集合する場所等を重点に行う。<br>(3) 救助した負傷者は応急処置を施した後に医療救護班に引き継ぐか，車両，県警察ヘリコプター又は船艇等を使用して速やかに医療機関に収容する。<br>(4) 救出活動は，当該市をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。 | |

| 関係機関名 | 活動内容 |
|---|---|
| 海上保安機関 | (1) 海難船舶や高潮等により沿岸において被災した人等の捜索・救助を行う。<br>(2) 救出活動は，沿岸市をはじめ，関係機関と連絡を密にして行う。 |
| 自衛隊 | (1) 必要に応じ，又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。<br>(2) 救出活動は，当該市をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。 |

### ２　住民及び自主防災組織による救助，救急活動

住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

### ３　孤立集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については,孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保,救出に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等について事前に関係機関と十分に検討しておく。

## 第２　救助・救急用装備及び資器材の調達

### １　救助・救急用装備及び資器材の調達

（１）初期における救助・救急用装備及び資器材の運用については，原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

（２）救助・救急用装備及び資器材等に不足を生じた場合は，その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り，救助活動に万全を期する。

（３）倒壊家屋等からの救出に必要な重機等については，予め定めた協定等に基づき，民間業者から調達する。

（４）搬送する重傷者が多数で，所轄消防組合及び医療救護班等の車両が不足する場合は，住民及び自主防災組織の協力を得て民間の車両を確保する。

### ２　救急車・救助工作車の配備状況

消防組合　救急車 13 台，救助工作車　１台（令和７年４月１日現在）

## 第８節　交通確保・規制

**【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署】**

**【名　　瀬：土木課・農林水産課】**

**【住　　用：産業建設課】**

**【笠　　利：建設課・農林水産課】**

災害時には道路・橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに，緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し，緊急輸送等の支障が予想される。また，海上においても航路障害等の発生による海上輸送への支障が予想される。

このため，迅速かつ適切に交通規制や応急復旧を実施し，緊急輸送等のための交通を確保する。

### 第１　交通施設対策

#### １　被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し，被害状況の早期発見に努める。

**《　パトロール時の留意点　》**

ア　法面の土砂や樹木の崩落状況

イ　側溝等の流水状況

ウ　橋梁の滞留物の状況

エ　道路占有物（ガス・水道・電力施設等）の被害状況

オ　応急復旧に必要な資機材の判断

#### ２　交通の確保

災害応急対策用資機材や物資・要員の輸送等を迅速に行うため，災害現場や避難所に通じる道路の確保に努める。この場合，緊急交通路等から優先的に応急復旧を実施する。

**《　交通の確保対策　》**

ア　障害物の除去

イ　被災箇所の応急復旧

ウ　迂回路の確保

## 第２　交通規制の実施

### １　交通規制の実施方法

| 実施者 | 実施の方法 |
|---|---|
| 道路管理者 | 道路・橋梁等の交通施設の巡回調査に努め，災害により交通施設等の危険な状況が予想され，又は発見通報により確知したときは，速やかに必要な規制を行う。 |
| 警察機関 | (1) 交通情報の収集<br>警察本部は航空機又はオートバイその他の機動力を活用して交通情報の収集を行い，交通規制の実施を判断する。<br>また，隣接県警察本部等と連携を密にし，交通情報の収集を行う。 |
| | (2) 交通安全のための交通規制<br>災害により交通施設等の危険な状況が予想され，又は発見したとき，若しくは通報により確知したときは，速やかに必要な交通規制を行う。 |
| | (3)　緊急通行車両の通行確保のための交通規制<br>県公安委員会は，被災者の輸送又は被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため，必要があると認めるときは次の処置を行う。<br>ア　交通が混雑し，緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは，区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し，又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。<br>イ　上記アの交通規制を行うため，道路管理者に啓開要請を行う。<br>ウ　被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には，区域又は道路の区間を指定して，被災地周辺の警察等の協力により，また必要に応じて警察災害派遣隊の出動を要請し，周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。 |
| | (4) 警察官の措置命令等<br>ア　警察官は，通行禁止又は制限に係る区域又は区間において，車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり，災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは，車両等の所有者等に対して必要な措置を執ることを命ずることができる。<br>イ　アの措置を命ぜられた者が当該措置を執らないとき，又はその命令の相手方が現場にいないため，当該措置を命ずることができないときは，警察官は自ら当該措置を執ることができる。 |
| 港湾管理者<br>及び<br>海上保安本部 | 海上において，災害応急対策の遂行或いは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは，港湾管理者は港長及び第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）と緊密な連携を保ち，所轄業務を通じて相互に協力して交通の禁止，制限区域の設定，危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。 |

## ２　道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡を取り，交通の規制をしようとするときは，予め規制の対象，区間，期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ，警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし，緊急を要する場合で予め通知するいとまがないときは，事後においてこれらの事項を通知するものとする。

## ３　規制の標識等

実施者が規制を行った場合は，それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし，緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは，適宜の方法によりとりあえず交通規制をしたことを明示し，必要に応じて警察官等が現地において指導に当たるものとする。（規制の標識は様式１）

なお，防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに，必要に応じて警察官等が現地において指導に当たるものとする。（規制の標識は様式２）

## ４　規制の広報・周知

実施者が規制を行った場合は関係機関に通知するとともに，鹿児島県土木部道路維持課，道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

国道及び県道については，鹿児島県道路総合情報システムにより携帯端末・インターネットによる情報の提供を行う。

## ５　規制の解除

交通規制の解除は，実施者が規制解除の判断をし，通行の安全を確保した後に速やかに行うものとし，当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに，県の管理する道路内においては鹿児島県土木部道路維持課又は道路情報センターに連絡する。

規制の標識等

様式１　災害用

様式２　訓練用

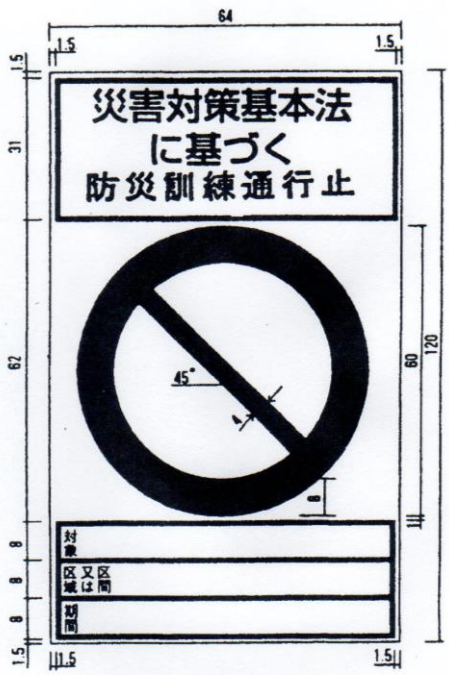


備　考

1　色彩は，文字，縁線及び区分線を青色，斜めの帯及び枠を赤色，地を白とする。

2　縁線及び区分線の太さは１センチメートルとする。

3　図示の長さの単位は，センチメートルとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては，図示の寸法の２倍まで拡大し，又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

## 第３　緊急通行車両の確認等

### １　緊急輸送対策の実施

（１）通行可能路線の確認

交通の確保や緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度及び重要度を考慮して交通規制，応急復旧並びに輸送活動を行う。

（２）緊急通行車両の確認

災害発生後，特に初期には，使用可能な交通及び輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり，交通規制に対応した緊急通行車両の確認等の措置を執る。

事前に緊急通行車両の確認申請を受けた車両について，県又は県公安委員会から緊急通行車両証明書（様式３）及び標章（様式４）の交付を受ける。

（３）応急復旧実施

緊急輸送道路や迂回路がなく孤立する路線等へ，順次，優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員及び資機材の投入を図る。

様式３

様式４　緊急通行車両確認証明書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第　　号<br><br>年　月　日<br><br>**緊急通行車両確認証明書**<br><br>知　事　㊞<br>公安委員会　㊞ | | | |
| 番号標に標示されている番号 | | | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては，輸送人員又は品名 | | | |
| 使用者 | 住所 | （　）局　番 | |
| | 氏名 | | |
| 通行日時 | | | |
| 通行経路 | 出発地 | 目的地 | |
| | | | |
| 備考 | | | |

備　考　用紙は，日本工業規格Ａ５とする。

様式４　標章

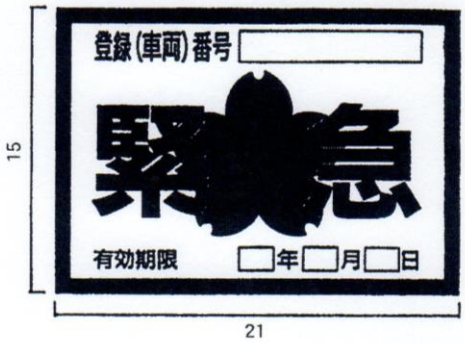


備　考

1　色彩は，記号を黄色，縁及び「緊急」の文字を赤色，「登録（車両）番号」，「有効期限」，「年」，「月」及び「日」の文字を黒色，登録（車両）番号並びに年，月及び日を表示する部分を白色，地を銀色とする。

2　記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は，センチメートルとする。

## 第４　発見者等の通報と運転者の執るべき措置

### １　発見者等の通報

災害時に道路・橋梁の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は,速やかに市長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官はその旨を市長に通報し,市長はその経路を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

### ２　災害発生時における運転者の執るべき措置

（１）土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは，車両の運転者は次の措置を執らなければならない。

ア　走行中の場合は，次の要領により行動すること。

(ｱ)　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(ｲ)　停車後はカーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し，その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ｳ)　車両を置いて避難するときは，できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せ，窓を閉めて停車させ，エンジンを切り，エンジンキーは車内に置いたままドアロックはしないこと。

イ　避難のために車両を使用しないこと

（２）道路の通行禁止等が行われたときは，通行禁止等の対象とされている車両の運転者は，次の措置を執らなければならない。

ア　区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は,当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

イ　当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは,当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど，緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ　警察官の指示を受けたときは，その指示に従って車両を移動し，又は駐車しなければならない。

## 第９節　緊急輸送

**【関係機関：自衛隊・鹿児島県・奄美海上保安部・大島地区消防組合消防本部**
**・奄美漁業協同組合・名瀬漁業協同組合・奄美市】**

災害時には，避難並びに救出・救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため，迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し，緊急度・重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

### 第１　緊急輸送の実施

#### １　緊急輸送の実施責任者

| 輸送対象 | 実施責任者 | 輸送にあたっての配慮事項 |
|---|---|---|
| 被災者の輸送 | 市長 | (1) 人命の安全<br>(2) 被害の拡大防止<br>(3) 災害応急対策の円滑な実施 |
| 災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送 | 災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長 | |

#### ２　緊急輸送の対象

被害の状況及び緊急度・重要度を考慮して，必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

| 段　　階 | 輸　　送　　対　　象 |
|---|---|
| 第１段階<br>（警戒避難期） | (1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等の人命救助に要する人員・物資<br>(2) 消防及び水防活動等，災害拡大防止のための人員・物資<br>(3) 政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員並びに情報通信，電力，ガス及び水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等<br>(4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等<br>(5) 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資 |
| 第２段階<br>（事態安定期） | (1) 上記第１段階の続行<br>(2) 食料及び水等，生命の維持に必要な物資<br>(3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送<br>(4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資 |
| 第３段階<br>（復旧期） | (1) 上記第２段階の続行<br>(2) 災害復旧に必要な人員・物資<br>(3) 生活必需品 |

## 第２　緊急輸送手段等の確保

### １　緊急輸送手段

緊急輸送は，次の手段のうち最も適切なものによる。

| 輸送手段 | 輸　送　力　の　確　保　等 | 関係連絡先 |
|---|---|---|
| 自動車 | (1) 確保順位<br>ア　応急対策実施機関所有の車両等<br>イ　公共的団体の車両等<br>ウ　貨物自動車運送事業者等の事業用車両<br>エ　その他の自家用車両等<br>(2) 貨物自動車運送事業者等の事業用車両<br>災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足するときは，鹿児島県トラック協会との協定に基づき，貨物自動車運送事業者の保有する事業用車両等の応援を要請する。 | 協力先<br>物資輸送<br>県トラック協会<br>（電話099-261-1167） |
| 船舶等 | (1) 県有船舶等の活用<br>海上輸送を必要とするときは，県有船舶の活用を要請する。また，必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対して要請する。<br>(2) 民間船舶等の活用<br>災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは，九州運輸局鹿児島運輸支局に応援を要請する。<br>また，荷役業者の必要なとき，同支局は荷役業者の斡旋も併せて行う。<br>(3) 海上保安部所属の船舶の活用<br>市及び防災関係機関は，緊急に海上輸送を必要とするとき，又は(1)(2)による輸送が困難であるときは輸送条件を明示し，奄美海上保安部に対して巡視船艇による輸送を要請するものとする。<br>(4) 自衛隊所属船舶の活用<br>(1)(2)(3)以外にさらに輸送手段として必要な場合は，県に対して関係自衛隊への船舶の派遣を要請するものとする。 | 九州運輸局鹿児島運輸支局監理課<br>（電話099-222-5660）<br>奄美漁業協同組合<br>（電話0997-63-2167）<br>名瀬漁業協同組合<br>（電話0997-52-5321）<br>奄美海上保安部<br>（電話0997-52-5812）<br>**第３部第１章第５節「自衛隊の災害派遣」参照。** |
| 航空機 | 市長は，一般交通途絶等に伴い，緊急に航空機による輸送が必要なときは，危機管理防災局危機管理課（電話099-286-2256）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は，直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動・派遣を要請する。 | 第十管区海上保安本部<br>（電話099-250-9801）<br>**第３部第１章第５節「自衛隊の災害派遣」参照。** |

### ２　輸送条件

市長は，車両・船舶等の調達を必要とするときは，次の事項を明示して要請する。

(1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名及び数量（重量を含む）
(2) 輸送を必要とする区間
(3) 輸送の予定日時
(4) その他必要な事項

### ３　被災者の運送

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は，県が被災者保護の実施のために緊急の必要があると認めるときは，県が示す運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日に沿って，被災者の運送要請に対応するものとする。

### ４　災害応急対策必要物資の運送

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は，県が災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，県が示す運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日に沿って，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請に対応するものとする。

また，運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，運送要請等に対応できるように，防災業務計画等において物資等の緊急運送に関する計画を予め定めておく。

### ５　費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送又は車両等の借上げは，国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。なお，自家用車の借上げについては，借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし，官公署及び公共的機関所有の車両使用については，燃料費相当（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費又は借上げ料の請求にあたっては，債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出するものとする。

## 第３　輸送施設・集積拠点等の確保

### １　輸送施設の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し，防災関係機関が迅速かつ効果的な緊急輸送活動を行うために，最も適当な輸送施設を選定し確保する。

| 輸送施設 | 輸　送　施　設　の　内　容 |
|---|---|
| 緊急輸送道路（緊急輸送道路ネットワーク計画） | (1) １次緊急輸送道路<br>地域間相互の連帯等，初動体制の確保に対応する路線で，市役所，総合支所，県出先機関，空港及び港湾と接続する道路<br>(2) ２次緊急輸送道路<br>飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保又は救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対する路線で，市町村役場，漁港，ヘリポート適地，消防組合，警察署及び総合病院等と接続する道路 |
| 港湾・漁港 | 名瀬港，大熊漁港，小湊漁港，知名瀬港，宇宿漁港，赤木名港及び山間港 |
| 空港 | 奄美空港 |
| 臨時ヘリポート等 | 佐大熊場外離着陸場，名瀬場外離着陸場，住用町総合グラウンド，笠利中学校グラウンド，赤木名中学校グラウンド，大島北高校グラウンド及び太陽が丘総合運動公園 |

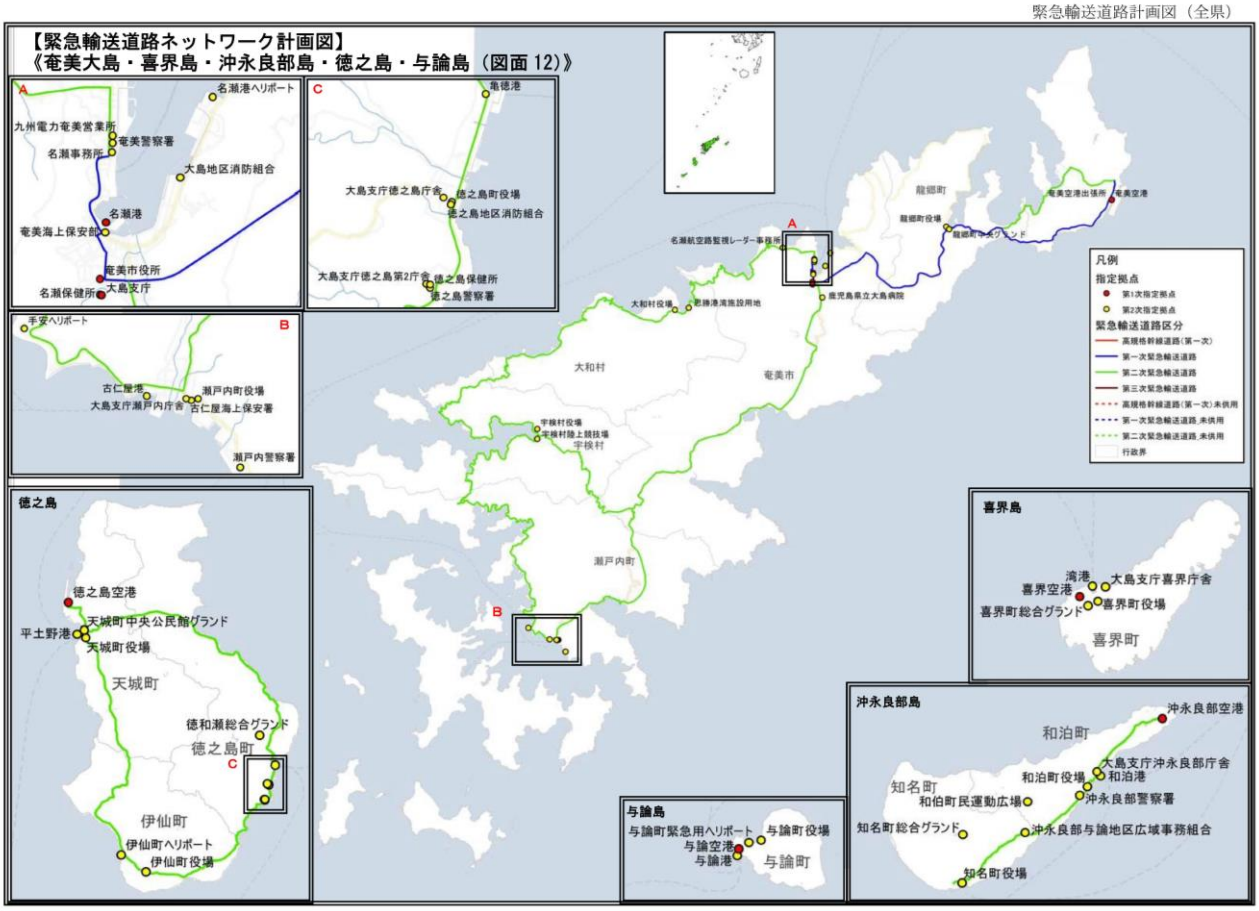


図　緊急輸送道路ネットワーク（計画図）

（鹿児島県地域防災計画　平成 26 年度）

## 第４　緊急輸送道路啓開等

### １　道路啓開路線の把握と優先順位の決定

（１）道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は，啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また，市は緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど，各道路管理者の情報収集に協力する。

（２）優先順位の決定

各道路管理者は，啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は重要度を考慮し，相互に調整を図りながら優先順位を決めて道路啓開を実施する。

## 第10節　緊急医療

**【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・県立大島病院**
**・奄美中央病院・名瀬徳洲会病院・大島郡医師会・奄美市国民健康保険診療所】**
**【名　　瀬：健康増進課・総務課】**
**【住　　用：市民福祉課・地域総務課】**
**【笠　　利：いきいき健康課・地域総務課】**

災害時には多数の負傷者が発生し，また医療機関自体も被害を受けて混乱が予想される中で，救命処置及び後方搬送等の医療活動が必要となる。また，傷病者が多数発生した場合は災害の状況等を判断し，安全かつ活動の容易な場所に現場救護所を設置する。

このため，医療救護班により緊急医療を実施するとともに，後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

### 第１　緊急医療の実施

#### １　ＤＭＡＴ

（１）ＤＭＡＴの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に，災害現場等で急性期（発災後，概ね48時間以内）の緊急治療，災害現場から医療機関への患者搬送時の診療，被災地内の災害拠点病院等での診療及び広域医療搬送時の診療等を行う。

（２）ＤＭＡＴの出動

ア　知事による出動要請

知事は，ＤＭＡＴ派遣要請基準に照らし，ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは，ＤＭＡＴ指定病院に出動を要請する。

イ　出動要請の特例

ＤＭＡＴ派遣要請基準に該当する場合で，通信ケーブルの切断，通信の利用制限又は通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず，かつ，災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は，アの規定に関わらず次のとおりとし，ＤＭＡＴの派遣は知事の要請に基づく派遣とみなす。

(ｱ) 消防機関の長又は市長による出動要請の特例

消防機関の長又は市長は，ＤＭＡＴ派遣要請基準に照らし，ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときはＤＭＡＴ指定病院に出動を要請する。この場合において，当該消防機関の長又は市長は速やかに知事に報告し，その承認を得るものとする。

(ｲ) ＤＭＡＴ指定病院の長の判断による出動の特例

ＤＭＡＴ指定病院の長は，緊急やむを得ない事象が生じた場合，自らの判断により所属するＤＭＡＴを出動させることができる。この場合において，当該ＤＭＡＴ指定病院の長は速やかに知事に報告し，その承認を得るものとする。

（３）ＤＭＡＴの構成と所在地

ア　ＤＭＡＴの構成

ＤＭＡＴは，概ね１チームにつき医師１名，看護師３名及び業務調整員１名の隊員で構成する。

イ　ＤＭＡＴの所在地

ＤＭＡＴの所在地は，次のとおりとする。

（平成31年３月１日現在）

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | チーム数 |
|---|---|---|---|
| **県立大島病院** | **奄美市名瀬真名津町** 18-1 | 0997-52-3611 | **２** |

## ２　医療救護班

（１）市による出動要請

市長は，必要に応じて大島郡医師会及び市内医療機関へ協力要請を行う。

医療・助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は，市民環境対策部救護・防疫班において調整するものとする。

（２）県による出動要請

県は必要に応じて県救護班の出動を命じ，国公立・公的医療機関，日赤県支部，県医師会又は県歯科医師会にそれぞれの救護班の出動を要請する。

（３）医療救護班の設置

医療救護については，大島郡医師会が市内医療機関と協議により医療部隊を編成して行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

（４）地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は，次のとおりとする。

| 地域振興局・支庁 | 保健所 | 施設名 | 所在地 | 電 話 番 号 | 班数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大島支庁 | 名瀬保健所 | 県立大島病院 | 奄美市名瀬真名津町 18-1 | 0997-52-3611 | 1 |
| | | 大島郡医師会 | 〃名瀬塩浜町 3-10（医師会館内） | 0997-52-0598 | 1 |
| | | 大島郡歯科医師会 | 〃名瀬塩浜町 3-10（医師会館内） | 0997-52-6161 | 1 |

## ３　初動体制の確立

（１）初動体制の確立

医療救護班は被災現場において迅速な救護活動を行うため，迅速に地域の医療機関と連携し，医療関係者，施設の確保，搬送収容体制及び支援体制を確立する。必要に応じて医療救護班の支援を行うものとする。

ア　地元開業医及び医療機関への要請

イ　医療施設への受入体制の確保

ウ　搬送体制の確保

エ　広域支援要請

（２）応援要請

市長は，災害の通報連絡を受けたときは，直ちにその規模・内容等を検討し，鹿児島県（日赤鹿児島県支部及び鹿児島県医師会）へ出動を要請する。

### ４　奄美市国民健康保険診療所としての役割

奄美市国民健康保険診療所は，各地域における災害時の医療に対処するものとする。また，大島郡医師会等により編成された医療救護班と連携し，広域的な災害に対応するものとする。

### ５　医療情報の収集・提供

広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用し，医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

## 第２　後方搬送の実施

### １　負傷者の収容施設の確保

救護のための収容を必要とする場合は概ね次の医療機関に収容し,当該機関が収容できない場合又は近くでない場合は医師会の協力を求め，状況により航空機等による移送を行う。

| 施　設　名 | 所　　在　　地 | 電　　話 |
|---|---|---|
| 県立大島病院 | 名瀬真名津町 18-1 | 0997-52-3611 |
| 奄美中央病院 | 〃　長浜町 16-5 | 0997-52-6565 |
| 名瀬徳洲会病院 | 〃　朝日町 28-1 | 0997-54-2222 |

### ２　負傷者の後方搬送

応急手当ての後，入院治療や高度医療を要する負傷者の上記１の施設等への後方搬送について，市及び関係機関は以下の情報を収集のうえ連携を取り，迅速に実施する。

（１）収容施設の被災状況の有無及び程度

（２）収容施設までの交通状況，道路状況（緊急輸送道路の状況），ヘリポートの状況等又は搬送能力が不足する場合は,消防団員若しくは自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど，関係機関との連携を密にし，効率的な活動を行う。

### ３　輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として消防組合に配備してある車両を使用し，船艇・航空機等については関係機関と協議して定めたものを使用する。

### ４　透析患者等への対応

（１）透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは１人１回の透析に約 120ℓの水を使用する血液透析を週２～３回受けており，災害時にも平常時と同様の医療を要することから，適切な医療体制を確保する。

また，生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても血液透析等の適切な医療を確保する。

このため，市は断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や，近隣町村等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等の関係機関との連携により行う。

（２）在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者等は，病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから，災害時には医療施設などで救護する。

このため，平常時からの保健所を通じて把握している患者を，市，医療機関及び近隣町村等との連携により搬送及び救護所等へ収容する。

## ５　トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては，救護活動を効率的に実施するために負傷者の傷病程度を選別し，救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり，そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動を実施する。

## 第 11 節　要配慮者への緊急支援

**【関係機関：社会福祉施設管理者・観光施設管理者】**

**【名　　瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・紬観光課・教育委員会・総務課】**

**【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】**

**【笠　　利：いきいき健康課・産業振興課・地域教育課・地域総務課】**

災害時には，高齢者，妊産婦，乳幼児及び障害者等の要配慮者は，迅速・的確な避難等の行動が取りにくく被災しやすいことから，地域ぐるみの支援が必要である。

このため，要配慮者に対し，避難誘導や情報の提供等の必要な支援を適切に行う。

### 第１　要配慮者に対する対策

#### １　要配慮者対策

災害発生時には，平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え，災害を誘因に新たに要配慮者となる者が発生することから，これら要配慮者に対し，時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせて的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため，市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

（１）要配慮者を発見した場合には，当該要配慮者の同意を得て，必要に応じて以下の措置を執る。

ア　地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送する。

イ　社会福祉施設等への緊急入所を行う。

ウ　居宅における生活が可能な場合にあっては，在宅福祉ニーズの把握を行う。

（２）要配慮者に対するホームヘルパー，手話通訳者の派遣又は補装具の提供等を遅くとも発災１週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため，発災後２～３日目から全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

### 第２　妊産婦及び乳幼児に係る対策

市は，災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し，避難所においても特に配慮を行うとともに，必要な物資の調達及びメンタルヘルスケア等の対策を行う。

### 第３　高齢者及び障害者に係る対策

#### １　市が実施する対策

避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え，以下の点に留意しながら，高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

（１）高齢者及び障害者を対象とした「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」を基に作成された対象者リストを活用し，地域の自主防災組織，消防団や民生委員等の協力のもと，速やかに安否確認を行い，避難所への速やかな避難誘導を行う。

（２）被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。

（３）掲示板，広報誌，インターネット（携帯電話を含む。）のＨＰ，メール及びファクシミリ等を活用し，また報道機関の協力のもと，新聞，ラジオ，テレビの文字放送，データ放送又は手話付き放送等を利用することにより，被災した高齢者及び障害者に対し，生活必需品や利用可能な施設又はサービスに関する情報等の提供を行う。

（４）避難所等において，被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす，障害者用携帯便器若しくはおむつ等の物資又はガイドヘルパーや手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに，それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

（５）避難所や在宅の高齢者及び障害者に対してニーズ調査を行い，ホームヘルパーの派遣や福祉避難所，社会福祉施設への緊急入所等の必要な措置を講じる。

（６）高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不安定に対応するため，生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

## 第４　児童に係る対策

### １　要保護児童の把握等

次の方法等により，被災による孤児・遺児等の要保護児童の発見，把握及び援護を行う。

（１）避難所の責任者等を通じ，避難所における児童福祉施設からの避難児童や保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し，通報がなされる措置を講ずる。

（２）住民基本台帳による犠牲者の承認又は災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用して孤児・遺児を速やかに発見するとともに，その実態把握を行う。

（３）避難児童及び弧児・遺児等の要保護児童の実態を把握し，その情報を親族等に提供する。

### ２　児童の保護等のための情報伝達

掲示板，広報紙，報道機関及びインターネット等の活用等により，要保護児童を発見した際の保護並びに児童相談所等への通報の協力を被災者に対して呼びかけるとともに,利用可能な児童福祉サービスの状況，児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

## 第５　社会福祉施設等に係る対策

### １　入所者・利用者の安全確保

（１）各社会福祉施設等の管理者は，予め定めた避難誘導方法に従い，速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

（２）施設機能を低下させない範囲内で，援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

### ２　県への応援要請等

（１）各社会福祉施設等の管理者は，日常生活用品やマンパワーの不足数について他の施設からの応援の斡旋を県に対して要請する。

（２）各社会福祉施設等は，それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより，被災地の支援を行う。

### ３　市の支援活動

（１）ライフラインの復旧について，優先的な対応が行われるよう事業者へ要請する。

（２）ライフラインの復旧までの間，飲料水・食糧等の確保のための措置を講ずる。

（３）ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

## 第６　観光客等及び外国人に係る対策

### １　観光客等の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は，災害時に的確に観光客の避難誘導を行い，安全確保に努める。

また，市（消防機関を含む）は，道路損壊等により孤立した観光客等の救出及び移送活動について，関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

### ２　外国人の安全確保

（１）外国人への情報提供

市及び県は，ライフライン等の復旧状況，避難場所，避難所，医療及びごみ若しくは浴場等の生活又は災害に関連する情報を広報誌若しくはパンフレット等に他国語で掲載し，外国人への情報提供を行う。

（２）相談窓口の開設

市及び県は，外国人を対象とした相談窓口を設け，安否確認や生活相談等を行う。この場合，県国際交流協会等を介して外国語通訳体制を構築する。

# 第３章　事態安定期の応急対策

災害の発生後，状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては，民生安定に関する避難所の運営又は食料・水をはじめ生活必需品の供給，或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また，大規模災害においては長期化が想定される避難生活を短縮するため，広域応援による支援や応急仮設住宅の円滑な提供等に努める必要がある。

本章では，このような事態安定期の応急対策について定める。

## 第１節　避難所の運営

**【名　　瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・保護課・教育委員会・総務課】**
**【住　　用：市民福祉課・地域教育課・地域総務課】**
**【笠　　利：いきいき健康課・産業振興課・地域教育課・地域総務課】**

災害時には，ライフラインの途絶や住居の倒壊又は焼失等によって多数の避難者の発生が予想される。このため，避難所を開設し，これらの避難者を収容するとともに，適切な管理運営を実施する。

### 第１　避難所の開設等

#### １　避難所の開設

（１）避難所を開設したときは，開設の日時，場所，避難者の数及び開設予定期間等を所定の様式により，速やかに県（保健福祉部），地元警察署及び消防署等の関係機関に連絡する。
（２）避難所を開設した場合は管理責任者を置く。
（３）避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合には，知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
（４）避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
（５）避難所が不足する場合には，一時的に被災者を受け入れるため，野外に受入施設を開設する。
　なお，野外に受入施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については避難所の開設と同様とする。
（６）野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは，県に調達を依頼する。
（７）野外受入施設は一時的な施設であり，その開設期間は，原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

#### ２　福祉避難所の開設

（１）自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し，状況に応じて介護など必要なサービスを提供するため，社会福祉施設等の福祉避難所を設置する。
（２）福祉避難所を開設したときは，開設の日時，場所，避難者の数及び開設予定機関等を所定の様式により，速やかに県（保健福祉部），地元警察署及び消防署等の関係機関に連絡する。

## 第２　避難所の運営管理

### １　避難所の運営管理

市は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等の必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等の保健医療サービスの提供及び正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努める。

（１）避難者の受入れについては，可能な限り町内会又は自治会単位で避難者の集団を編成し，自主防災組織等と連携して班を編成のうえ受け入れる。

その際，それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，県への報告を行う。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について市に提供する。

（２）避難所における正確な情報の伝達，食料・飲料水等の配付及び清掃等について，避難者，住民及び自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに，また必要に応じて防災関係機関やＮＰＯ法人等のボランティアの協力を得て，適切な運営・管理に努める。

（３）避難所の運営に関して役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう，その起ち上げを支援する。

（４）避難所に避難した被災者に対して正確かつ迅速な情報提供を行うため，テレビ・ラジオ等の設置，臨時広報誌の発行，インターネット又はファクシミリ等の整備に努める。

（５）避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため，避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに，食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じる。また，必要に応じ，仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置し，簡易トイレやトイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

（６）避難の長期化等の必要に応じてプライバシーの確保状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況並びにし尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，栄養バランスの取れた適温の食事や，入浴，洗濯等の生活に必要となる水の確保，福祉的な支援の実施など，必要な措置を講じるよう努める。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

（７）多様な主体と連携し，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等，男女双方の視点に配慮する。特に，女性専用の物干し場，更衣室及び授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布並びに巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

（８）災害の規模，被災者の避難及び収容状況又は避難の長期化等に鑑み，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

（９）学校は，避難所の管理運営について協力・援助を行う。

(10) 避難所に指定されている学校の校長は，市職員との役割分担について協議し，教職員の役割分担及び初動体制等を確立する。

## 第３　広域一時滞在・移送

### １　広域一時滞在・移送

市及び県は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や，被災者の運送が円滑に実施されるよう，運送事業者等との協定の締結など，発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

（１）市は，災害の規模，被災者の避難・収容状況又は避難の長期化等に鑑み，市外への広域的な避難若しくは応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れについては，県に対して当該他の都道府県との協議を求める。

（２）広域一時滞在を要請した市長は，所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め，移送先の市町村に派遣するとともに，移送にあたっては引率者を添乗させる。

（３）移送された被災者の避難所の運営は移送元の本市が行い，被災者を受け入れた市は運営に協力する。

（４）その他の必要事項については，避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等を予め決定しておくよう努める。

## 第２節　食料の供給

**【名　　瀬：福祉政策課・総務課】**

**【住　　用：市民福祉課・地域総務課】**

**【笠　　利：いきいき健康課・地域総務課】**

災害時には，住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等によって食事の確保が困難な状況となり，一部ではその状態が長期化するおそれがある。

このため，迅速に食料を調達し，被災者に供給する。

また，関係機関は，備蓄する食料の供給に関し，相互に協力するよう努める。

### 第１　食糧の調達・供給

災害時におけるり災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達・供給は，市長が行う。

#### １　米穀の調達

災害時における米穀の調達の取扱いについては，政府（農林水産省）の定める手続に基づき処理する。

特に，災害用としての備蓄でなく，常時一般主食用として在庫する米穀取扱事業者等の手持米，政府所有米穀を所定の手続きにより災害用として転用・充当する。

（１）米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

市長は，知事に所要数量を報告し，知事の指定する米穀販売事業者から現金で米穀を買い取り調達する。

（２）政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用され，災害の状況により，前記(1)の方法で調達不可能の場合，知事は農林水産省政策統括官付貿易業務課に対して政府所有米穀の引渡しを要請し，被災した市は受託事業体から引渡しを受ける。買受代金は知事が災害救助費から支払う。

なお，市長は，通信・交通が途絶し，知事に食品の応急配給申請ができないときは，直接，農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し，「災害救助米穀の引渡要請書」に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量，希望時期，引渡場所及び引渡方法等），担当者の名前及び連絡先等を電話するとともに，併せてファックス又はメールで連絡し，引渡しを受ける。

市長が直接，農林水産省政策統括官に要請を行う場合は，市町村担当者は必ず県担当者に連絡するとともに，要請内容の写しを送付する。

また，災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって，被災地の状況その他の事情により県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を農林水産省政策統括官付貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては，上記の引渡し要請の規定に関わらず，要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

**【政府所有米穀の調達系統】**

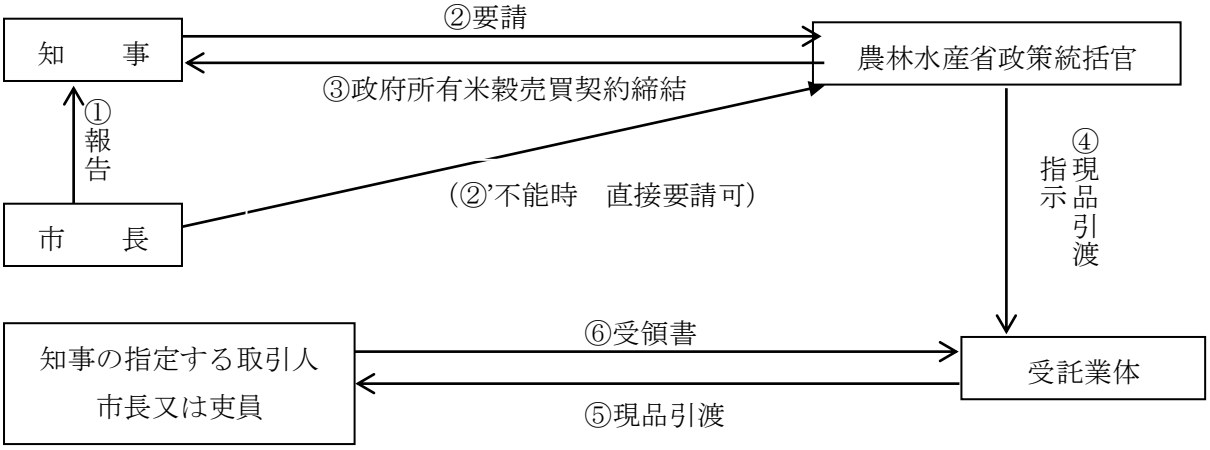


## 第２　食料の供給

### １　市及び県による食料の供給

市及び県による食料の供給は，下記のとおり実施する。

なお，被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者及び所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

（１）被災者及び災害救助従事者に対する炊出しその他の方法により，給食又は食料の供給を行う。

（２）米穀の供給機能が混乱し，通常の供給が不可能となった場合，県の指定を受けて，被害を受けない住民に対しても米穀，乾パン又は麦製品等の供給を行う。

（３）米穀（米飯を含む），乾パン及び食パン等の主食のほか，必要に応じて漬物や野菜等の副食，味噌，醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

なお，乳児に対する供給は，原則として調整粉乳とする。

（４）炊出し及び食料の配分について，予め炊出し等の実施場所として避難所又は名瀬・住用給食センターのほか，適当な場所を定めておき，災害時に必要に応じて迅速に炊出しを実施する。

（５）市が多大な被害を受けたことにより，市において炊出し等の実施が困難と認めたときは，県に協力を要請する。

（６）炊出し，食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は，実施状況を速やかに県に報告する。

## ２　食料基準

１人当たりの配給量

| 品目 | 基準 |
|---|---|
| 米穀 | 被災者　１食当たり精米200ｇ以内<br>応急供給受給者　１人１日当たり精米400ｇ以内<br>災害救助従事者　１食当たり精米300ｇ以内 |
| 乾パン<br>食パン<br>調整粉乳 | １食当たり　１包（100ｇ入り）<br>１食当たり　185ｇ以内<br>乳児１日当たり　200ｇ以内 |

## ３　給与対象者

（１）避難所に収容された者
（２）住家の被害（全焼，全壊，半壊，流出又は床上浸水等）により炊事ができない者
（３）旅行者等であって食糧の持ち合わせがなく調達できない者
（４）被害を受けて一時縁故先等に避難する者で，食糧を喪失し持ち合わせのない者
（５）その他，市長が供給の必要を認めた者

## ４　食糧の輸送

（１）市による輸送

市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食糧の移動は，市長が行う。

（２）自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により緊急の用に間に合わないおそれのある場合は，知事は自衛隊法第 83 条の規定に基づき，自衛隊に災害地までの運送を要請し，要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

（３）運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は，県が災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める場合，県が示す運送すべき食料，運送すべき場所及び期日のとおり，当該応急災害対策の実施に必要な食料の運送要請を受けるものとする。

## ５　食料集積地の指定及び管理

（１）災害が発生した場合において知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け，県で調達した食料の集配中継地とする。
（２）市は予め食料の集積地を定め，調達した食料の集配拠点とする。
（３）食料の集積を行う場合は集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し，食料管理に万全を期するものとする。

## 第３節　給　水

**【名　　瀬：水道課】**

**【住　　用：産業建設課】**

**【笠　　利：水道課笠利分室】**

災害時には水道施設が被災し，復旧までの間，飲料水等の確保が困難となるほか，医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また，多数の避難者が予想され，避難所での応急給水の需要が高まる。

### 第１　被災者への給水

#### １　被災者等への応急給水の実施

（１）市は，次の情報を収集し，被災者に対する応急給水の必要性を判断する。

ア　被災者や避難所の状況

イ　医療機関及び社会福祉施設等の状況

ウ　断水区域及び断水人口の状況

エ　原水・浄水等の水質状況

（２）水道施設の被災状況を把握し，最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。

（３）給水場所，給水方法及び給水時間等について，防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

（４）医療機関・社会福祉施設においては臨時の活動班を編成するなどして，迅速・的確な対応を図る。

（５）ＮＰＯ法人やボランティア団体等と連携し，自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。

（６）被災地における最低給水量は１人１日 20ℓを目安とし，状況に応じ給水量を増減する。（災害発生直後は，生命維持のため１人１日３ℓを確保する等）

（７）激甚災害等のため，本市だけで給水の実施が困難な場合には，県，隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。さらに被災者の情報を収集し，給水の必要量を把握する。

## 第２　応急給水の方法

| 給水方法 | 内容 |
|---|---|
| 浄･給水場等での拠点給水 | 住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。 |
| 給水車,給水タンク又はポリ容器等での運搬給水 | (1) 避難所等への応急給水は市が実施するが，実施が困難な場合は，応援要請等により行う。<br>(2) 医療機関，福祉施設及び救護所等への給水については，他に優先して給水車等で行う。 |
| 仮設配管･仮設給水栓等を設置しての応急給水 | (1) 配水管の通水状況を調査し,使用可能な消火栓等或いは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。<br>(2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては,状況に応じて仮設配管・仮設給水栓を設置して応急給水を行う。 |
| ミネラルウォーター製造業者等との協力 | 水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には，「災害時における飲料水の提供に関する協定書」に基づいて，管内のミネラルウォーター製造業者に協力を要請する。 |

## 第４節　生活必需品の給与

**【名　　瀬：福祉政策課】**
**【住　　用：市民福祉課】**
**【笠　　利：いきいき健康課】**

災害時には，住居の倒壊や焼失及び浸水等により，寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し，一部では避難生活の長期化が予想され，特に冬期においては防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため，被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮したうえで迅速に生活必需品を調達し，被災者に給与する。

また，関係機関は備蓄する生活必需品の給与に関し，相互に協力するよう努める。

### 第１　生活必需品の調達

#### １　備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が，その他の場合には市が，備蓄物資を調達する。

また，日本赤十字社県支部も保管物資を放出する。

（１）県の備蓄状況

ア　備蓄場所

鹿児島県姶良市平松 6252

鹿児島県防災研修センター

0995-64-5251

イ　備蓄内容

災害救助法による物資　　（平成 31 年４月１日現在）

| 品名 | 毛布 | タオル | 大人用紙オムツ |
|---|---|---|---|
| 数量 | 1,584 枚 | 5,800枚 | 1,480枚 |

| 品名 | アルファ米 | 飲料水（500ml） | ブルーシート |
|---|---|---|---|
| 数量 | 24,000 食 | 16,000本 | 100枚 |

（２）市の備蓄状況

備蓄場所を定め，毛布，タオル及び日用品の備蓄に努めるものとする。

（３）日本赤十字社鹿児島県本部

ア　備蓄場所

鹿児島県支部倉庫及び県下 37 の常備地区

イ　備蓄内容

日本赤十字社の備蓄内容　（平成 31 年 4 月 1 日現在）

| 品　名 | 毛　布 | 緊急セット | 見舞品セット | タオルケット | ブルーシート |
|---|---|---|---|---|---|
| 支部倉庫 | 2,756枚 | 889個 | 35個 | 3,001枚 | 1,474枚 |
| 常備地区 | 2,144枚 | 1,018個 | 1,020個 | 1,059枚 | 1,074枚 |
| 計 | 4,900枚 | 1,907個 | 1,055個 | 4,060枚 | 2,489枚 |

**２　流通在庫の調達**

備蓄物資のみでは不足する場合，「災害時における支援物資の供給に関する協定書」に基づき，スーパーやコンビニエンス・ストアー等の流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

協定締結の流通業者及び調達品目

| 業者名 | 住所 | 品目 |
|---|---|---|
| ｲｵﾝ九州(株) | 奄美市名瀬小浜町 23-1 | 食料品・衣料品・寝具類・食器類・日用品等 |
| (株)大和 | 奄美市名瀬朝日町 13-3 | 食料品・食器類・日用品等 |
| (株)ｸﾞﾘｰﾝｽﾄｱｰ | 奄美市名瀬入舟町 18 - 21 | 食料品・食器類・日用品等 |
| (株)ﾗ・ﾑｰﾙ | 奄美市名瀬小浜町 24-4 | 飲料水 |
| 吉田商事㈱ | 奄美市名瀬入舟町 1-5 | 飲料水 |
| 青山商事㈱ | 奄美市名瀬大字大熊 1247-1 | 寝具類 |

**第２　生活必需品の給与**

**１　給与又は貸与の対象者**

災害により住家が全半壊（焼），浸水，流失及び埋没等により生活上の必要な家財等がそう失又はき損して日常生活を営むことが困難な者に対し，生活必需品の給与又は貸与を行うものとする。

**２　生活必需品の給与**

生活必需品の給与は，以下のとおり実施する。なお，被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者及び所在が把握できる広域避難者に対しても，生活必需品等が給与されるよう努める

（１）市は，次の情報を収集し，被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。なお，被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。

また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具及び燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

ア　被災者や避難所の状況

イ　医療機関・社会福祉施設の被災状況

（２）被服・寝具その他生活必需品物資を備蓄物資又は流通在庫から調達確保し，給与を実施する。

（３）ＮＰＯ法人やボランティア団体等との連携を図り，自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者を支援したり，被災者が多数発生した場合の円滑な給与を実施する。

（４）激甚災害等のため，本市だけで実施困難な場合は県，隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。

### ３　市長の要請による法外援護

市長の要請による法外援護は，以下のとおりである。

**物資の供給**

| 区　　分 | １人世帯 | ２人世帯 | ３人世帯 | ４人世帯 | ５人世帯 | ６人以上１人を増すごとに加算する額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 全焼<br>全壊・流失 | 14,800 円 | 19,100 円 | 28,100 円 | 33,600 円 | 42,600 円 | 6,300 円 |
| 半焼・半壊<br>床上浸水 | 4,800 円 | 6,500 円 | 9,700 円 | 11,800 円 | 15,000 円 | 2,100 円 |

### ４　災害救助法による基準

災害救助法による基準は，**第３部第１章第３節 災害救助法の適用及び運用 一般-3-1-19** 参照。

## 第３　生活必需品の輸送及び配給

### １　生活必需品の配給方法

（１）配給の実施

物資の給与又は貸与は，職員及び自治会長等の協力を得て，迅速かつ的確に実施する。

また，自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援したり，被災者が多数発生した場合，可能な限りボランティアとの連携を図るものとする。

（２）自治会長を通じて，自治会又はボランティアの協力を得て分配する。

（３）配給等に関する広報

被災状況に応じて，どのような物資が必要であるかを調べ，必要な品目を広報して供給を促す。

また，配給（場所・時間・方法）等に関する広報を併せて行う。

### ２　集積地の指定及び管理

（１）市は，予め定めた生活必需品の市集積地を活用し，調達した生活必需品の集配拠点とする。

（２）生活必需品の集積を行う場合は，集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し，物資管理に万全を期するものとする。

## 第５節　保健・医療対策

**【名瀬：健康増進課】**

**【住用：市民福祉課】**

**【笠利：いきいき健康課】**

災害時の初期の医療活動については，「第２章第 10 節緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。

事態が安定してきた段階で,被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合，市をはじめとする防災関係機関は，被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため，避難生活が長期化した被災地においては健康状態の把握やメンタルケア等を行う。

### 第１　被災者の健康状態の把握とメンタルケア

#### １　被災者の健康状態の把握

被災地，特に避難所において生活環境の激変により，被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから，被災者の健康管理を行う。

（１）必要に応じて避難所への救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

（２）高齢者，障害者及び子ども等の要配慮者に対しては，福祉施設等への入所，ホームヘルパーの派遣又は車椅子等の手配等，特段の配慮を行う。

（３）保健師等による巡回相談を行う。

#### ２　保健指導・栄養指導

（１）保健師等による健康相談を行い，必要に応じて医療が提供されるよう支援する。

（２）管理栄養士による巡回栄養相談，炊出しに対する栄養指導・栄養食生活支援を行う。

#### ３　メンタルケア

被災したショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは,しばしば心身の健康に障害を生じさせることから，ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）をはじめ，他の保健医療チーム等と連携し，被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

（１）メンタルヘルスケア

ア　被災者に対する相談体制を確保するとともに，県が開設する精神相談室を活用する。

イ　相談窓口等のメンタルヘルスケアに関する情報を市民に周知する。

（２）精神疾患者対策

ア　避難所や在宅の精神科疾患者に対して，県や医療機関と連携して医療的支援を行う。

イ　災害のストレスにより,新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して適切な精神科医療提供の支援を行う。

ウ　被災した精神科病院の入院患者について関係機関と連携を図り,被災地以外の精神科病院への転院支援を行う。

### 第２　訪問指導（継続支援）

被災してから時間が経過しても心身の不調が長引くことがあるため,特にケアが必要であると判断した被災者には，引き続き訪問指導を実施する。

### 第３　医療の確保

市長は，必要に応じて大島郡医師会及び市内医療機関へ協力要請を行う。また，医療・助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は，市民環境対策部救護・防疫班において調整するものとする。

## 第６節　感染症予防，衛生対策

**【名　　瀬：環境対策課・健康増進課】**

**【住　　用：市民福祉課】**

**【笠　　利：市民課・いきいき健康課】**

災害時には，建物の倒壊や焼失及び水害等により，多量のごみ・がれきの発生とともに，不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に，多数の被災者が収容される避難所等において，その早急な防止対策の実施が必要である。

このため，感染症予防，衛生に関し，適切な処置を行う。

### 第１　感染症予防対策

#### １　感染症予防対策の実施

市長は，知事の指示・命令に従って，応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上の必要な措置を行う。

（１）感染症予防措置の地域指定は，県が，市又はその一部の地域を定める場合の基準は次のとおりである。

ア　市又はその一部の地域の被害率が 10％を超える場合

イ　市又はその一部の地域の被害率が５％以上，10％未満で，その被害が集約的かつ甚大である場合

ウ　市又はその一部の地域の被害率が５％未満で，市役所等を含む中心部が壊滅的な被害を受け，市の機能が著しく阻害された場合

エ　相当の震災，火災のあった場合

【被害率】

全半壊（焼），流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の５分の１を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。

#### ２　感染症予防実施の市の組織体制

市は，感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は，市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

## ３　感染症予防業務の実施

**《　市における感染症予防業務　》**

| 感染症予防業務 | 内　　容 |
|---|---|
| （１）消毒 | 知事の指示に基づき，速やかに消毒を実施するものとする。<br>なお，消毒の方法は，感染症法施行規則第 14 条の規定により，対象となる場所の状況及び感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し，十分な消毒が行えるような方法により行うこと。 |
| （２）ねずみ族・昆虫等の駆除 | 知事が定めた地域内で，知事に指示に基づき，ねずみ族・昆虫等の駆除を実施するものとする。<br>なお，駆除の方法は，感染症法施行規則第 15 条の規定により，対象となる区域の状況，ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し，十分な駆除が行えるような方法により行うこと。 |
| （３）患者等に対する措置 | 被災地において感染症の患者等が発生したときは，感染症法に基づいた対策を執る。 |
| （４）生活用水の供給 | 知事の指示に基づき，生活用水の供給を行うものとする。<br>生活用水の供給方法は，容器による搬送又はろ水器によるろ過給水等，現地の実情の応じた適切な方法によって行うこと。この際，特に配水器の衛生的処理に留意すること。 |
| （５）避難所の感染症予防指導等 | 避難所は施設の設備が応急仮設的であり，かつ，多数の避難者を収容するため，衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因になることが多いことから，県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。<br>この際，施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ，その協力を得て感染症予防に万全を期するものとする。なお，感染症予防活動の重点的項目は次のとおりとする<br>ア　疫学調査の協力<br>イ　消毒の実施<br>ウ　集団給食の衛生管理<br>エ　飲料水の管理<br>オ　その他施設の衛生管理 |
| （６）予防教育及び広報活動 | 保健所長の指導のもとにリーフレット，チラシ等の作成或いは衛生組織その他各種団体を通じて地域住民に対する予防教育を徹底するとともに，広報活動を強力に実施する。 |

### ４　避難所の防疫指導

避難所は，多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり，感染症発生の原因となることが多いので，次の措置を実施する。

**《　避難所における防疫指導　》**

ア　避難所の清掃・消毒方法
イ　避難者に対する健康調査の実施
ウ　給食従事者に対する健康相談・調査の実施（なるべく専従者とする。）
エ　配膳時の衛生保持，残渣物及び厨芥等の衛生的処理の指導
オ　飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
カ　避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
キ　トイレの清掃
ク　簡易トイレの設置
ケ　手洗い用水・速乾性手指消毒薬の配布

## 第２　衛生対策

### １　健康診断，臨時予防接種

（１）健康診断への協力

疫学検査の結果，必要があるときは「感染症予防医療法」第 17 条の規定により，知事が行う健康診断に係る勧告に協力する。

（２）臨時予防接種

予防接種の必要がある場合は，「予防接種法」第６条の規定により臨時予防接種を実施する。

### ２　入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し，入浴施設が使用不可能となり，住民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は，入浴サービス又は応急仮設風呂を設置する。

（１）公衆浴場の斡旋

県及び公衆浴場環境衛生同業組合等を通じて，受入体制を協議する。

## 第７節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

**【名　　瀬：環境対策課・土木課・下水道課】**

**【住　　用：市民福祉課・産業建設課】**

**【笠　　利：市民課・建設課・下水道課笠利分室】**

災害時には，建物・ブロック塀等の倒壊や火災及び水害等により大量のごみの発生が予想される。

また，上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし，し尿処理の問題が生じるほか，特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため，し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関して必要な措置を行う。

### 第１　し尿処理対策

#### １　し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い，下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。

以下に，し尿の処理方法について示す。

（１）水を確保することによって下水道機能を有効活用する。

（２）（１）の対策に併せ，仮設トイレ等を使用する。なお，貯留したし尿の処理は，原則としてし尿処理施設及び下水道終末処理場で行うが，やむを得ない場合は農地還元等の環境衛生上において支障のない方法により処分する。

#### ２　避難所等のし尿処理

（１）避難所

発災後に断水した場合には，学校のプール又は河川等で確保した水を利用し，下水道機能の活用を図る。また，水洗トイレが不足する場合を想定し，便槽付きの仮設トイレを準備する。

（２）地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても，可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため，河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

家庭・事業所では，平素から水の汲置き等により断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には併せて利用し，地域の衛生環境の保全に努める。

#### ３　仮設トイレ等によるし尿処理

（１）仮設トイレ等の設置

関係機関は，仮設トイレ等の設置にあたっては，次の事項について配慮する。

ア　設置体制等

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ　高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレの機種選定にあたっては，高齢者・障害者等に配慮する。

ウ　設置場所等の周知

仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所を予め選定しておくとともに，これを周知する。

（２）し尿収集・処理計画

ア　仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合，県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ，仮設トイレ等の設置状況を把握し収集体制を整備する。

イ　収集作業

被害状況及び収集場所等の情報を基にして，汲取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し，し尿処理施設に搬入して処理・処分を行う。

### ４　し尿収集の応援体制の確立

（１）基本方針

し尿の量又はし尿処理施設の被害状況等により，本市のみではし尿処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

（２）実施計画

ア　県が実施する対策

広域的な支援の要請・調整を図るものとし，大規模災害により本市及び近隣町村のみではし尿処理が困難と認められるときは，他の都道府県等に対して支援を要請する。

イ　市が実施する対策

県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画を踏まえ，本市の能力のみでは実施困難と認められるときは，知事に斡旋を要請し，軽微な被災又は被災を免れた隣接町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

### ５　し尿収集運搬車両の状況（平成 27 年度作成実態調査数値）　（平成 31 年４月現在）

| 直営分 | | 許可業者分 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|
| バキューム（台） | 積載量（t） | バキューム（台） | 積載量（t） | バキューム（台） | 積載量（t） |
| 1 | 3 | 12 | 47 | 13 | 50 |

## 第２　ごみ処理対策

### １　ごみの収集，運搬及び処分の方法

（１）市長は，現有の人員・施設を活用するほか，必要により一般廃棄物収集運搬業者の協力を得て，ごみの収集運搬に努める。

（２）激甚な災害を受けたとき，又は本市のみではごみの収集・運搬の実施が困難と認められるときは，知事に斡旋を要請し，軽微な被災又は被災を免れた隣接町村からの応援を得て実施する。

（３）ごみの収集にあたっては，排出される災害ごみを迅速かつ計画的に処理するため，ダンプ，トラック又はタイヤショベル等の重機借上を積極的に行い，車両をできる限り多く確保するよう努める。

また，ごみは原則としてごみ焼却場で焼却するが，やむを得ない場合は仮置場にて保管し，野外での焼却等で適正に処理する。そのため，市長は予め仮置場の場所を定めておく。

**２　ごみ収集運搬車両の状況**（平成 31 年度作成実態調査数値）　　（平成 31 年４月現在）

| 直営分 | | 委託業者分 | | | | 許可業者分 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収集車（台） | 積載量（t） | 収集車（台） | 積載量（t） | 運搬車（台） | 積載量（t） | 収集車（台） | 積載量（t） | 台数（台） | 載量（t） |
| 6 | 10 | 13 | 32 | 3 | 5 | 120 | 310 | 141 | 357 |

## 第３　死亡獣畜の処理対策

### １　処理方法（所轄保健所長の許可を受けて処理する場合）

死亡獣畜の処理は，原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが，やむを得ない場合は所轄保健所長の指示を受けて処理する。

（１）埋没

ア　死亡獣畜を運搬するときは，死亡獣畜が露出しないようにし，かつ汚液が漏出しないようにすること。

イ　死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において，地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは１ｍ以上とし，かつ地表面に 30ｃｍ以上の盛土をすること。

ウ　死亡獣畜を埋却する場所には，消毒その他の必要な措置を講ずること。

エ　埋却現場にはその旨を標示すること。

オ　埋却した死亡獣畜は，埋却後１年間は発掘しないこと。ただし，知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

（２）焼却

0.5ｍ以上の穴で実施し，焼却後は土砂で覆うこと。

## 第４　障害物の除去対策

### １　障害物除去の実施者

障害物のうち，住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は市長が行い，公共その他の場所に流入した障害物の除去はそれぞれの管理者が行うものとする。

### ２　障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川の付近又はがけ下等）においては，かねてから付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか，随時，災害発生場所の状況により障害物の種類・数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

### ３　障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに，不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう，かねてから十分協議しておく。

### ４　災害救助法による基準

災害救助法による基準は，**第３部第１章第３節（一般-3-1-19)**参照。

## 第８節　行方不明者の捜索，遺体の処理等

**【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】**

**【名　　瀬：環境対策課・保護課・総務課】**

**【住　　用：市民福祉課・地域総務課】**

**【笠　　利：市民課・いきいき健康課・地域総務課】**

災害時の混乱期には，行方不明になっている者（生存推定者，生死不明者及び死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され，それらの捜索・収容等を早急に実施する必要がある。

このため，迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに，多数の死者が発生した場合は遺体の処理等を適切に行う。

### 第１　行方不明者の捜索

#### １　行方不明者の捜索隊の編成

（１）市捜索隊の編成

市は，奄美警察署とともに行方不明者の捜索を行うため，市捜索隊を編成する。市捜索隊の編成に際しては，消防団及び住民組織の活用を図る。

（２）奄美海上保安部による捜索

災害時の行方不明者の捜索が海上に及ぶ場合には，所属巡視艇等により捜索を行う。

#### ２　捜索の実施方法等

（１）捜索の方法

| 捜索範囲等 | 捜索の方法 |
|---|---|
| 捜索の範囲が広い場合 | ア　捜索範囲をよく検討し，これをいくつかの区域に分ける。<br>イ　捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。<br>ウ　各地区では合理的かつ経験的に行方不明者の所在の重点を定め，重点的に行う。 |
| 捜索範囲が比較的狭い場合 | ア　災害前における当該地域，場所及び建物などの正確な位置を確認する。<br>イ　災害後における地形又は建物などの移動変更などの状況を検討する。<br>ウ　り災時刻などから捜索対象の所在を認定し，災害によりそれがどのように動いたかを検討したうえで捜索の重点を定め，効果的な捜索に努める。 |
| 捜索場所が河川，湖沼の場合 | ア　平素の水流及び湖沼の実情をよく調査する。<br>イ　災害時にどのような状況を呈していたかをよく確認する。<br>ウ　合理的かつ経験的に判断し，行方不明者がどのような経路で流されるか移動経路をよく検討し捜索を行う。 |

（２） 広報活動

捜索をより効果的に行うため，捜索地域はもちろん広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

（3）装備資材

捜索に使用する車両・舟艇その他の装備資材は，有効適切な活用に努めるとともに，警察又は市で所有する車両・舟艇等が不足するときは関係機関に対して協力を依頼する。

（4）必要帳票等の整備

市は，行方不明者（遺体）の捜索を実施した場合，次の書類・帳票を整備する。

ア　救助実施記録日計票

イ　被災者救出用（捜索用）機械器具・燃料受払簿

ウ　被災者救出（遺体の捜索）状況記録簿

エ　被災者救出用（遺体の捜索用）関係支出証拠書類

### ３　行方不明者発見後の処理

| 区分 | 負傷者等 | 遺体 |
|---|---|---|
| 奄美海上保安部 | 医療機関に収容する。 | 刑事訴訟法，警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律又は海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより死体調査及び検視を行い，明らかに災害による死亡と認められるときは，その後，遺族等の引取人又は市長に引渡す。 |
| 奄美警察署 | 医療機関に収容する。 | 刑事訴訟法，警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律，検視規則又は死体取扱規則等の定めるところにより死体調査及び検視を行い，その後，遺族等の引取人又は市長に引渡す。 |
| 市 | 医療機関に収容する。 | 警察署長又は海上保安部署長に通報し，警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け，その後，遺族等の引取人への引渡し又は遺体収容所に収容する。 |

捜索に対しては，負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるよう，医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

## 第２　遺体の収容・処理・埋葬

### １　遺体の収容・処理

（1）遺体の収容

ア　市長は，災害によって多数の死者が発生することを想定し，検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所を予め選定する。

イ　検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所の選定にあたっては，次の事項に留意のうえ，施設管理者の合意を得て選定する。

○　遺体を公衆の面前にさらさない場所である。

○　遺体の洗浄・処理等の作業に便利である。

○　遺体の検視等，身元確認が容易に行える場所である。

○　遺体の数に相応する施設である。

○　駐車場があり，長時間使用できる。

ウ　警察官及び海上保安官は，検視等を終えて身元確認できない遺体は全て市長に引き渡す。

市長は，警察官及び海上保安官から検視等を終えた遺体の引継ぎを受け，身元が特定され，引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し，引取人等のない遺体については遺体収容所に収容する。

（2）遺体の処理

ア　小災害時等で遺体の状態が比較的正常，顔貌で身元確認が可能であり，かつ，引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。

イ　遺体の識別が困難なとき，又は伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は，必要に応じ遺体の洗浄，縫合及び消毒等の処理を実施する。

ウ　遺体の確認及び死因究明のための検視を行う必要があるが，遺体の検視は原則として**第３部第２章第 10 節（一般-3-2-58)**により医療救護班が行う。

ただし，遺体が多数のとき，又は医療救護班が他の業務で多忙なとき等は，県医師会と連携し，一般開業医により行うものとする。

エ　遺体の識別及び身元究明等に長期間を要するとき，又は遺体が多数で埋葬に長期間を要する場合等は，死体を遺体収容所に一次保存する。

オ　災害救助法が適用される災害において多数の死者が発生し，遺体の搬送及び棺等の葬祭用品の確保の必要が生じた場合は，「災害時における遺体の搬送，棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき，関係事業者への要請等の必要な措置を執る。

カ　市長は，警察及び海上保安庁と共同して，災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお，遺体の身元確認に関しては，顔貌だけでなく，所持品，検視，検案後に行われる警察による指紋，歯牙又はＤＮＡ等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し，できる限り科学的な根拠に基づいて特定する。

## ２　遺体の埋葬等

（1）遺体の埋葬

ア　身元の判明しない遺体若しくは遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの又は災害時の混乱の際に死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ　埋葬は混乱期であるので応急的仮葬とし，その土地の事情及びそのときの状況により火葬又は土葬等の方法により行うものとするが，身元不明或いは災害時の死亡等でもあるため火葬することが望ましい。

（２）身元不明者の措置

市長は，身元不明者の遺体について，埋葬前に身元の判明に必要な全ての資料を保存するようにし，各種広報照会その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

また，その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

（３）必要帳票等の整理

埋葬等を実施し，埋葬等に要する現品又は経費を支出した場合，市長は次の書類・帳簿等を整備・保存しておく。

ア　救助実施記録日計票

イ　埋葬台帳

ウ　埋葬費支出関係証拠書類

## ３　災害救助法による基準

災害救助法による基準は，**第３部第１章第３節（一般**-3-1-19)参照。

## 第９節　住宅の供給・確保

**【関係機関：鹿児島県】**

**【名　　瀬：建築住宅課】**

**【住　　用：産業建設課】**

**【笠　　利：建設課】**

災害時には，住居の全壊，浸水又は洪水による流出等が多数発生することが予想され，住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また，一部損壊の住居も多数発生するので，応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため，応急仮設住宅の建設等，被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

### 第１　住宅の確保・修理

#### １　応急仮設住宅の建設

（１）実施者

ア　災害により住家が全焼，全壊又は流失し，自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は，市長が実施する。ただし，災害救助法を適用したときは知事が行い，救助を迅速に行う必要があると認めるときは，知事からの通知により市長が行うこととする。また，知事による救助のいとまがないときは，知事の補助機関として市長が行うものとする。

イ　本市で処理不可能な場合は近隣市町村，県又は国その他の関係機関の応援を得て実施する。

（２）建設計画

ア　建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅１戸当たりの規模は 29.7 ㎡を標準とし，その構造は木造住宅及び組立式住宅とする。

イ　資材の調達等

(ｱ)　木造応急仮設住宅

①　木造応急仮設住宅に必要な資材譲渡の要請は木材関係団体等に行い，資材の譲渡を受ける。

②　建設については建築関係団体等の協力を得て行う。

③　労務資材に関する関係者との協定は，知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととする通知を受けた市長が，地域的に災害に応じて締結するものとする。

(ｲ)　組立式住宅

組立式仮設住宅の提供・建設に関する（一社）プレハブ建築協会等と県との協定に基づき，迅速な仮設住宅の確保に努める。

ウ　建設場所

予め定めた応急仮設住宅の建設候補予定地は，次のとおりとする。

応急仮設住宅の建設候補予定地

| 整理番号 | 地名地番 | 敷地の現状 | 敷地面積（㎡） | | 建設可能個数 | 優先判定 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 全体敷地面積 | 建設可能敷地面積 | | |
| 1 | 名瀬平松町 477 | コミュニティセンター予定地 | 8,882 | 8,880 | 96 | A |
| 2 | 名瀬朝戸 235 | 古見方多目的広場 | 11,600 | 11,600 | 130 | A |
| 3 | 名瀬久里町 15-10 | 奄美小学校校庭 | 5,140 | 2,500 | 28 | B |
| 4 | 名瀬朝日町 29-1 | 朝日中学校校庭 | 10,347 | 5,000 | 56 | B |
| 5 | 名瀬永田町 1-1 | 名瀬小学校校庭 | 3,510 | 1,500 | 16 | B |
| 6 | 名瀬小浜町 14-1 | 伊津部小学校校庭 | 11,465 | 5,500 | 68 | B |
| 7 | 名瀬芦花部 586-1 | 芦花部小中学校校庭 | 3,000 | 1,500 | 16 | B |
| 8 | 名瀬崎原 620-1 | 崎原小中学校校庭 | 4,481 | 2,000 | 16 | B |
| 9 | 名瀬小湊 281 | 小湊小学校校庭 | 6,345 | 3,000 | 16 | B |
| 10 | 名瀬根瀬部 92 | 知根小学校校庭 | 6,755 | 3,000 | 12 | B |
| 11 | 笠利町万屋 1164-1 | 太陽が丘総合運動公園 | | 2,900 | 12 | A |
| 12 | 笠利町里 365 | 赤木名中学校校庭 | 8,200 | 1,000 | 8 | B |
| 13 | 笠利町外金久 135 | 市有地 | 1,800 | 1,700 | 12 | A |
| 14 | 笠利町外金久 85 | 市有地 | | | | |
| 15 | 笠利町屋仁 130 | 屋仁小学校校庭 | 3,200 | 460 | 4 | B |
| 16 | 笠利町佐仁 105-2 | 市有地 | 260 | 260 | 2 | C |
| 17 | 笠利町笠利 776 | 笠利小学校校庭 | 4,400 | 530 | 6 | C |
| 18 | 笠利町辺留 36-1 | 笠利団地敷地内 | | 680 | 8 | A |
| 19 | 笠利町笠利 91 | 笠利団地敷地内 | 2,050 | 380 | 4 | B |
| 20 | 笠利町宇宿 166 | 宇宿小学校校庭 | 2,800 | 360 | 4 | C |
| 21 | 笠利町節田 246 | 節田小学校校庭 | 2,800 | 400 | 4 | B |
| 22 | 笠利町節田 345 | 節田保育所敷地内 | 1,780 | 460 | 4 | A |
| 23 | 笠利町用安 1311 | 用安公民館敷地内 | 1,200 | 350 | 4 | C |
| 24 | 笠利町喜瀬 1570 | 緑が丘小学校校庭 | 3,200 | 500 | 6 | B |
| 25 | 笠利町手花部 2811 | 手花部小学校校庭 | 1,600 | 200 | 2 | C |
| 26 | 住用町市 44 | 市有地 | 820 | 570 | 8 | B |
| 27 | 住用町市 62 | 市小中学校 | 4,000 | 1,500 | 10 | B |
| 28 | 住用町役勝 27 | 住用中学校校庭 | 2,850 | 1,000 | 8 | B |
| 29 | 住用町摺勝 610 | 東城小中学校校庭 | 12,499 | 5,000 | 50 | A |

（３）民間賃貸住宅の供給

（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報を活用するなどし，民間賃貸住宅を確保し，迅速な住宅供給に努める。

（４）入居者の選定

ア　入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか，知事が必要と認める者とする。ただし，使用申込みは一世帯に１か所限りとする。

(ｱ)　住家が全焼，全壊又は流失した者

(ｲ)　住居する住家がない者

(ｳ)　自ら住家を確保できない者

イ　入居者の募集・選定

(ｱ)　入居者の募集計画は被災状況に応じて策定し，被災者に対し募集を行う。

(ｲ)　入居者の選定は，高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則とし，生活条件等を考慮して行う。

（５）応急仮設住宅の運営管理

市は各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア並びに入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の参画を推進し，女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また，必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

なお，応急仮設住宅を供与できる期間は，竣工の日から２年以内とする。

## ２　住宅の応急修理

（１）実施者

ア　災害のため住家が半焼又は半壊し，自己の資力では応急修理をすることができない者に対して災害救助法を適用したときは，知事が応急修理を行い，救助を迅速に行う必要があると認めるときは，知事からの通知により市長が行うこととする。

また，知事による救助のいとまがないときは知事の補助機関として市長が行うものとする。

イ　本市で処理不可能な場合は，近隣市町村，県又は国その他の関係機関の応援を得て実施する。

（２）応急修理計画

ア　資材の調達等

労務資材に関する関係者との協定は，知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととする通知を受けた市長が，地域的な災害に応じて締結するものとする。

## ３　公営住宅等の供与

市は，災害発生時において市営住宅の空家の確保に努めるとともに，他の地方公共団体に空家の提供を求め，災害により住家滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合，公営住宅の入居（公営住宅法第 22 条第１項に基づく特定入居又は地方自治法第 238 条の４第７項に基づく目的外使用）について最大限の配慮を行うものとする。

また，災害により住家を滅失した被災者が特定優良賃貸住宅への入居を希望した場合，特定優良賃貸住宅への入居（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第７条第３号の規定に基づく入居）について最大限の配慮を行うものとする。

### ４　災害救助法による基準

災害救助法による基準は，**第３部第１章第３節（一般-3-1-19)**参照。

## 第２　被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合，速やかに被災状況を把握し，二次災害防止の措置を講じるため，被災地危険度判定士の登録者により擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し，宅地の危険度判定を実施する。

なお，被災状況に応じ，国，県又は他の市町村との協議・連携を図りつつ，相互協力・支援を行うものとする。

## 第 10 節　文教対策

**【名　　瀬：教育委員会】**

**【住　　用：地域教育課】**

**【笠　　利：地域教育課】**

災害時には，多数の児童・生徒の被災が予想され，学校施設等も多大な被害を受ける。また，学校施設等は被災者の避難所として利用される所が多く，一部では長期化することも予想され，その調整も必要である。

このため，応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

### 第１　応急教育の実施

#### １　教室等の確保

（１）施設の応急復旧

被害程度により応急処理できる場合はできる限り速やかに修理を行い，施設の確保に努める。

（２）普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室，屋内体育施設又は講堂等を利用する。

（３）校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等の公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

（４）応急仮校舎の建設

(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は，応急仮校舎の建設を検討する。

#### ２　教職員の確保

（１）学校内操作

欠員が少数の場合には学校内において操作する。

（２）学校外操作

学校内で操作できないときは市教育委員会の意見を聞き，県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

（３）市の地域外操作

市で操作できないときは，県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行うものとする。これも困難な場合は教職員の緊急募集等の方法を検討する。

#### ３　応急教育の留意点

（１）災害の状況に応じ，施設の確保，教材・学用品等の調達及び教職員の確保により，できる限り応急授業を行うように努める。例えば，２部授業や分散授業の方法によるものとする。

（２）応急教育の実施にあたっては，次の点に留意して行う。

ア　教科書・学用品等の損失状況を考慮し，児童・生徒の負担にならないように留意する。

イ　教育場所が公民館等の学校以外の施設になるときは，授業の方法や児童・生徒の健康等に留意する。

ウ　通学道路やその他の被害状況に応じ，通学等にあたっての危険防止を指導する。

エ　授業が不可能な事態が予想されるときは，児童・生徒に対して自習及び勉学の内容・方法等を周知徹底する。

### ４　学校給食等の措置

（１）給食施設・設備が被災した場合，できるだけ応急措置を講ずる。

（２）原材料等が被害を受けた場合は応急調達の措置を講ずる。

（３）衛生管理上，支障のないよう十分留意する。

### ５　学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合，学校長等は避難所の開設等に協力し，次のような措置を執る。

（１）児童・生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては児童・生徒等の安全確保を最優先としたうえで，学校施設の使用方法について市と協議する。

（２）避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに，できる限り早い時期に授業が再開できるよう，市及び市教育委員会等との間で必要な協議を行う。

（３）避難が長期化する場合の措置

ア　避難が長期化する場合，収容者と児童・生徒双方にとって，それぞれ支障とならないよう指導する。

イ　避難が長期化する場合，給食施設は，り災者用炊出しの施設として利用されることが考えられるが，学校給食と炊出しの調整に留意する。

## 第２　学校用品等の調達及び授業料等の減免，育英資金

### １　教材・学校用品等の調達及び給与

（１）教科書については，市教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき，県教育委員会が一括して特約教科書供給所（鹿児島書籍株式会社〔電話 099-223-8401〕）から調達する。

（２）文房具・通学用品等については，市教育委員会又は県教育委員会においてそれぞれ調達する。

（３）災害救助法が適用された場合，り災小・中・義務教育学校の児童・生徒に対する学用品の給与は，知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととする通知を受けた市長が行う。

### ２　災害救助法による基準

災害救助法による基準は，**第３部第１章第３節（一般-3-1-19)**参照。

## 第３　文化財の保護

### １　所有者又は管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合，その所有者又は管理者は，直ちに消防署へ通報するとともに，災害の拡大防止に努めなければならない。

## ２　被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は，その所有者若しくは管理者は，被害状況を速やかに調査し，その結果を市指定の文化財については市教育委員会へ，県指定の文化財については県教育委員会へ，又は国指定の文化財にあっては県教育委員会を経由して文化庁へ報告しなければならない。

## ３　関係機関との協力

関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため，協力して応急措置を講じる。

## 第 11 節　義援金・義援物資等の取扱い

**【名　　瀬：企画調整課・福祉政策課】**

**【住　　用：市民福祉課】**

**【笠　　利：いきいき健康課】**

災害時には，県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため，寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに，義援物資については被災者の需要を十分把握し，必要とする物資の広報等に努める。

### 第１　義援金の配分

#### １　義援金の引継ぎ及び管理

個人，会社及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は，窓口である保健福祉対策部福祉班で受領後，厳重な管理をする。

#### ２　配分

保健福祉対策部福祉班で受領した義援金は，関係機関をもって構成する配分委員会において，配分の対象，基準，方法及び時期その他必要な事項について決定する。

### 第２　義援物資の取扱い

#### １　市に送付される義援物資の取扱い方針

（１）国民及び企業等からの義援物資について，被災者が必要とする物資の内容を把握し，報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れを調整する。

（２）義援物資の受入れ，仕分け及び配送に関して，必要に応じて奄美市社会福祉協議会その他防災関係機関やボランティアの協力を得る。

#### ２　送付される義援物資の取扱い方法

（１）義援物資の取扱いに関する広報

ア　受け付ける品目及び送付場所等の決定

物資の過不足の状況を把握し，物資の受入品目及び送付場所を決定する。

イ　受け付ける品目及び送付場所等の広報

総務対策部企画調整班はアで決定した事項について報道機関を通じて広報する。

（２）義援物資の集積・搬送・配分

義援物資の集積・搬送・配分については，**第３部第１章第３節（一般-3-1-19）**参照。

## 第 12 節　農林水産業災害の応急対策

**【名　　瀬：商工政策課・農林水産課】**

**【住　　用：産業建設課】**

**【笠　　利：産業振興課・農林水産課】**

風水害時には，農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため，農林水産物等の被害の拡大防止，被災地における家畜伝染病の予防並びに飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

### 第１　農産物対策

#### １　事前・事後措置の指導

市は，災害による農産物の被害拡大を防止するため，各作物に事前・事後措置について農家に対して実施の指導に当たるものとする。

その際，県農政部各課と県大島支庁農林水産部及び農政部出先機関の緊密な連携のもと，的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

#### ２　病害虫防除対策

災害時における病害虫の対策は，次のとおりである。

（１）指導の徹底

病害虫防除対策については，県農政部各課，農業開発総合センター及び病害虫防除所と緊密な連携のもと，的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとする。

（２）農薬の確保

病害虫の異常発生に備えて，あまみ農業協同組合及び市内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし，不足する場合は，県経済連等の関係機関と連絡を取り早急に確保する。

（３）集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり，短期間で発生が広がった病害虫については，大型防除機具等を中心に共同集団防除を実施するとともに，必要に応じて関係機関と協議のうえ，ヘリコプター等による防除も実施する。

### 第２　林水産物等対策

#### １　応急措置・事後措置の指導

市は，災害による林水産物等の被害の拡大を防止するため，被災林業家及び漁家等に対して応急措置・事後措置の指導に当たるものとする。

#### ２　対象作物等及び対象災害

応急措置・事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については，次のとおりである。

（１）林産物

| 対　象　作　物 | 対　　象　　災　　害 |
|---|---|
| (1)　苗畑 | 干害，降灰害 |
| (2)　造林木 | 干害，風害，潮害 |
| (3)　たけのこ専用林 | 風害，水害，干害 |
| (4)　しいたけ | 干害，降灰害 |

（２）水産物

ア　養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については餌止めを行うなど,過度なストレスを与えないように適正な養殖管理を指導する。

## 第３　家畜管理対策

市は，県の活動に協力し，被災地における家畜伝染病予防の措置を執る。

# 第４章　社会基盤の応急対策

電力，ガス，上下水道及び通信等のライフライン関係施設や道路及び河川等の公共施設並びに空港等の交通施設等は，都市化等の発展とともに複雑・高度化し，災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では，このような社会基盤の応急対策について定める。

## 第１節　電力施設の応急対策

**【関係機関：九州電力】**

**【名　　瀬：土木課・農林水産課】**

**【住　　用：産業建設課】**

**【笠　　利：建設課・産業振興課・農林水産課】**

風水害時には，風雨等により電柱の倒壊及び電線の断線等が多数発生し，住民生活に多大な支障が生じるため，迅速・的確かつ優先度を考慮した対応が必要である。

このため，電力施設の防護・復旧を図り，早急に被災者等に電力を供給する。

### 第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

#### １　災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は，九州電力(株)社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。また，災害により事業所が被災した場合に備え，非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

#### ２　情報の収集・連絡

災害が発生した場合，対策組織の長は，気象・地象情報等の一般情報や電力施設等の被害状況及び復旧状況等の自社被害情報を迅速かつ的確に把握するとともに，市等から情報を収集するなど，社内防災業務計画に基づく情報連絡体制により，対策組織間及び市等の防災関係機関との相互情報連絡に努める。

#### ３　電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は，停電による社会不安の除去のため，電力施設被害状況についての広報を行うとともに，公衆感電事故及び電気火災を防止するための広報活動を行う。広報については，テレビ，ラジオ又は新聞等の報道機関を通じて行うほか，市防災行政無線を活用するとともに，広報車等により直接当該地域へ周知する。

#### ４　対策要員の確保

夜間又は休日に災害発生のおそれがある場合，予め定められた各対策要員は，気象・地象情報その他の情報に留意し，防災体制の発令に備える。また，防災体制が発令された場合，対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

## ５　復旧資材の確保

予備品及び貯蔵品等の在庫量を確認し，調達を必要とする資材は，現地調整，対策組織相互の流用又は他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また，資機材の輸送は，原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ，その他の実施可能な運搬手段により行う。

## ６　危険予防措置

電力の需要の実態に鑑み，災害時においても原則として供給を継続するが，警察・消防機関等から要請があった場合等には，対策組織の長は送電停止等の適切な危険防止措置を講ずる。

## ７　自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく，管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には，対策組織の長は自衛隊法に基づき，知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

## ８　応急工事

災害に伴う応急工事については，恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して二次災害の防止に配慮しつつ，迅速かつ適切に実施する。また，作業は通常作業に比して悪条件のもとで行われるため，安全衛生について十分配慮して実施する。

## ９　施設の復旧順位

（１）電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては，社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが，災害状況，各設備の被害状況及び各設備の被害復旧の難易を勘案し，供給上，復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また，重要拠点施設である病院，電気通信施設，水道施設及び防災関係機関等への電気施設の早期復旧を行うため，必要に応じ，道路管理者と復旧箇所の優先度及び復旧方法等について協議する。

（２）需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが，被害が広範囲に及んだ場合は，災害の復旧にあたって民生の安定に影響の大きい病院，交通，通信，報道機関，水道，ガス及び官公庁等の公共機関並びに避難所その他重要施設への供給回線を優先的に復旧に当たる。

## 第２節　ガス施設の応急対策

**【関係機関：大島地区消防組合消防本部・鹿児島県ＬＰガス協会奄美支部・南海ガス】**

風水害時には橋梁に添架しているガス管等の流失や浸水等の被害，また，プロパンガスについても埋没や流出等の被害が予想され，供給停止による住民生活への支障が予想される。また，ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため，早急に施設の復旧を行い，被災地に対してガスを供給するとともに，ガス災害から住民を保護する。

### 第１　液化石油ガス施設災害応急対策

#### １　連絡体制

（１）液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は，自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは，速やかに現地での応急対処と同時に消防署及び県ＬＰガス協会に通報する。さらに，液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第２条第５項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）に係る事故の場合には，九州産業保安監督部保安課に通報する。

（２）休日又は夜間における連絡は，消防署とその管内の販売店が協議して定める。

#### ２　出動体制

（１）販売店は，消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは直ちに現場に急行し，応急対処に当たるものとする。

（２）前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合，又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは，事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。

（３）供給販売店等は，事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは，速やかに所轄の消防機関に出動を要請し，さらに応援を必要とするときは支部長及び地区代表者に応援出動を要請するなどの適切な対応を執り，ガス漏れを止める。

（４）支部長は，前項の要請があったときは直ちに出動班を編成し，出動人員，日時及び場所等を確認し，事故処理に必要な事項を指示する。

（５）販売店は供給販売店等からの応援出動の依頼を受け，又は支部長から出動の指示があったときはいつでも出動できるよう，予め人員及び資機材等を整備しておくものとする。

#### ３　出動条件

（１）出動にあたっては，通報受理後，可及的速やかに到着することとし，原則として30分以内に到着できるようにする。

（２）出動者は，緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合，有資格者が望ましい。

（３）出動者は，必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。

（４）出動の際には必要な資機材を必ず携行し，事故処理に遺漏のないようにする。

#### ４　事故の処理

（１）事故現場における処理は警察及び消防機関の承諾を得て行い，事故の拡大防止に努める。

（２）設備の点検調査を行い，事故原因を究明する。

## ５　関係機関との連携

支部長は，消防・警察との連携を密接に行うため，連絡方法及び協力体制等について予め地区組織を作り協議しておくものとする。

## ６　報告

（１）供給販売店は，事故の処理が終わった場合，速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び危機管理防災局消防保安課に提出する。

（２）支部長は，他の販売店に応援出動を指示し，又は自ら出動したときは，出動日時，場所並びに事故の状況及び処理その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

## ７　周知の方法

協会及び販売店は消費者等に対し，事故が発生した場合の通報の方法を文書等により周知する。

## ８　安全管理

（１）供給販売店は，事故の安全管理に万全を期さなければならない。

（２）支部長は，応援のため出動する販売店に対し，安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

## ９　避難所開設に係る対応

災害後，臨時の避難所が開設された場合は，奄美市と鹿児島県ＬＰガス協会奄美支部で締結された災害時応急生活物資供給協定に基づいて，以下の対応を執るものとする。

（１）避難所が開設された場合，奄美支部内のＬＰガス事業所が以下の物資を速やかに設置提供し，り災者の利用に供する。

①ＬＰガス容器（調整器付き）

②コンロ（２．３連）

③その他

（２）設置に係る費用及び使用したガスについては奄美支部が負担する。

（３）避難所が閉鎖された場合，供給した事業者が速やかに上記（1）の器材を撤去するものとする。

## 10　仮設住宅開設に係る対応

災害後，仮設住宅が建設され，利用が開始されるにあたっては基本的に棟ごとの集団供給とし，設備は奄美支部内ＬＰガス事業者が設置するものとする。

（１）仮設住宅に設置するＬＰガス設備は，以下のとおりとする。

①集合住宅供給設備一式

②各戸給湯器（屋外設置），テーブルコンロ（屋内設置）

③上記設備設置に係るゴムホース等一式

④その他

（２）設置に要する器具費用は自治体負担とする。

（３）入居開始後に発生するガス料金は仮設住宅の入居者負担とする。

（４）仮設住宅が撤去された場合，ＬＰガス設備一式は設置した事業者が速やかに撤去する。

## 第２　都市ガス施設災害応急対策

### １　災害時における都市ガス施設の保安

災害が発生し，又は発生するおそれのある場合，都市ガス事業者は災害対策組織を編成し，非常要員の待機等の体制を整えるほか，次のような保安対策を実施するものとする。

（１）製造施設及び供給施設の巡視点検

（２）導管工事施工時に保安を確保するため，道路管理者との密な連絡及び必要な措置の要請

### ２　緊急時の連絡通報体制

ガス災害が発生した場合の各機関の連絡通報は次の系統図による。

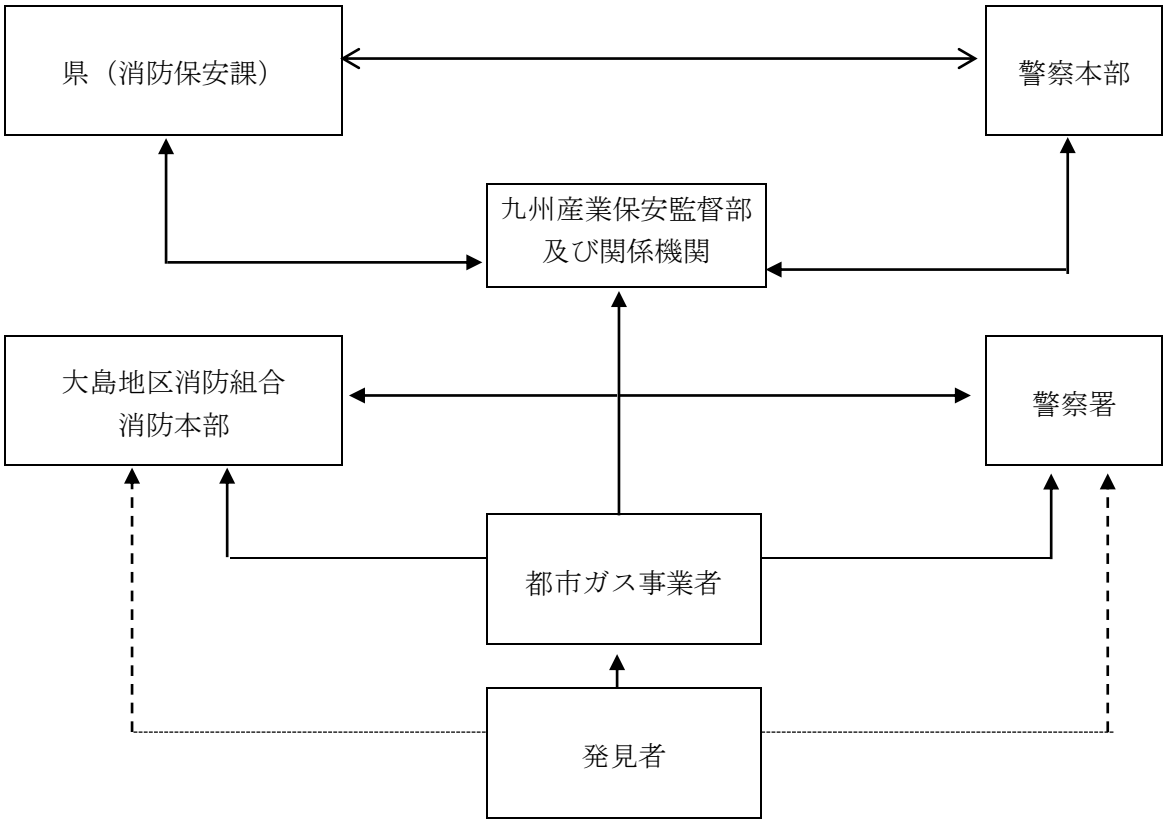


### ３　都市ガス事業者の応急対策

都市ガス事業者が応急対策を行う場合には，次の事項に留意して被害の拡大防止を図る。

（１）被害地域への供給停止措置

（２）危険地域の設定

（３）ガス器具の取扱いについて一般住民への広報

### ４　関係機関の応急対策

各関係機関は，都市ガス事業者及び関係機関と密接な連携を保ち，ガス災害の軽減に努めるほか，それぞれの所管に関わる次の事項について応急対策を実施する。

（１）危険地域への立入禁止処置

（２）危険地域住民に対する避難の指示等及び避難の誘導

（３）被災者の救出及び救護

（４）現場の状況により現場付近の火気の使用禁止

## ５　ガス供給再開における処理

都市ガス事業者は，ガス施設の復旧が完了し，ガスの供給再開に当たる場合は前記連絡通報系統図に準じて関係機関に連絡通報を行うほか，住民に対して広報車や報道機関によって安全措置を周知徹底させる。

## 第３節　上水道施設の応急対策

**【名　　瀬：水道課】**

**【住　　用：産業建設課】**

**【笠　　利：水道課笠利分室】**

風水害時には水源，浄水場の冠水や道路決壊，崖崩れ又は橋梁の流出等に伴う配水管の損壊等が多数発生し，給水停止による住民生活への支障はもちろん，特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため，重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護・復旧を図るとともに，安全な水道水を供給する。

### 第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

#### １　応急対策要員の確保

上下水道対策部水道班は，災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため，非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお，災害の状況により人員が不足する場合は，指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

#### ２　応急対策用資機材の確保

上下水道対策部水道班は，応急復旧を実施するために必要な資材及び機材を常備する。

なお，災害の状況により資材及び機材が不足する場合は，他の水道事業者から緊急に調達する。

#### ３　応急措置

（１）災害発生に際しては施設の防護に全力を挙げ，被災の範囲をできる限り少なくする。

（２）施設が破損したときは，破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに，混入したおそれがある場合は直ちに給水を停止し，水道の使用を中止するよう住民に周知する。

（３）配水管の幹線が各所で破損し，漏水が著しく，給水を一時停止することが適当と考えられる場合は配水池からの送水を停止し，破損箇所の応急処理を行う。

（４）施設に汚水が侵入した場合，汚水を排除した後に施設の洗浄，消毒及び浄水の水質検査を行い，水質に異常がないことを確認して給水する。

（５）施設が破損し，一部の区域が給水不能となったときは，他系統からの応援給水を行うとともに，施設の応急的な復旧に努める。

（６）施設が破損し，全域的に給水不能となったときは，施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに，他の町村から給水を受けるための給水車の派遣等により飲料用の最低量の確保に努めるほか，給水場所等について住民への周知を徹底する。

## 第４節　下水道施設の応急対策

**【名　　瀬：下水道課】**

**【住　　用：産業建設課】**

**【笠　　利：下水道課笠利分室】**

風水害時には,マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し,住民生活への支障はもちろん,長期化した場合，し尿処理に多大な支障が生じる。

このため，迅速かつ的確に下水道施設の防護・復旧を図り，早期に供用を再開する。

### 第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

#### １　応急対策要員の確保

上下水道対策部下水道班は，災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため，非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお，災害の状況により人員が不足する場合は，指定工事店等に協力を求めて確保する。

#### ２　応急対策用資機材の確保

上下水道対策部下水道班は，応急復旧を実施するために必要な資材及び機材を常備する。

なお，災害の状況により資材及び機材が不足する場合は，指定工事店等から緊急に調達する。

#### ３　応急措置

（１）ポンプ場・処理場において停電によりポンプの機能が停止した場合，非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い,排水不能の事態が起こらないように対処する。

（２）各施設の点検を行い，施設の被害に対しては箇所・程度に応じて応急措置を実施する。

（３）工事施工中の箇所においては請負者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに，必要に応じて現場要員・資機材の補給を行わせる。

#### ４　復旧対策

（１）ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上の重大な被害が発生した場合は，揚水施設の復旧を最優先とする。また，仮設貯留槽等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処理し，流下機能の確保と機能の回復を図る。

（２）管渠施設

管渠施設は管の継ぎ手部のズレ又はひび割れなどの被害箇所から土砂が流入し，管渠の流水能力が低下することが予想される。そのため，管渠施設の点検を行い，被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

（３）下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは，主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については処理場，ポンプ場，幹線管渠等の主要施設の復旧に努め，その後に枝線管渠，ます，取付管の復旧を行う。

## 第５節　電気通信施設の応急対策

**【関係機関：ＮＴＴ西日本】**

風水害時には，風雨等により電柱の倒壊及び電線の断線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため，重要度及び優先度を考慮し，かつ迅速に電気通信施設の防護・復旧を図り，早急に通信を確保する。

### 第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

#### １　情報の収集及び連絡

災害が発生し，又は発生するおそれのあるときは，次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

（１）重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため，気象状況，災害状況，電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況並びに停電状況その他必要な情報を収集し，社内関係組織相互の連絡・周知を行う。

（２）必要に応じて，県，市，警察，消防，水防及び海上保安の各機関，地方電気通信監理局，労政機関，報道機関，非常通信協議会，日本郵便株式会社，電力会社，交通運輸機関並びに自衛隊その他必要な社外機関と災害対策に関する連絡を取る。

#### ２　準備警戒

災害発生に繋がるような警報等が発表された場合，災害に関する報道がなされた場合，又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは，その状況により次の事項について準備警戒の措置を執る。

（１）情報連絡用通信回線を開設するとともに，情報連絡員を配置する。

（２）災害の発生に備えた監視要員の配置又は防災上の必要な要員を待機させる。

（３）重要回線及び設備の把握並びに各種措置計画の点検を行う。

（４）災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに，非常配置及び電源設備に対して必要な措置を講ずる。

（５）防災対策のために必要な工事用車両及び資材等を準備する。

（６）電気通信設備等に対して必要な防護措置を講ずる。

（７）その他，安全上の必要な措置を講ずる。

#### ３　災害対策本部等の設置

（１）防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため，災害が発生し，又は発生のおそれがある場合で，必要があると認められるときは，災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。

（２）災害対策本部又は情報連絡室等は，災害に際して被害状況，通信の疎通状況の情報連絡，通信の疎通確保，設備の復旧及び広報活動その他被害対策に関する業務を行う。

## ４　通信の非常疎通措置

災害が発生した場合，次により状況に応じた措置を執り，通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

（１）臨時回線の設置又は中継順路の変更等の疎通確保の措置を執るほか，必要に応じ，災害応急復旧用無線電話機等の運用又は臨時公衆電話の設置等を図る。

（２）通信の疎通が著しく困難となり，重要通信を確保する必要があるときは，電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより，状況に応じて利用制限等の措置を行う。

（３）非常・緊急電話又は非常・緊急電報は，電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより，一般の電話又は電報に優先して扱う。

（４）警察通信及び消防通信その他諸官庁が設置する通信網との連携を取る。

## ５　設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧は，恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

（１）被災した電気通信設備等の復旧は，サービス回復を一義として速やかに実施する。

（２）必要と認めるときは，災害復旧に直接関係のない工事に優先して，復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

（３）復旧にあたっては行政機関・ライフライン事業所と連携し，早期復旧に努める。

## ６　応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合，被災した電気通信施設の応急復旧状況並びに通信の疎通及び利用制限の措置状況等，利用者の利便に関する事項について自社ＨＰ等を通じて情報発信するほか，広報車により地域の利用者に広報する。

また，テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め，広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

## 第６節　道路・河川等公共施設の応急対策

**【関係機関：鹿児島県】**

**【名　　瀬：土木課・商工政策課・農林水産課】**

**【住　　用：産業建設課】**

**【笠　　利：建設課・空港管理事務所・産業振興課・農林水産課】**

災害時には道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は，緊急輸送の実施等，初動期の応急対策活動を実施するうえで大変重要な施設である。

このため，速やかに被災状況の情報収集を行い，迅速かつ的確に，緊急度・優先度を考慮して施設の復旧に努める。

### 第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

#### １　道路・橋梁等の応急対策

（１）災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため，ライフライン占有者又は建設業者等から道路情報の収集に努めるとともに，パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに，必要に応じて迂回路の選定を行い，可能な限り復旧予定時期の明示を行う。また，災害の程度によっては「大規模災害における対策に関する協定書」に基づき協力要請を行う。

（２）応急復旧対策

被害を受けた道路を速やかに復旧し，交通の確保に努めるものとする。特に「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し，道路の機能確保に努める。また，災害の程度によっては「大規模災害における対策に関する協定書」に基づき協力要請を行う。

#### ２　河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

海岸保全施設，堤防・護岸等の河川管理施設，水域施設・外郭施設・けい留施設等の港湾・漁港施設，砂防設備，地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設が災害により被害を受けたとき，又はそのおそれがあるときは，関係機関と協議して必要な応急措置を行う。